

317.79  
F 64  
ウ

2



\* 0007672000 \*

0007672-000

317.79-F64ウ

火災消防研究

藤野至人・著


大日本消防学会

昭和15

ABH

この著作物は、著作権者不明のため、著作権法  
第67条の規定に基づき、平成12年3月23日  
付けで文化庁長官の裁定を受け使用するものとす







12/N-84



317.79  
F64

①

炎  
消  
防  
研  
究

藤野至人著



大日本消防學會刊



905  
53

## 自序

私が火災消防の研究に入つたのが、大正五年八月であるから、今年で二十五年目になる。私としては恰度半生に當るのであるが、皇紀二千六百年に對すると、百四分の一にしか當らぬ。文献に残る日本火災史の筆頭は、欽明天皇十三年の大殿災であるが、之から起算した年數に比べても僅に其の五十六分の一に過ぎない。

此間に、日本消防新聞に發表した火災消防に關する論文雜筆のみでも、六百篇以上になつてゐる。其の中から、時事關係の論議めいたものなどを除き、多少でも後學者の參考となるべきやうなもの八十七篇を集めたのが本書である。

數年前より、斯様な少し纏めた物を上梓せよ、といふ消防人の獎めもあつたのであるが、自分の書いた古いものは、再び讀むことさへ氣の進まぬもので、蒐める氣などは事實出なかつた。



然るに、考へて見ると、我國の火災防止や消防事業の進歩は、他の文化事業に比すると、洵に遅々たるもので、相も變らず、大火を繰返して居る。昭和九年三月廿一日の函館大火で、一夜に二萬三千六百餘戸を焼失、二千六百六十五名の犠牲者と、一億三千餘萬圓の富源を灰燼とした時、政府も國民も大騒ぎ、世論囂々たるものがあつたが、それも束の間で、別段に火防消防施設が改善されるでもなく、それから七年目の今春一月十五日には、又も静岡が大火、五千百廿一戸を焼き、一億圓の損害を被つて居る。

凡そ、人爲を以ては不可抗力とする大地震に因る火災とか、又は戦争のため空襲投下弾に因る兵燹なれば知らず、一般的火災に於て、人の住む家宅店舗を軒並に五千戸も二萬戸も焼く火災などは、二十世紀以來、歐米列國には皆無の事例で、恥し乍ら我國にのみ存する不名譽な記録である。夙に東亞の盟主を以て任じ、八紘一字の大精神を捧持して、聽ては世界に君臨せんとする大日本帝國であり乍ら、萬國火災史上から之を観ると、未だ十九世紀時代の土耳其に比すべき存在にしか過ぎない。甚だ遺憾ではあるが、之が事實なのである。

我國の火災損害年額平均二億圓を算す——といふ此の數字は、私が大正十一年九月、世人に懇へた「火災亡國論」の書中に提唱した一節であつた。爾來過去十有九年、人口も増加し、國富も増しては居るが、此の數字には餘り變りがない。現に昨十四年十二月一日の全國火防デーに、「火災豫防に就て」と題し、内務次官大達茂雄氏が、東京中央放送局より、全國民に對して獅子吼されたラヂオ放送にも、此の數字が用ひられてゐた。

惟ふに、政府も國民も、火災が物資の供給を破壊し、國富の資源を危殆ならしめ、人心を荒廢せしむることの如何に甚大なるかを深く認識し、火防消防事業に就て格段の關心を拂ひ、火災防止の方策、消防施設等に、驚異的の大刷新と大改善とを斷行せざる限り、此の損害數字は、今後益々増加はしても、容易に遞減はせぬであらう。

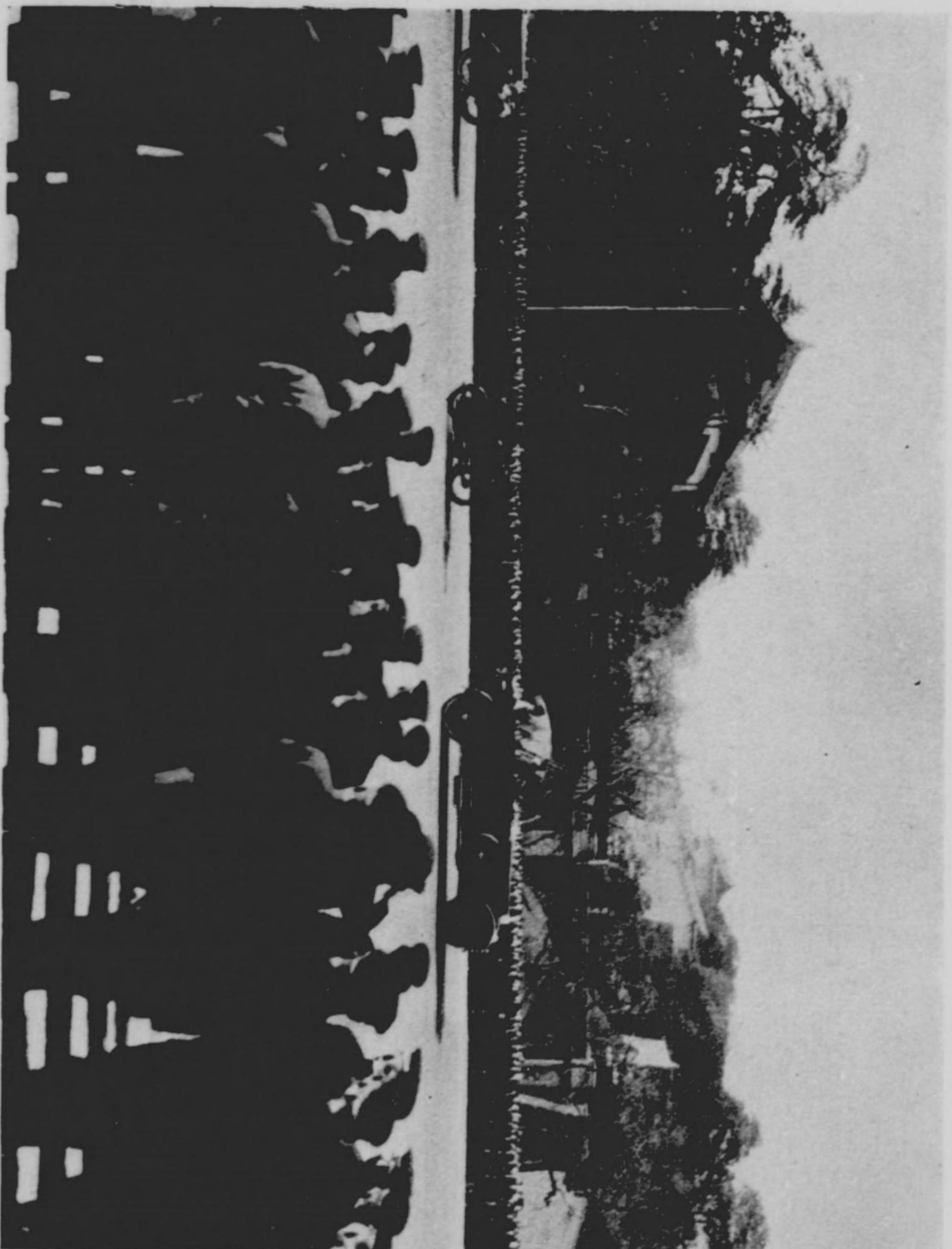
かく觀じ來つて我國今日の世相を見ると、望む所ではなく、悲しむべき事ではあるが、恐らく火防消防事業の前途は遼遠で、未だ暫くの間は、大火くど、同じ様なことを繰返すのかとも思へる。果して然らば、十年前に書いたものが、今より十年後の人にも、何かの參考になるかも知



れない。今書いたものが、今の自分と同じやうな道を歩む人には、二十年後と雖もお役に立つことがあるかも知れない。斯様に考へたので、皇紀二千六百年の祝賀と、併せて日本消防新聞創刊二十五周年を記念するため、社中同人の薦めに任せ、之を上梓した次第である。

尙私の火災消防研究に就て、當初より多大の御垂教御援助を頂いた法學博士松井茂先生、既に故人となられた理學博士寺田寅彦、原錦吾、南莞爾の諸先生、其他諸先輩に對し、爰に謹んで深厚なる謝意を表し奉る。

昭和十五年六月十九日

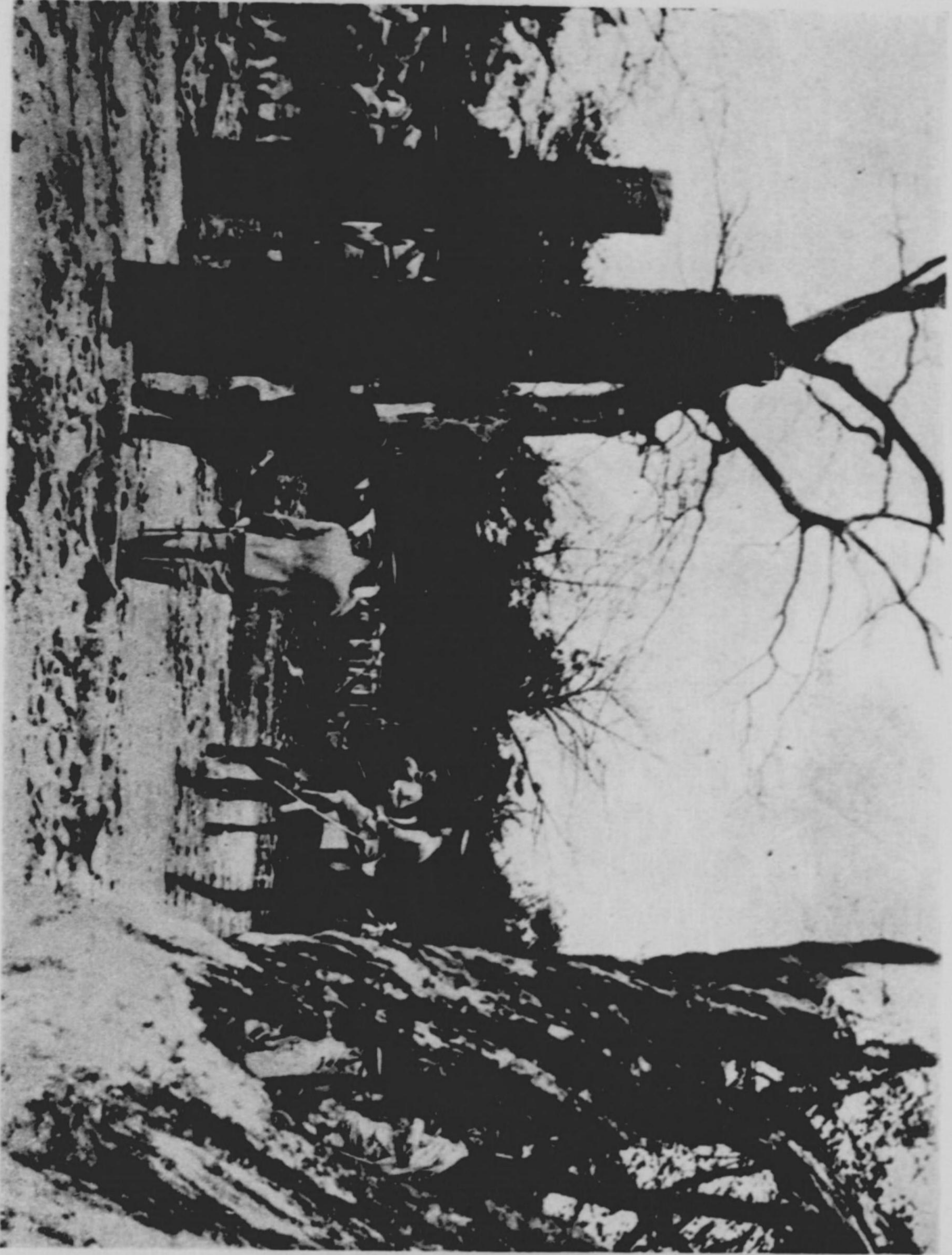


天皇陛下 全國消防隊代表御親閲

昭和四年一月六日、宮城二重橋前にて拜寫



攝政宮殿下 帝都大震大火の跡を御巡閲



大正十二年九月十五日、上野公園にて拜寫



目次

第一 火災篇

新宿の大火と淺草の大火 ..... 一  
國際的の帝國ホテル火災 ..... 一〇  
關東大地震と帝都の大火災 ..... 一五  
貴衆兩院の炎上 ..... 四五  
貴衆兩院の出火原因 ..... 四九  
眞に人道上的大問題 ..... 五二  
デパート白木屋火災の檢討 ..... 五九  
函館市の大火災 ..... 一六  
函館大火災の重要點檢討 ..... 一九

目次



安東劇場火災の大慘事に就て……………一四〇

銀座の銀栖風火事……………一四五

淺草の同情園火災……………一五〇

板橋工場街の大爆發火災……………一五三

芝區田町の大火に就て……………一五七

第二 火 防 篇

消火器と顧客……………一六五

火災防止局の設置を提唱……………一六八

火災防止局設置に關する建議案衆議院通過……………一七〇

瓶詰消火液に就て……………一八三

火防宣傳の秘訣……………一八七

放火の激増に就て……………一九〇

防火古本書見……………一九三

全然火防設備を無視した産業博覽會……………二〇九

不景氣と火災……………二一四

心身疲勞と災害……………二一七

放火は重刑に失火は嚴罰に改正……………二二一

火防行政上の甚大なる缺陷……………二二四

木造家屋火災實驗の見學……………二二八

災害に對する豫防的護身術……………二三四

帝都の不祥事件と市民の警火成績……………二四一

全國的に火災の大遞増……………二四九

防火宣傳運動と消防の犠牲者……………二五九

家庭防火群……………二六四

家庭防火群團の指導に就て……………二六八

非常時局反映の現象説と道聽途説……………二七四



防火宣傳と連絡協力の必要 ..... 二七九

櫻花爛漫季と火事を出す女性 ..... 二八四

消火機具の不給は國防上の缺陷 ..... 二八七

暴風雨と漏電發火 ..... 二九一

第三 消 防

火災と彌次馬 ..... 二九五

指揮方法の改善 ..... 二九七

日本消防の祖神 ..... 三〇〇

接合金具の統制 ..... 三〇九

ポンプ購入の秘訣 ..... 三一二

歐米各都市の消防隊 ..... 三一五

(1) ロンドン ..... (2) ベルリン

(3) パリ ..... (4) ウキーン

- (5) アムステルダム
- (7) ストックホルム
- (9) モントリオール
- (11) ハヴァナ
- (6) ロスター
- (8) ブタペスト
- (10) ヴェニス
- (12) ヨハネスブルグ

知識の本源は経験のみ ..... 三三九

警視廳消防練習生の質問内容 ..... 三四二

破壊消防論 ..... 三四八

自衛消防論 ..... 三七一

消防見學に就て ..... 三八〇

消防講習會に就て ..... 三八五

國際消防隊長會議と學ぶべき點 ..... 三九四

遊色と遊味 ..... 三九七

梯子乗の墜落者救命秘傳 ..... 四二一

山火事の避難と延焼防禦法 ..... 四二四



消防・水道・土木の連絡……………四三七

全國消防隊の御親閲を拜す……………四四〇

開放式注水法の規準……………四四一

梯子乗りの型……………四五〇

兵火の災厄と消防活動……………四五五

財産救護作業と火災保險業者……………四六二

滿洲國の隆昌は先づ消防から……………四六七

六大都市消防懇談會に就て……………四七一

消防設備の完整と火災保險料……………五〇六

電燈線の危險防止に就て……………五一〇

消防自動車の事故防止法……………五一五

有蓋式唧筒自動車に就て……………五一九

總裁宮殿下奉戴と其の記念事業……………五二六

中都市に消防署設置問題……………五三九

消防機關士は技術官か……………五四七

帝都消防と救急自動車……………五五二

空襲と消防問題……………五五八

警視廳と消防唧筒検査廢止……………五六九

消防招魂祭と其の祭神……………五七三

消防組に自轉車隊の編制……………五七九

消防操典の制定……………五八五

消防標識は纏か旗か……………五八九

消防ホースの充實法……………六〇八

消防人と瓦斯研究の必要……………六一一

消防官は技術官に……………六一七

國民防空には消防團が中心……………六二二



唧筒機具の廢物調査を勵行せよ……………六二九

消防組と防護團との合併は更に檢討審議を要すべし……………六三三

此の機會を逸する勿れ……………六四九

消防技術と損害……………六五五

後の雁が先き……………六五九

警防團と服制問題……………六六三

震災當時の帝都消防力と十六年後に於ける現在の帝都消防力……………六七五

口 繪

- 一、天皇陛下 全國消防隊代表御親閱  
(昭和四年一月六日、宮城二重橋前にて拜寫)
  - 二、攝政宮殿下 帝都大震大火の跡を御巡閱  
(大正十二年九月十五日、上野公園にて拜寫)
- 挿 繪
- 一、國際的の帝國ホテル火災……………

- 二、帝都大震大火——京橋銀座方面の燒跡
- 三、帝都大震大火後、本所被服廠跡に弔はれた燒死者三萬三千人の白骨
- 四、貴衆兩院の炎上
- 五、デパート白木屋の火災
- 六、函館の大火
- 七、防火宣傳の文句が付いてゐる米國煙草
- 八、郵便のスタンプを防火宣傳に利用
- 九、二十二ヶ國語で示した萬國通用の「禁煙」ポスター
- 一〇、全米火防週間の宣傳ポスター
- 一一、佛國バリー消防隊の有蓋式ポンプ自動車
- 一二、英國エヂンバラ消防隊の有蓋式ポンプ自動車



# 火災消防研究

藤野至人著

## 火災篇



### 新宿の大火と浅草の大火

（昭和六年四月六日）は土曜日であつた。此日の零時半私は警視廳に緒方消防部長を訪問し、緒方部長は午後二時退席したのである。此時緒方部長は窓外の風塵を眺めながら何時になく十年前の吉原大火の思ひ出があり「吉原の大火は四月九日であつたが、實際四月十日頃迄は安心がならぬ、毎日のやうに北風であるから少しも油断が出来ない」と言はれた。俗に虫が知らせたとしても謂ふのか、此日の午後八時新宿の大火が起つたのである。次で二週日を過ぎた四月六日の午前八時四十分浅草の大火が起つた。古老の話に大火は何時も干潮の時であるといふが、不思議

新宿の大火と浅草の大火

一、火災の歴史  
二、火災の発生原因  
三、火災の被害  
四、火災の予防  
五、火災の消滅  
六、火災の調査  
七、火災の賠償  
八、火災の救済  
九、火災の教育  
十、火災の研究



や此兩大火とも干潮の干先からであつた。

新宿の大火は延焼四時間に及び、其焼失戸數六百三十二、焼失面積約一萬五千坪を算し、遊女屋五十一軒を焼き、淺草の大火は延焼六時間に及び、其焼失戸數千二百、焼失面積約二萬坪を算し、神社一、寺院十一、警察署一、小學校二の特殊建物を焼いて居る。故に此兩大火の焼失戸數は千八百三十二戸、焼失面積約三萬五千坪であつて、假に建坪の時價を平均一坪百圓と見積れば不動産の焼失損害額が三百五十萬圓、動産を其二倍として合算すれば實に一千萬圓の財寶を灰燼とした譯である。

失火の原因は兩者とも些細なる不注意から起つたもので、前者は煙草の吸殻、後者は七輪の火である。何れも家人の注意に依りて當然豫防し得らるべき火災なのである。而して之れが大火となつた原因は兩者とも出火報知の遅緩である。あれ程に當局者が火災専用電話を利用せよ、寸刻の猶豫なく告知せよと宣傳して居るにも拘らず、徒らに周章狼狽して之を利用せず、烈風強風の日に火見構發見といふ香氣極まる發見の爲め、即ち火を玉子の裡に消すことが出来なかつた。換言すれば先着の一臺の唧筒自動車では既に消すことが出来なかつたといふ事に基因するのである殊に新宿は昨年四月東京市に編入された土地で、市内の消防網から遠隔の位置にあつて、唧筒自

動車が火災現場に到着すべき標準時間五分内よりも遅刻する憂ひあり、昨年度の実績も亦不良なる爲め、消防部にては此方面に更に消防署を新設すべき計劃を樹立し、十年度に於ては之を實行すべき新設費豫算約十萬餘圓の協賛を得て目下其敷地選定中であつた所が、之を待たずして此大火を出した次第である。

新宿の大火で消防隊が困難を感じたのは水利である。平常からのにして居た御苑を沿ふて流るる水は、當日水源工事の爲め、枯渴して利用出来ず、水道は場末の例として徑六吋の連絡のない一直線の鐵管一本。唯これ而已を頼りに二十臺の消防自動車が活動する爲め消火栓の水壓は平均二十封度に低下するし、水不足の爲め普通百二十封度以上の壓力を出して居る各唧筒自動車は何れも六十封度内外の壓力しか出し得ないといふ可憫状態で、秒速十六米突乃至十八米突といふ烈風の火勢と戦ふ光景は實に言語に絶する凄慘なもので第一線退き、第二線破れ、退却集合の第三線で御苑の自然的防火線の爲め火先の鈍れるを幸ひ、必死に延焼を喰止めたのである。若し御苑がなかつたなら、此火は青山練兵場迄突破したかも知れぬと思ふ。

淺草の大火は消火栓も相當の水量があり、山谷堀の水も使用せられ、水利は敢て不便と云ふ程ではなかつたが、此場所は道路が頗る狹隘で、唧筒自動車の自由に通行し得べきは幅員四間の馬



道通りと象潟町通りのみで、其他は皆露路横丁であるのと、當時の風力は秒速十五米突で、其風位が始めは北西なりし爲め、消防隊は之を基準として風下に陣形を整へ延焼を防いで居ると、遽かに反對の北東に變つた。各唧筒は水管を引上げ多大の勞力と少からぬ時間を費して、混亂名状すべからざる狹隘の道を移動し、第二の陣形を布くと間もなく風位は又も變つて眞東となるこいふ状態で、消防隊は殆ど風伯に翻弄さるゝが如き形であつた。炎々擴大する延焼線、無暗に家財を抛出す數千の避難民、白晝雲集する數萬の彌次馬、之れを制止する警官隊との衝突、此間を縫ふて陣形轉換を行ふ消防作業の困難は眞に絶大である。

叙上の如き状態であつたから、新宿の大火にしても、淺草の大火にしても審に其跡を點檢すれば、消防作業の上に於て多少の手落ちがあるには相違ない。嘗て某消防司令が「どんな火災に於ても、後からつく／＼考へて見ると之れは満足であつたと思ふことは殆どない」と云つた事があるが、之れは偽らざる告白であつて、「吾れ未だ嘗て快心の文章をものしたる事なし」とは多くの文豪が同様に述懐する所である。況乎何事でも第三者から之を見れば所謂傍眼八目の警諭に漏れず、色々と眼に付くものである。

一例を擧げて見れば火災現場に於ける指揮命令の不徹底、之に伴ふて起る消防動作の不統一の

如きは夫れで、吾人の所見に依れば、司令長は斯く筒先近く迄立入つて指揮されなくとも宜しからう、斯の如き大火の場合は、夫れよりも寧ろ司令部に陣取り、徐ろに地形を案じ風向を察するの大局看取に専念し、多數の傳令を驅使して、其命令を全般一統に普及徹底せしむることに努力しては如何との疑問も起る。併し當路者に就て之を聞けば、必ずしも然らずで、當初より大火を豫想する譯でもなく、小火中火の裡に之を消滅せんと考へより先づ最も困難なる地點の後背に在りて之を指揮するは必要であり、若し其延焼區域が擴大して來て即ち大火になつても、時々要所を巡回して監督するこゝは消防隊全體の士氣を鼓舞する上に於て最も必要であつて、其場合司令部に獨り安座することは到底許されぬといふ事である。又指揮者から見ても命令が思ふ様に行はれず洵に遺憾に考へる點がないではないが、淺草の大火の時などは、唧筒自動車一臺より二本のホースを大抵二丁延長して居る、則ち自動車の車體其物は僅かに全長十九呎、幅員六呎に過ぎないが、大砲の如く之れから直ちに水を放射する譯のものでなく、車體は送水機關の一部に止り、之にホースを繼ぎ筒先を付けて始めて完全なる一の消防機關となるのである。然らば當時の消防機關の長さは百二十間であるが恐らく移動機關で此の様な大型のものは他にあるまい。故に此一臺の消防機關の動作に關する指揮だけでも雜踏混亂の際には其命令を徹底するこゝが決



して容易ではないと言ふのである。

また司令長から傳令を経て來る命令は口頭に依らねばなるまいが、消防士から消防手に對する指揮命令の口頭を以てする事はどう考へて見ても成績が良くない。指揮者が刺子頭巾に蔽はれたる口で叱咤する不便もあれば、之を受ける消防手も刺子頭巾に耳を蔽はれて聞かなければならぬ不便がある。故に第三者から見居るに其命令が徹底せず、事實に於て個々別々の行動に落ちて居る場合が多いのみならず第一に時間を要する。之れは是非とも紐育消防隊の如く手眞似信號で命令を行ふに如かずと思ふ。消防作業は絶對的に團體的動作であらねばならぬので、之が不統一になり、個人的動作になればなるほど、其能率は減退することは明白である。道路狹隘、彌次馬殺到の我が東京に於て之を行ふは勿論容易な事ではあるまいが、消防當局者としては平素の訓練に依つて此點に成績を収めるより仕方があるまい。

次に此の二大火に於ては極めて小區域に破壊消防が行はれ、新宿の方では相當の効果を擧げ得たので、近頃當局に於ても之が研究題目の一になつて居るやうである。破壊消防と云へば一番元始時代の消防法であつて、苟も文明國と稱する都市の消防法でない事は言を俟たぬ。現在世界中で此の消防法を行つて居る者は、南洋諸島の未開の土人位なものである。彼等土人の中で最も

無智な者は火事があると唯だ「火事だ〜」と叫んで逃げる、夫れより少し進んだ部落では寄集つて之を打壊す、則ち破壊消防をやるので、彼の文明國では何れも注水消防若くは窒息消防を以て消防の原則として居る。東京消防では明治九年頃迄は唧筒組に對して別手組といふのが在り、之れが破壊消防をやつて居つたが其後之を廢止したのである。

それを今日に至つて破壊消防の研究などは時代逆行の甚しいものと云はねばならぬが、少し大火となると水が不足を告げるし、道路は狭くて防火線にならず、防火壁は無し、家屋は何れも可燃性の木造といふ、舊態其儘の非文明的施設でありとすれば、是れ亦已むを得ざる仕儀と云はねばなるまい。併し破壊消防の作業は相當に困難な事であつて、爆藥装置は人畜に危険が多いから人家稠密の都市では到底行はれ難い方法であり、と云つて従來の刺又、大鋸、斧、鶴嘴、鉋、鐵鎖、小萬力其他の土工具を用ふる作業では時間を要するから緊急の間に合はない、従つて豫定の區域を相當の時間に破壊する事は出来るが、數町に亘る延焼線を短時間の裡に破壊することは不可能であつて、之を爲すには歐州戰爭に使用したタンク自動車型の大破壊機でも用ふる外に方法はあるまいと思ふ。

今でも行政執行法に據り、當局は緊要と認むる場合は責任を以て破壊消防を行ふことも出来る



が、未だ賠償法の規定もなければ、又火災保険金も支拂はれないので、火災後兎角物議を起し易い關係から、事實に於て此方法は斷行し難い。被害者の人情から云つても焼かれるか、焼跡に接近した場所で壊されたのなら諦めも付くが、延焼線から相當の間隔があるのに壊されては諦めがつかぬものらしい。と云つて前述の通り延焼の切點で之を破壊すること、則ち後で問題にならぬやうに壊すのは餘程至難である。此の大火で行つたのは破壊消防とは云へ、屋根を除き燃焼の目的物たる家財其他を除却したに過ぎぬ。某市の消防では家屋を引倒すのに自動車の動力で牽引して居ると聞くが、引倒しに自動車の使用が出来るやうな道路や空地があれば、實際に於て家屋を破壊するの必要はあるまい兎も角之は研究すべき問題である。

次には消防機關配置の事である、東京には市内十五區に亘りて消防署六、出張所十九、計二十五箇所に唧筒自動車及び水管自動車が各一臺宛、總計五十臺の消防自動車が配置されて居る。聞く所に依れば、消防部では大正十年度に於て更に出張所を二十五箇所増加し消防自動車を一臺宛配置する、則ち消防機關は現在の儘でも之が配置所を増加して消防網の分布を細密にする新計劃を樹立提案したさうであるが、不幸にも此案は經費の關係上府會迄提出するに至らずして葬むられたといふことである。

之を歐米の大都市に比較して見ると人口七百四十萬人を包容する倫敦市の主なる消防機關が唧筒自動車百六十八臺、梯子自動車其他が百十臺、計二百七十八臺の消防自動車を有し、人口七百三十萬人を包容する紐育市が唧筒自動車二百九十五臺、梯子自動車其他が百五十八臺、計四百五十三臺を有して居る。東京の人口は二百四十萬人であるから其三分の一で宜いと假定して、倫敦に比せば九十三臺、紐育に比せば百五十一臺の消防自動車を設備せなければならぬ。

右は何れも消防上の見地より考察したる論議であるが、現在の東京市全體の上から之を觀察する時は、二大火の實狀に於ても明かなる如く、建築法の勵行、防火線の設定、道路の改善、水道の擴張充實が急務である。消防機關が如何に發達しても、肝腎の水が不足では奈何ともする事が出来ぬ。又水が充實しても自動車が身動きならぬ道路では消防の活動は難事である、加之に木造家屋の櫛比、防火線の皆無と來ては、祝融子の猛威に委するの外はあるまい。東京市の消防設備が歐米都市の消防設備に比して及ばざる事遠しであるが、道路、水道の點に就ては歐米は愚か我國の他の都市にも及ばざる所がある。歐米の文明が人力、馬力、動力といふ順序的階級を踏んで發達して來たのに反し、我國は人力車から直ちに自動車に飛んだやうな文明であるから、萬般の施設に長短遲速のあるは免れ難いけれど、凡ての危険は平衡を失するに因りて起る事を承知せぬ



ばならぬ。(大正十年四月)

## 國際的の帝國ホテル火災

過る帝國ホテルの火災(四月十六日)に於ては、比較的呑氣な朝野の識者階級も大分眼を醒した様子で、日刊紙なども一週日位それ〴〵此の火災に關する批判を試みたものである。火災現場に駆付けた知識階級の人々が一樣に口にした言葉は「如何にも時が悪い、而も帝國ホテルとは」といふ一言であつたが、實に此言葉は誰しも同感であるに相違ない。時は英太子殿下御滞在中であつて、而も其の日は觀櫻御宴に御成りの日であり、場所は英太子殿下の隨員である侍従オグルビー氏四名と、其從員並に御召艦レナウン號の將校二十名の國賓が宿泊をして居る帝國ホテルだから、祝融氏の意地の悪さ加減には誰しも吃驚せざるを得ない。

東京消防隊が緒方部長指揮の下に極力其のベストを盡したことは、其の現場に在りし多數内外人の承認する所で、筆者も亦親しく之を實見した一人であるが、兎も角寸刻の差にて力及ばず、

遂に希臘人ミリアレツシー氏を見殺しにしたのは事實であつて、之れは洵に一大痛恨事であると共に、其翌日英太子殿下の燒跡御檢分と相成りしが如き、我國民の恐懼措く能はざる所である。

大正九年十月五日、我國に於て初めて催されたる世界日曜學校大會舉行の第一日に、東京驛頭に新築されたる三階建千二百餘坪の大會場が失火して僅か二十分で灰燼となり、各國の代表者外人數百名が切齒するのを見たのは未だ記憶に新たであるが、當時原首相は此の災禍を大に憂慮し同大會の爲めに衆議院を開放するの提議をなし、内田外相之を慰問するの國際火災であつたが、其後紐育の日刊新聞トリビュン紙は、其の繪附録に、日曜學校大會火災實況寫眞を掲げ、之れに「火事は東京の花」と大文字で記して笑つて居たのを憶えて居る。今度の帝國ホテル火災が、燒出された國賓並に外人旅客等に如何なる印象と感想とを與へて居るか、蓋し想像に餘りあるのであるが、今回のやうに英太子御來遊といふ日英兩國としては未曾有の祝福すべき慶事であり、飛耳張目萬國環視の中心に於て、斯の如き不始末を仕出でかしたことは、帝國ホテル當事者の責任は固よりであるが、東京市民並に我國民全體も亦火防消防に對する不用意の罪を免かるゝことは出來まい。此時此場所に祝融氏が此の惡業を敢てしたのは、畢竟するに我國民に火災に對する深甚の覺醒を促すべき大鐵槌を下したものであるに相違ない。



仍て吾々は此の火災に於ける當時の状況並に結果に鑑みて十分調査したる上、後日の参考に資せねばならぬ。其調査研究の範圍は建築上に於ける防火設備、避難装置、之に關聯する諸設備など澤山あるが、消防上の見地よりして、外人連の所謂「歐米の消防は人命救助を先にするが、日本では損害を防ぐのを先にする」といふ非難を、當局が甘受せなければならなかつた此の火災の實狀より推論して、先づ第一に改善を要すべきは、消防隊の人命救助練習と、其の用ふる救助機械であらうと思ふ。

ロンドン消防隊でもニューヨーク消防隊でも人命救助に關する設備は非常に發達して居り、消防隊員の消防練習と云へば主として人命救助の練習であつて、現在ロンドン消防隊に備付けある救助用機械梯子自動車は七十九臺、ニューヨーク消防隊に備付けある救助用梯子自動車は百八臺もある。そして其の機械梯子は何れも最新式の空氣壓搾式装置か、或は電氣装置でボタンを一つ押せば十秒二十秒で七八十尺も延長するのである。然るに現在東京消防隊に備付けある五臺の機械梯子は人力で廻轉延長する舊式のもので、之を延長し終る迄に三四分を要するものである。外人に云はせれば、若し東京消防隊にロンドン消防隊やニューヨーク消防隊に用ひて居る新式の機械梯子があつたら、ミリアレッツシー氏は死なずに済んだのだと言ふであらう。又彼の場面では確

かにさう思ひ得るのである。

尤もロンドン消防隊やニューヨーク消防隊でも、初めから救助設備が完備して居たのではなく、斯様に發達したのは市街に高層なる家屋が増加するに伴れ、火災による死傷者も甚だ多いからであつて、最近の統計に據ると大正九年度中のロンドン市の焼死者が百五十三名、同年度中のニューヨークの焼死者が九十二名を算して居る。斯く多數の人命を失ふことが直接間接の原因となつて人命救助方法並に設備の刷新を促し、消防隊の作業も人命救助が主となり、防火行動が従となり來つたものであらう。

然るに東京市街の建物は江戸時代より平家或は二階建を本位とし、三階建は明治後の建物であるのと、夫れが何れも皆木造である爲め火足が甚だ急速である關係から、火災に於ける人民の避難は各自の自衛行動に待つのを慣例として來たのである。従つて現今の東京消防隊に於ても、舊來の遺習に法り、練習の場合に於ても防火作業延焼防止が主となり、人命救助の方は従となつて居るのが事實である。又焼死者なども比較的少なく、統計に據れば東京市中の焼死者が大正六年中九名、同七年中二名、同八年中八名、同九年中十五名、同十年中六名であつて、五箇年平均して見ると一箇年八名の焼死者を出して居るに過ぎない。



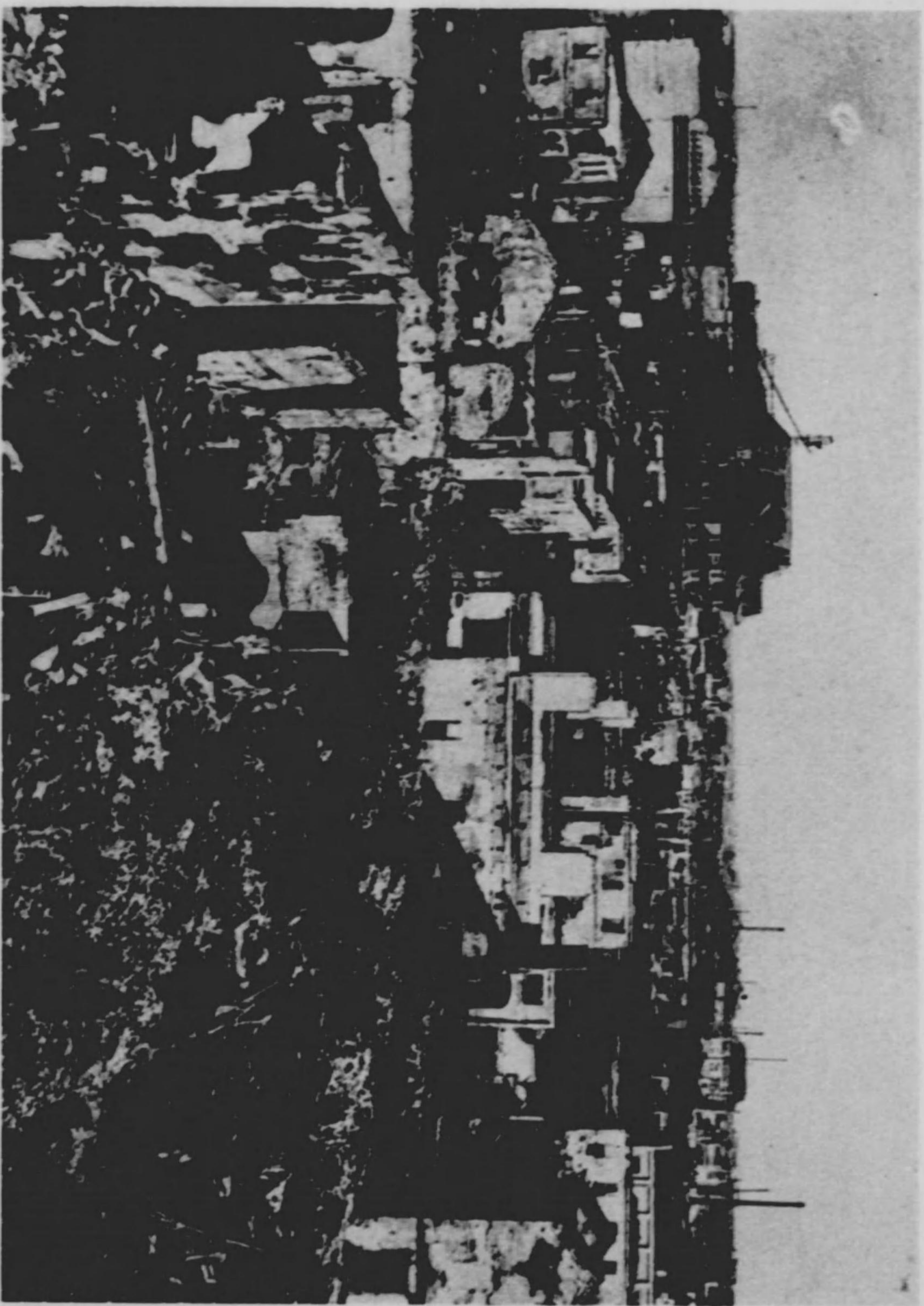
併し乍ら年に八名の焼死者を出して居ることは決して東京消防隊の名譽でもなければ、東京市民の自慢にもならぬ。殊に近來は續々として高層なる建築物が建てられ、現在では百尺以上の特殊建造物が三十近くもある。機械梯子も届かねば消火作業も不便な斯の如き建物を造る以上は、其の所有者又は居住者は各自の責任上、勿論之に相當する防火設備や避難装置を施設するのは當然の義務であらねばならぬが、消防隊も亦決して之を輕々に看過するこゝなく、此等の發展に應じて夫れ相當の設備と練習とを怠つてはならぬ。

最負眼ではないが吾々日本人は外國人等よりは遙かに人情に厚い國民である。其の日本人の組織する消防隊に、「損害を防ぐのを先にして人命救助を後にする」など、云ふ思想は絶対に有り得べからざること、此の言葉は畢竟物質主義の外國人より見たる皮相觀であり謬見であるけれども、現在の状態ではさう云はれても已むを得ない。當局者に於ては此の機會に充分勘考發奮されて、救助設備の大刷新を斷行し、我國獨特の火災に於ける人命救助の方法を攻究し、一面焼死者の絶無を期すると同時に、我が帝都消防隊の面目を立て、貰ひたいものである。最新式機械梯子の新設に要する諸經費の如き、尊い人命から之を打算し、帝都市民の面目から之を見れば、實にお安いものではないか。(大正十一年六月)



國際的の帝國ホテル火災(大正11年4月16日)





帝都大震大火——京橋銀座方面の焼跡（左手の高樓は歌舞伎座）

## 關東大地震と帝都の大火災

〔一〕

今回の關東大地震は、東京で感じたのが大正十二年九月一日午前十一時五十八分であつた。而して此の地震は歐露ベトログラード天文臺にも明瞭に感じたといふことであるが、震災を被つた範圍は東京、神奈川、静岡、千葉、埼玉、山梨、茨城の一府七縣に亘り、家屋の倒壊焼失流失せるもの併せて五十五萬八千世帯に及び、死者約十萬人、傷病者約五萬人、罹災者約三百四十萬人を計上すといふ。（註）災害の多い我國の記録に更に悲しむべき大記録を添へたものである。

此の大地震があつて後、直ちに東京の地震學者は「今後餘震はあつても大地震はない」と發表した。其の新聞號外を手にした市民等は「夫れが判る位ならば、何故此の大地震を豫報して呉れぬ」と憤慨したことであるが、何ぞ知らん、當時は中央氣象臺の地震計も帝大の地震計も狂ひを生じて、學者は地震を感じた時刻をも正確の記録は得なかつたといふことだ。現代科學の力も



大自然には及ばざること遠しで、洵に已むを得ぬ次第である。

**東京の大火災** 震源地が果して鎌倉横濱の地點なりや否やは學者の論議に一任するとして、今村明恒博士の「東京は大地震といふよりも大火災と稱すべきである」といふ所説には記者も所見を同じうするものである。横濱市の如きは地震の爲めに全市の家屋殆ど倒壊して、一時間を出でざる中に、市の過半は火煙の包む所となり、二時間を過ぐる時には火焰全市に漲るの状態であつたといふ。然るに東京市は四十四萬四千戸の内、地震の爲めに倒壊した家屋は一萬六千戸に過ぎず。警視廳の調査報告に據れば、地震と同時に出火したるもの全市百三十六ヶ所、其内即時消止めたるもの五十三ヶ所也<sup>(註二)</sup> とのことであるが、記者が同日午後一時愛宕山上より觀望したる時、火煙の昇れる箇所は八ヶ所に過ぎなかつた。之れが第一に水道の斷水に依り、消火作業が困難となり、第二には軍隊の破壊作業が手廻り兼ねたのに、第三には風速加はり風向屢々變更<sup>(註三)</sup> した爲め、延焼擴大底止する所を知らず、終に翌々三日午前十時迄燒き拂ひ、則ち其の延焼時間は四十六時間に及んだ。而して其の結果は全市面積の約二分の一を燒土に歸し、戸數人口に於ては全市の約三分の二を烏有とし、十萬以上の燒死者を出して居る見込である。財産の損害額も的確の數字を示すことは困難であるが、燒失坪數が約一千萬坪であるから、假に坪當り百五十圓と

しても十五億圓の勘定、之に動産の損害を加算したら少くとも五十億圓に達するだらう。<sup>(註四)</sup>

**世界第一の大火** 有史以來世界各國の火災史を通覽するに、其内最も著名なのは西曆一六六六年のロンドン大火である。之れは「偉大なる火事」と稱せられ、十月二日同市ブデング小路の木造小屋に火を發してから同六日まで五日間延焼して、其の燒失面積四百三十六エーカー四百通路に亘り、殆どロンドン市の全部を燒燼し、テムス河の艦艇まで燒いた大火災であるが、其の損害は時價約千七十三萬五百ポンド(約一億七百三十萬五千圓)で、燒死者は僅かに六人に過ぎなかつた。又近世で著名なる大火は西曆一九〇六年四月十八日のサンフランシスコ市の震災による大火であつて、是亦延焼三晝夜に及び全市の過半を燒失したのであるが、其損害 時價三億五千萬弗(七億圓)で、燒死者は四百名に過ぎなかつた。此の二つが歐米に於ける空前絶後の大火災である。一市の火災で五萬八千の無縁佛を出して白骨の山を築き、五十億圓以上の損害を被つた大火災は之が世界で始めての記録である。實質上世界一の火災國である我國は、終に世界第一の大火災を惹起したのである。

## 〔二〕

記者は地震學者ではないから、地震に就ては所見を有しない。唯地震は火災と大なる關係を有



して居るから、平生より學者の所論を傾聴するのみであつた。併し消防新聞に筆を執ること八ヶ年の經驗上、消防に就ては、聊か研究する所もあり、且つ多少の自信を有する點もあるので、東京市に於ける火災の危険状態に關しては、口に筆に、機會ある毎に之を説いたものであつた。大正十年十一月二日、緒方消防部長が歐米消防の視察を了へて歸朝された歓迎祝賀會を四谷の三河屋に開いた時、市内の各消防署長を始め消防部員諸氏列席の席上で、記者は「電燈其他の關係より東京は今後益々出火の累進率を高め危険愈々相加はること疑を容れない」と所信を披瀝して一消防官から「オドカシてはいけない」と肩を敲かれたのを記憶して居るが、其後の出火率は遺憾乍ら豫想の如くで、大正十年度には六七〇回のもが十一年度には七九六回となり、今年に入つても更に増加の傾向であつた。

一昨年末の全市斷水 一昨年三月の新宿の大火、同年四月の淺草の大火に就て感ずる所あり、昨年三月號の消防新聞に於て「もう大火はあるまいか」と題して五大理由を擧げ「假令消防隊員の素質及消防機具等のみが改良されても、記者は尙大火あるべしと豫言したい」と記して居る。殊に記者は大正十年十二月九日、微弱なる地震の爲め市の水道に故障を生じて十三日迄前後四日間、亘り全市が斷水し、市民は到る處にバケツを手にして飲料水を需むる憂目の裡に、不届にも

各所に火を失する事數回、消防隊はドブ水や土砂を以て之を消すの實狀を見たのが始終腦裡を去らず、萬一大地震でもあれば大々的慘狀を呈すること必定と常に之のみを懸念したのであつた。

歐米都市發達の道程 故に去る七月廿八日、警視廳消防練習所に於て、第二期消防練習科生に對して一場の科外講演を試みたる際にも、記者は歐米各都市が今日の如く耐火建築になり、消防装置が進んで居る理由を下記の如く力説した。「歐米の各都市と雖も昔は何れも木造建築であつて、市民は消防隊をのみ信頼して居つた。處が各都市何れも大火災に遭ひ（主なる都市の大火の歴史を述べ）市民は苦い幾多の經驗を甜めた後、吾々が消防隊にのみ倚賴して居つたのは誤りであつた、先づ耐火建築をなし、夫れから各自出來得る限りの消防装置を施し、而して後、消防隊の力に待つべきであるといふ市民の自覺が徹底して、終に建築條例の實施となり、消防協會等の設立となり、消防隊之に次で完備し、今日の時代となつたのである。我國の文明は急速に發達した爲め、凡てに平衡を失せるピッコ文明である故、東京市の消防にしても、常に消防機關の設備に止らず、之に密接の關係を有する道路、水利、通報機關等に幾多の缺陷があるから、一つ間違へば大事を惹き起す憂ひがある。故に諸氏の責任は頗る重大で、常に緊張して居らなくてはならぬ。若し大火災でも起すやうなことがあると、消防隊は忽ち市民の信用を失墜するやうな事にな



るので、今は實に消防隊の大切な時代である」と。

天の命か 夫れから今考へても可笑しくなるのは去る八月十八日の夜、記者の友人である某火災保險會社の社員と會談の末、彼が「何か金儲はないかしら」と云ふから「若し吾輩が君であつたら火災保險會社の株を此際賣るネ」と云ふと「又大火の説か」と笑ふので「どうも吾輩は今年の冬か來年の春頃に大火災が起つて東京が四分の一位も焼けるやうな氣がしてならぬ。だから七月以來田舎の方へやつてある子供達も、若し東京へ歸ると云はねば其儘田舎へ置く積りだ、東京が四分の一も焼けたら、火災保險會社で残るのは六社か七社だらう」といふと「夫れはそうだが眞逆かそんなこともあるまい、君の神經だよ」「イヤ神經許りではない合理的だ、天祐のない限りは近く大火があると思ふ」と言ひ出したら、彼は「クワバラ／＼」と言ひ乍ら遁け出す様に歸つて行つた。併し記者も神ならぬ身の、地震學者でさへ豫知し得なかつた此の大地震を知りやうもなく、御同様綺麗に焼出されて意外に早く數々の體驗を與へられたのも天の命か、人の運か。

## 〔三〕

大火災になつた詳細の原由等に就ては警視廳の發表記録もあり、又別に緒方消防部長の説明もあるから、記者が茲に蛇足を加ふる必要はない。勿論傍目八目の諺にもれず、記者として當局發

表以外別に心付いた點もないではないが、此等は慎重に調査の上、別の機會に於て論評を試みたいと考へて居る。

大火災の教訓 夫れよりも茲に考へたいのは大火災の教訓である。今回の大火災は世界未曾有の大火災である丈けに、有形無形あらゆる方面に幾多の教訓を齎した。例令ば或る學者は此の大地震大火災を以て天譴であると唱へ、之れを明曆大火前後の社會状態に酷似して居るとて、浮薄驕奢に流れた今人の不徳を戒めて居る。又或る學者は我同胞は餘りに科學を信じなかつた、地震の學問を重んじなかつた、之れ丈けでも其の報ひのあるのは當然だと言つて然るべしきて科學の不振を叫んで居る。前者は我國に災禍があると何時の世でも之を唱へる儒教傳統論者の一派で、後者は宇宙の萬物を悉く科學的に説明せんとする科學萬能論者の一派である。兩説とも一理ないではないが、孰れも首肯し難い點がある。過去を言ふは將來の愚者なりとの見地から、災禍の悲惨を忘れしめる、アキラメしめる方便なら別として、天災地異悉く之れ天譴なりも餘りに現代の科學を無視して居る説であるし、さればとて科學を疎んじたから殊に地震學を疎んじたから此の災難に遭つたのだといふのも、餘りに大自然を無視した神を恐れぬ説である。吾々は前者の如き絶對他力の信念もないが後者の如き絶對自力の信念も持ち合せがない。吾々の信念は他力中の自



力である。則ち大自然の力には勝つこゝは出来ぬが、人爲の塌し得る限りは之を盡して災禍を免るべき觀念である。換言すれば、地震に因る震動の如き或は風力風向の如き、人力で支配し得ざることは已むを得ぬが、現代科學の力を以て爲し得べき耐震耐火の家屋構造であるとか、又は火防装置、消防設備の如きものは、十分に之を施設して災禍を免るべしといふのである。過去の東京市は果して此等人爲の塌し得べきことを盡して居つたであらうか。

鐵筋コンクリート 其の一例を建築に就て見る。耐震耐火の建築としては鐵筋コンクリート造が一番善いとの説は、過去三十年以前より世界各國の建築學者が常に説き來つた所のもので、歐米先進國の各都市は競ふて之を採擇して居る。我國の建築學者も夙に之を唱へ、一昨年春の新宿淺草の大火ありて後は、内務省警視廳の如きも該建築構造獎勵の爲めポスターを發行して、宣傳に之れ勗めたものであるが、新宿淺草大火の燒跡に幾許の鐵筋コンクリート構造が建築されたか、論より證據で其の實狀は現在の燒跡が明白に之を立證して居る。學者は丸の内附近に残存せる此種建造物を調査して、耐震耐火建築として鐵筋コンクリート構造が他の孰れの構造よりも優秀なることを確認せりと、更に重ねて證言宣傳して居るが、全市のバラックが本建築となる時、果して幾許の効果を齎すことであるか、從來の實行力に徴すると洵に心細い次第である。

基礎工事の良否 尙燒跡に残つた建造物を見て感を深うするのは基礎工事の良否である。假令地震には脆い煉瓦造や石造でも基礎工事のシツカリした物は少しの龜裂もなしに立派に残つて居るが、鐵筋コンクリート造でも基礎工事の悪いものは見られた様ではない。又徒らに外飾に凝つて工事の實質に手を抜いた建物等は、露骨に其醜狀を暴露して悲惨である。此等の醜骸に接すると、技術の巧拙よりも寧ろ人心の醜惡を想はしめる。設計の善惡といふよりも工事請負人の人格を偲ばしめる。

## 〔四〕

貯水池や井戸 其二例を水利に就て見る。現今世界各國の帝都は何れも市民に供給する飲料用の水道の外、別に消防専用の高壓水道を設備して居る。印度のカルカッタ市の如きでさへ、此の消防用水道を設備して居る。然るに我帝都には之れさへ無いのみならず、前記の如く此の飲料消防兼用の水道さへ不完全極まるもので、聊かの地震でもあると忽ち之に故障を生じて市民は飲料水にさへ狂奔せねばならぬ状態であり、假令地震はなくとも夏季に市民が少し水を使ひ過ぎると本所深川の區民は忽ち飲料水に缺乏を告げるので、市の水道課は水を節約して欲しいといふ宣傳に力めねばならぬ状態であつた。斯の如き状態にある水道にも拘らず、平常は兎も角融通が利く



ので之にのみ倚頼し、事ある時の外は貯水池や井戸は顧みられなかつた。而して市の水道課が茲兩三年すれば充分水の配給が出来るといふ宣傳に満足して、四日間断水の記録も、喉元過ぐれば熱さ忘るゝの諺通り、一騒ぎが過ぎてしまふと當局も市民もケロリとして居るのが常であつた。

**水利不便の危険區域** 記者が去る八月末日（震災直前）警視廳消防部に就き調査して見るに、東京市内に於て水利不便に依る危険區域が、左の如く九十七ヶ所の多き上つて居る。

最近水利を距る百間以上	六四ヶ所	同	百五十間以上	一六ヶ所
同	二百間以上	一一ヶ所	同二百五十間以上	二ヶ所
同	三百間以上	三ヶ所	同三百五十間以上	一ヶ所

夫れにも拘らず、該危険區域の住民は晏然として居り、火災保険業者等も平氣で之を危険視せず、自衛組合等も此等の點には一向無關心で、貯水池新設の計劃も無ければ、消防用の井戸を掘つたといふでもない。恰もポンプ自動車は放水する機械ではなくて、無限に水を噴出する機械と感違ひして居るかの如く平氣であつた。

**部署配置の非難** 故に今回の大火災に際しても、強震と同時に水道は故障を生じて間もなく断水し、市民の大部分は飲料水にさへ不自由を感じる悲境に陥つたのであるから、消防隊の消防力

は大削減されて居ることは明かであるに拘らず、市民は消防隊の到来を大早の雲霓を望むが如くに期待したものである。併し消防隊は消火彈藥たる水利の無い處に出場しても無効であることを覺知せる故、先づ溝渠、河川、貯水池等の如き水利の存する所を選びて出動力戦するの外はなかつた。但し市民の感情から云へば假令彈藥たる水はなくとも、豫て倚頼して居る消防隊の姿を待ち侘びたのは事實で、之を見なかつたのは不満であるに違ひない。之れが則ち一部市民の消防隊に對する非難であるが、冷靜に之を考察すると、右は消防隊の部署配置の偏頗といふよりも、彼の場合寧ろ水利に偏頗を來したといふ事に歸着すると思はねばならぬ。と同時に帝都には皇居を始め國家的建造物が多數在る關係上、消防隊が多分の勢力を此方面に割愛するの已むを得ざること、則ち各消防署の消防隊全部が之れ市民の消防たることの至難を思はねばならぬ。

**バケツ一杯の水** 斯様な大火災の場合、バケツ一杯の水、ガソリンポンプ一臺の放水が市民の沈勇に相待つて幾許の効果を齎したかといふことは、此の焼野原中、神田和泉町に六丁四方の一劃が焼残つた實例、一個の輕便ポンプを活用して數軒の家を残し得た實例等は枚擧に遑あらずである。

**最初の五分間の意義** 此に於て特に考へねばならぬのは、消防は最初の五分間といふ意義であ



る。此の金言は元來消防隊に與へた金言である爲め、兎角消防隊の専用に屬して居るかの如く、恰も消防隊の活動は最初の五分間也と解釋されて居るやうであるが、之れは誤解であつて、單に消防隊のみの活動で最初の五分間が占有され得るものではない、則ち發火するや市民が直ちに自發的に其の用意する一杯のバケツ水、一個の消火器又は一臺のポンプを以て防火する自衛的活動と、之に加ふるに瞬間的に出動放水する消防隊の活動と兩々相待つて、茲に始めて防火は最初の五分間なる言句の意味を徹底せしむるものである。消防隊は此際大に市民の自衛的防備を勸奨誘導すべきであると思ふ。

〔五〕

道路の惡さ 其の三例を道路に就て見る。東京の道路の悪いことは天下周知のことで、茲に絮説する迄もないが、外國人士や外國歸り新知識が非難するのならば未だしも、臺灣、朝鮮、滿洲など植民地歸りの邦人連に迄コキ卸されるのだから驚かざるを得ない。曩に攝政宮殿下が歐洲より御歸朝遊ばされて間もなく、東京の道路改修に就きて御下問があり、當局も大に恐懼して以來、之が改修には大に力瘤を入れて居つた。併し改修するにしても例により連絡統一を缺く事として、市の水道課は水道鐵管の爲めに掘り、道路課は暗渠の爲めに或は路面整理の爲めに掘り、電氣局

は電燈線改修の爲めに掘る。夫れに遞信省は電話線埋没の爲めに掘る。掘るのは宜いとして、同じ場所をば手を代へ品を代へて、狭い惡道路を間斷なく掘るのだから堪つたものではない。野田大塊翁が遞相時代に、當時市助役であつた永田青嵐氏と、此の惡道路につき互にお得意の俳句で所見を吐露されたと記憶する。其の名句は記者も忘れたが、要するに「掘り返し又掘り返す道路かな」といふやうな意味の、季なしの句であつたと思ふ。

地勢道路の危険區域 斯の如き惡道路は、巨大なる車體と少くとも千二百貫以上の重量を有するポンプ自動車の上、甚だ不便であり、危険であることは言ふ迄もない。記者が去る八月末日（震災直前）警視廳消防部に就き調査した處に據れば、東京市内に於て、地勢及通路の關係に因る危険區域が左の如く、百九十九箇所の多きに上つて居つた。

出火出場の際地勢及通路關係による危険區域 六一ヶ所

出火出場の際通路の關係による危険區域 七五ヶ所

出火出場の際地勢の關係による危険區域 六三ヶ所

右の危険區域といふのは地勢又は通路の關係上、消防作業の困難なることを示すもので、前述水利に因る危険區域は假令消防動作は自由でも、彈藥たる水の供給が得られぬ地點であるが、之



これは假令水は得られるにしても消防動作が出来ぬ地點で、延焼防止の至難なることは兩者とも同一である。

地震と路上の人 然るに今回の大地震の際は、全市民が悉く戸外へ避難したのであるから、市中小の道路は一面人を以て埋められた。而して餘震が間斷なく襲來するので此等の人々は皆屋内に入る危険を慮り夜間も露營を餘儀なくされたのであつた。斯る情態の裡に火災は續發するし火煙は擴大するので、人々が各自身邊の財物を擁して此の間に奔めき合ふ混亂は、實に名狀すべからざる所であつた、其の焦面爛額の中に不自由な水利を求めて消防自動車を引き廻す消防隊の苦戦も、恐らく第三者の想像し得ざる所であつたに相違ない。狭い道路、悪い道路が此の大火災の原因に負ふ所尠からざるは云ふ迄もない。

火除地の必要 其の四例を火除地に就て見る。由來東京は江戸時代から火事の多いので有名であつた。明暦三年以降慶應三年迄、僅か二百年間に、延焼一里以上に及べる大火災を三十六回も出して居る都は、世界各国の都市中で獨り我が江戸あるのみである。故に徳川幕府も火防行政には尠からず力を竭した跡がある。宮城外濠の各見附の如きは何れも火除地として廣く造られたものである云ふ。明治二年先帝陛下が東京に遷宮遊ばされた十二月、神田京橋の二大火を出し

たので、英照皇太后陛下が御深憂あらせられ、神田花岡町附近を取拂はれて火除地をなし、且つ鎮火神社を造營されたのが今の秋葉原驛の地である。夫れも何時の間にも取拂はれて荷揚場となつて居るなど、誠に恐れ多き極みではあるまいか。之れ則ち官民共一途に目先根性に囚はれ、一時の利便を欲して永久の幸福を慮らず、眼前の繁榮に眩惑して後世の災害を忘失した事例である。斯様な點に於ては、如何にも古人の方が深謀遠慮であつて、今人は兎角輕薄淺慮である。兩三年前神田橋附近に火除地を造るといふ説もあつたが、所謂掛聲ばかりで更に實行は捗らぬのが現今の常例である。

## 〔六〕

貧弱なる消防設備 其の五例を消防設備に見る。東京消防設備の大意は後記の如く、我國の都市中では人員も機械も最高位に屬して居るが、之を英國の倫敦、米國の紐育、佛國の巴里、獨逸の伯林等、列國首府の消防設備に比較すると、殆ど比較にならぬ貧弱なものであることは、別項の歐米各都市消防隊の報告に徴して明白である。勿論各首府とも其の人口面積等に就て相違があるから、同一に論ずる譯には行かぬといふ點もあるので、東京の人口面積を約同じ位な米國のシカゴ市の消防設備と比較して見ると宜い。シカゴ消防隊員は二千三百二十六名であるが、東京消



防隊の常備員は約其の三分の一に近い八百二十二名に過ぎぬ。(註五)前者は百七十五臺の消防用自動車有して居るが、後者は約三分の一の六十一臺しか有して居らぬ。シカゴ市の消防費は毎年の經常費が五百萬弗、邦貨に換算すると約一千萬圓、人口一人に對する市民の負擔額が約四圓であるが、東京市の消防費は年額の經常費が百萬圓であつて、僅かに前者の十分の一に過ぎず、人口一人に對する市民の負擔額が五十錢に満たぬ。人員や機械を約三倍擁して居るけれど、其の經費は我が十倍を使つて居るのであるから、消防員の待遇なども行届く譯である。

**消防員の待遇** 東京消防隊は蒸汽ポンプ時代からポンプ自動車時代となつても、職員組織待遇など殆ど變らぬ。唯ポンプ自動車が増す毎に消防手の數が之に應じて増した迄である。機械消防であるが爲め、歐米消防隊の機械技師長などは、殆ど消防隊長と同等の待遇を受け、同等の勢力を有して居る者が其の任に在るけれど、東京消防隊の機械課長は依然として蒸汽ポンプ時代の待遇を享くる一技師に過ぎぬ。而も從來此の技師一人のみで其の配下に一人の技手を加へ得たのが昨年からである。東京市内各警察署の署長は何れも皆高等官たる警視を以て任ぜられて居るのに、消防署長は六署の内二署長のみ高等官たる消防司令で、他の署長は今尙判任官たる消防士を以て命ぜられて居る。警察署長との權衡上セメテ六署長丈げは皆消防司令にしたいといふのが當

局上司の宿望であり、數年間の懸案となつて居るが、主務省の努力が足りぬといふものか、大藏當局が頑迷といふものか、今以て前記の仕末である。

**消防士補制度** ポンプ自動車の増加に伴れ、之れが配置所たる出張所等の増設に就ては、其の責任者たる所長として出來得れば消防士を、出來なければセメテ警部補相當官たる消防士補を以て任じたいといふのが、當局上司の希望であつて之亦數年來の懸案であるが、今以て顧られぬので、出張所長格には巡查部長相當官たる消防曹長を以て之に當て、派出所などは堂々たるポンプ自動車を擁し乍ら此の曹長さへも得られず、僅かに消防手古參の取締と稱する者を以て曹長の職務を代理せしめて居る現状である。則ち機械はあつても適任の指揮者を缺如して居るのである。之を改善する經費としては高の知れたものであるが、世間は更に之を顧みない。而して唯だ「市民の生命財産を保護する重大なる責任」を呼稱し、徒らに水火と戦へと犠牲的精神を讚美高調して居る。

**美しい國民性** 由來日本人は自己の待遇等に就て云爲するを潔しとせぬ美しい國民性を有して居る。殊に消防員は傳來の任侠犠牲的崇高なる消防精神を旗幟として居る者であるから、自己の待遇問題等を云爲するを以て羞恥として居る人々であるが、矢張人間は人間なのであるから決し



て己が社會上の地位を無視する者ではない。況んや無視されることを喜ぶ者ではない。故に彼等の待遇を改善せなければ決して善い職員、熱心なる職員を需むることは至難である。とは云へ私は何も、現在の東京消防職員が今回の震災に對する誠心誠意の努力を疑ふものでもなければ、敬意を失するものでもない。唯現在の組織待遇の上には斯の如き缺陷があるから、今後より多くの消防能率を増進するには、之を改善せねばならぬと言ふのである。

## 〔七〕

以上舉示した事例の外、未だ精細に亘つて觀察したら、過去の東京市が朝野共に人爲を竭さざりし幾多の例證を挙げ得るであらう。

カチ／＼山 尚今回の大火災に於て特筆大書すべき二大事件がある。其の一は本所被服廠で無慮三萬三千人の生靈を失ひ白骨の山を築いた大慘事である。斯かる事は實に古今東西未曾有の出来事であると思ふが、此の原因は何であらうか。彼の場合本所西方面の區民が其の避難民として被服廠の廣場を撰んだことは無理もないことで、假令警察官等の誘導なくとも彼處に集合したに相違ない。然らば運拙くも彼處に旋風が捲き起り附近の火炎が一時に襲來したのみに起因するかと云ふに左様とも断定し難い。記者は審に其の實狀を見て彼の廣場に避難民が在るのみであつた

ち斯程の慘害は被らなかつたと考へる。察するに廣場は避難民其れ自身の面積よりも避難民の持參した家財の面積が多かつたやうである。避難民から見れば、蒲團や衣類などは大切な家財であるが、火の方から見れば燃え易い薪に過ぎぬ。則ち避難民は此の薪の中に晏如として居る間に、火風一過して忽ち火煙に包まれたのである。兩國の國技館が炎上する最中に、其の前を避難する男の背負ふ荷物が大きいので、一警官が「夫れを捨て、遁げよ」と忠告した處其の男は誤解したのか「己の荷物を持つて逃げるのに何の不都合がある」と酬ひて駈け出したが、間もなく其の風呂敷包から發火して倒れたといふ實見者があつた。所謂大欲は無欲に似たりで、いくら大切な物にしても命と替へては何にもならぬ。大火の際に於ける大荷物は餘程注意せぬと昔噺にあるカチ／＼山の狸になる。

鮮人襲來の流説 其の二は鮮人襲來の流説である。市民は先づ大地震で度を失ひ、氣の弱い婦女子は廂の下に行くのさへ恐がる處へ、諸方より發火して到る處火煙天に冲するのを見て戰慄しつゝあるほどに、間もなく己れ自身火焰に包圍せられて、無我無中に禍亂の巷を脱して、未だ猶生きたる心地もせざる所へ、「不逞鮮人大學して襲來」の流説が、而も尾に緒をつけて訛傳されたのであるから溜つたものではない。怯え切つた市民は更に怯えて、訛説の擴大して傳播さるゝ



の結果は、終に自警團の獎勵となり、市中には既に戒嚴令が施行されて軍隊も出動し居れど猶ほ安心が出来ず、怯えたる團員丸腰では不承知とあつて、自ら傳家の寶刀を持出すやら、竹槍を作るやら、後から考へると可笑しい程の騒ぎ方であるが、當時は眞劍であつたのである。眞劍であつたが爲めに訛傳の流域に數百名の死傷者を出した譯である。記者も幾度か此の竹槍の中を抜け又之が惨死者數個の死體を檢分し、而して不得止衆議に服し竹槍組の一員たらざるを得なかつた實驗者の一人であるが、都鄙を問はず、官民を通じて、彼の場合に於ける多數の周章振りは、確かに我國民性の缺點を曝露したものと大に自省する所がなくてはならぬ。清國と戦ひ、露國と戦ふて克ち、終に朝鮮を併合し得た我が勇敢なる日本國民が、假令不慮の際とは云ひ條、今は既に陛下の赤子となつて居る鮮人、而も内地在留の數の知れた鮮人が、不逞行爲に出るといふ流説の爲め、斯かる多數の犠牲者を出す迄に狼狽した事は、確かに我國民の自負心を傷けるものではあるまいか。宜しく三省三思して修養自重すべきであると思ふ。

**火災保險問題** 最後に火災保險問題に就て一言したい。今回の大火に於ける京濱の罹災者にとつて、火災保險金の支拂と否とは實に死活の問題である。此の問題は、餘燼の未だ消えざる時に發生して以來約三ヶ月に亘り、朝野各階級の人士間に、法律問題として、或は人道問題として、

交々論議されたが、議論は兎も角、現在の保險會社が全部枕を並べて打死しても、十八億圓に達する保險金支拂の不可能である事は自他共に明瞭な事實である。則ち強要されても何をされても保險金の支拂は不能状態に在るので、保險會社自體としても、之を監督する政府としても、残る所は保險金ならざる別名の見舞金として、幾分の金を出さぬかの點につき協議する事となり、之が折衝に長時日を費した擧句、多數の保險會社は政府より種々なる保護的有利の條件附の下に、國庫より資金を融通して貰ひ、辛ふじて保險金の一割に相當する一億八千萬圓を出すことになり、罹災者も多分之れで我慢をせねばならぬ様子である。惟ふに不可能の事を追求するは識者の取らざる所であるが、可能の事も種々なる口實の下に回避して、只管自己の利得に與らんとする横着な會社があるのは遺憾である。元來保險なるものは斯かる非常時の救難善後策を豫想して設けられたもので、人生に斯の如き非常時なきものとせば保險の如きものは不必要である。各保險會社の經營者と雖も、恐らく此の理義は承知して居る事であり、又豫てより斯かる事態の起るべきことも覺悟して居るべき筈である。尤も我國の火災保險會社の經營者は諸外國の同業者に比して大分軒輊がある。記者は大正五年、消防新聞創刊當初に、我國の火災研究者の多數を包容する所は、民間で先づ火災保險會社であると想ひ、京阪同業界の先輩諸氏を歴訪し其の高見拜





聽と出懸けて大に失望した事がある。驚いたのは火災に關する研究は愚か、年から年中彼等の話頭に上つて居る保険料率算定の問題にさへ返答に窮する重役があるし、又中には「時々大火がなくて困る、大火がないと一般に火災保険を忘れる爲めか會社の成績が悪い」「火災保険料率の根據なんて、左様な困かしい事は學者でなければ解らぬ、私は火災保険を相場と同じ物だと思つて經營して居る、消防などアテにはせられぬ。一つ大火があれば其れツ切りさ」と眞面目に放言して慮らぬ人さへあり、其人が今尙某一流會社の常務取締役として重任して居る。

**猫も杓子も重役** 外國では凡ての事業に於て投資家と事業經營者とが截然と區別されて、投資家は監査役の如き位置に在つて監督するに止まり、經營者には其の事業を理解し其の業務を遂行するに堪能適切なる人を以て之に當らしむるのを常例とするが、我國では兩者共に混同して區別なく、投資家中の多數は寧ろ社長若くは専務取締役等、會社重要な椅子を得んが爲めに投資する傾向があり、畢竟金さへあれば猫も杓子も社長たり専務たり得ることになつて居るから、火災保険界に於ても御同様で、火災保険の何たるかをも知らずに、社長専務の虚名を擁して光榮として居る者も尠くない。然らば之を光榮とするのみで、實務は擧げて支配人或は營業部長の如き能力者に一任するか云へば、根が虚名を擁して宜い顔をした程度的人物である故、事々物々に對

して解らぬ事を御宣託に成り、不要の干渉を試みる、之が業務不振の根源を成すのである。

**保険金支拂高の公表** 火災保険を營む株式會社は勿論一種の營利會社であるけれど、一面社會奉仕の公益的性質を有する會社であるが、我國の同業界の首腦者には上述の如き人物が多い爲め必然の結果として各會社の内幕は世間に公にされて居るものゝは大に相異なるものであつて、一度東京等に大火災を惹起したる場合に其の責任を完ふする會社は指を屈するに過ぎぬ、之れでは外部より會社の釐革を計らねばならぬ。と左様に考へた事があつたので、大正七年末のこと、記者は當時農商務省の保険課長であつた理學士伊藤萬太郎氏を訪問して右の卑見を開陳した上、各會社毎月の保険契約高並に保険金支拂高の報告材料の提示を求め、課長の同意を得て之を消防新聞で毎月公表することにした。故に其の一回は大正八年新年號の火災保険附録に掲載してある。然るに之を掲載する事一回で數會社より當局に對して異議を提唱する者ありし爲め、同課長の懇篤なる要請となつて、翌月よりは公表を中止し、其の材料は徒らに記者の參考として匡底に收むるを餘儀なくされた事を記憶して居る。會社が毎月の保険契約高並に保険金支拂高の如き數字を堂々と世間に發表することは國家社會に對する當然の責務である。之に因りて會社の信用は増加し其の基礎は確保されて行くべきもの也と思ふたが、會社は反對に考へたのか、又は反對に考へ



ざるを得ない實狀に在つたのか、兎も角都合が悪いので、公表の中止を當局に迫つたのである。記者は當時そゞろに我國の火災保険界の前途多難なるを稽へ、東京大阪の大火ありし場合を想像する毎に、前記相場重役のお題目「夫れツ切りさ」を想起して苦笑を禁じ得なかつたのである。

**被保険者の怨府** 然るに不幸にも今回京濱の大火災が地震に因りて突發し、各火災保險會社は忽ち被保険者の怨府となり、進退これ谷まるの窮地に墜ち、政府の保護に依りて辛うじて危地を脱せんとする目下の狀況は、見るも氣の毒の感に堪えぬ。併し乍ら此の洗禮に依つて定めし同業界も覺醒刷新さるゝことであらう。又此際國民も一齊に火災保險に對する注意を喚起したから、今後は保險契約を爲す場合に於ても、單に外交員の口車に乗りて易々諾々契約するやうな事はなく、會社の内狀や資産運用の狀況等をも精査した上、非常時に於ける善後策のアテになるや否やを充分知悉した上ならでは契約しないやうになるであらうと思ふ。眞に今日は我火災保險同業界の革新時代であつて、爾今十年二十年の苦戰奮闘は、やがて歐米諸國の如く保險業團が銀行團より以上に、經濟界の覇權を握るべき道程に進み行くもの也。信じ、吾人は茲に同業界の前途を衷心より祝福するものである。(大正十二年九月—十二月)

註

(一) 關東大震災火災の倒壊焼失家屋及び死傷等に就ては、大正十二年十一月十五日現在を以て、日本全國に亘り一齊に罹災者の調査を施行したる結果、左記統計を内務省社會局が震災一週年後發表した。

被害世帯數

(震災當日の世帯數は國勢調査を基礎としたる推計)

府縣	震災當日の世帯數	被害世帯數					合計	百分比		
		全燒	半燒	全潰	半潰	流失				
總數	三、二八四、二〇〇	三八一、〇九〇	三二七	八三、八八九	九一、三三三	一、三九〇	五五八、〇四九	一三六、五七三	六九四、六一一	100.0
東京府	八二六、六〇〇	三二一、九六二	三六六	一六、六八四	二〇、二二三	—	三四九、一三四	四七、九八五	三九七、一一九	五八、〇
東京市	四八三、〇〇〇	三〇〇、九二四	三三九	四、三三三	六、三三六	—	三二一、七一一	四三、七三三	三五四、四五三	五一、八
其他	三四三、六〇〇	一一、〇三八	一二七	一二、四六一	一三、七八六	—	三七、四二二	五、二五三	四二、六六六	六、二
神奈川縣	二七四、三〇〇	六八、六三四	一四六	四六、七一九	五三、八五九	四三五	一六八、七八三	六八、五五五	二三七、三三八	三四、七
横浜市	九八、九〇〇	六二、六〇八	—	九、八〇〇	一〇、七三三	—	八三、一四〇	一一、七四三	九四、八八三	三二、九
其他	一七五、四〇〇	六、〇三六	一四六	三六、九九九	四三、一一七	四三五	一六、六四三	五六、八二二	一四二、四五五	二〇、八
千葉縣	二六三、六〇〇	四七	—	二一、八九四	六、二〇四	八四	一九、六六〇	七、六九六	二七、三五六	二、五
埼玉縣	二四四、九〇〇	—	—	四、五六三	四、三四八	—	八、九二〇	六、四五二	一五、三六一	二、二
静岡縣	二八九、一〇〇	一六	—	二、三四二	五、二二六	八八一	八、三五九	四、五八一	一二、九四〇	一、九
山梨縣	一七、〇〇〇	—	—	五、六三	二、二二七	—	二、七七九	一、二六三	四、〇三二	〇、六
茨城縣	二六九、七〇〇	—	—	一、五七	二、六七	—	四、二四	四、一	四、六五	〇、一

關東大震災と帝都の大火災



罹災人口 (實數)

(罹災者とは無破損及無事者を除く者、「其他」は全焼、中焼、全潰、半潰、流失の被害を受けたるもの)

府縣	現在人口	死者	重傷	輕傷	行衛不明者	其他	被破損	合計
東京府	二,七四三,一〇〇	九一,三四四	一六,五三四	三五,五六〇	一三,二七五	二,五四八,〇九二	七〇〇,一三三	三,四〇四,八八八
東京市	四,〇三三,七〇〇	五九,五九三	八,七三三	三〇,一九九	一〇,九〇四	一,五五五,七七八	二四七,九九八	一,九〇三,三三五
東京市其他	二,二六三,三〇〇	五八,一〇四	七,八七六	一八,三九二	一〇,五五六	一,三三三,八四九	二二一,四七三	一,七〇〇,三九四
神奈川縣	一,七〇〇,四〇〇	一,四八九	八九七	一,八〇七	三四八	一七二,九二九	二六,五二六	二〇三,九八六
橫濱市	一,三七九,〇〇〇	二九,六四四	六,一八七	一三,三三六	二,三四五	七八一,四九二	三四二,一三五	一,一七五,〇〇九
橫濱市其他	四四二,六〇〇	二一,三四四	三,一四四	七,〇九四	一,九五二	三三八,六一五	五〇,〇八九	四二二,三四七
千葉縣	一,三四七,二〇〇	九三,五〇〇	三,〇七三	六,二四二	二九四	四五二,八七七	二九二,〇四六	七六一,七六三
埼玉縣	一,三三三,八〇〇	一,三三三	九八四	一,一一一	四七	九六,六二〇	四〇,九四四	一四一,〇七九
静岡縣	一,六二六,三〇〇	二八〇	二〇七	三三四	三六	五〇,三二二	三七,五七七	八八,七三六
山梨縣	六〇三,〇〇〇	四五〇	二八八	五〇七	四三	四六,九七五	二四,五五一	七三,八二二
茨城縣	一,三九九,一〇〇	二〇	四八	四四	一	一四,六二四	六,六七八	二一,四〇四

(二) 大震災直後に於ける警視廳の調査報告によれば、地震と同時に出火したるもの東京市内七十六ヶ所、其内消止めたるもの二十三ヶ所也とのことであつたが、其後更に改めて調査したる結果、大正十二年十二月調査に依れば、東京市内發火百三十六ヶ所、即時消止五十三ヶ所、郡部發火四十ヶ所、即時消止三十三ヶ所也とあり、其の發火原因別は左の如くである。

東京市内の部

原因別	區別	德火	瓦斯	藥品	油鍋引火	七輪	火鉢	其他	計	上欄即時消止
芝布	芝布								一	一
赤坂	赤坂								二	二
四谷	四谷								二	二
牛込	牛込								一	一
本郷	本郷								一	一
小石川	小石川								一	一
下谷	下谷								一	一
浅草	浅草								二	二
本所	本所								一	一
日本橋	日本橋								二	二
神田	神田								二	二
麹町	麹町								一	一
計		四	一	三	四	三	三	五	一七	三

關東大地震と帝都の大火災



第一火災篇

四二

深川	計	一九六	八	二八	一三	二五	一七	二六	一三六	一八	五三
----	---	-----	---	----	----	----	----	----	-----	----	----

以上の外自九月一日至同二日間に於て各河川繋留船舶の飛火の爲め延焼せるもの二、二〇〇艘

東京府下の部

原因別	罹火	瓦斯	藥品	七輪	火鉢	其他	計	上欄中即時消止
郡別								
荏原								
豊多摩	二		四		三	二	一四	一五
北豊島	二		三		三	二	一四	一五
南足立	一		一				二	二
南葛飾	一		一				二	二
計	六	二	一	一	六	一三	四〇	三三

(三)

九月一日正午の東京市の風速は秒速十メートル内外であつたが、夕刻より強くなり午後五時六時には十四メートル内外、十一時には二十一メートルに及んだ。(中央氣象調査)

又九月一日正午より三日午前十時迄、四十六時間の間に於ける風位轉換は左の如き回数を示して居る。(中央氣象調査)

自一日正午至同日午後十二時	(十二時間)	九回
自二日午前零時至同日午後十二時	(二十四時間)	八回
自三日午前零時至同日午前十時	(十時間)	三回

(四)

大震災の總損害に就ては、大正十二年十二月十五日、第五十七回臨時帝國議會の衆議院豫算總會に於て、井上大藏大臣が「確たる見込は立たざるも、大體に於て七十億圓乃至百億圓と見込んで居る」と聲明した。

然るに東京市統計課長道家齊一郎氏は、其後之を細密に調査研究の結果、震災地一府四縣の被害總額五十五億百五十一萬二千二百七十三圓と推定し、大正十三年八月廿三日その研究の結果を公にした。道家氏の五十五億説は東京府と神奈川、千葉、静岡、埼玉の一府四縣に亘る土木、建物、工場、機械、什器、在庫品及び商品、船舶及び電氣等の項目に亘つての推定額で、それによると左の如くである。

東京市	三、七三二、二三八、一〇七圓	各省	一〇七、二三九、五五八圓
府下	八三、六八八、六九八圓	宮内省	二、〇〇〇、〇〇〇圓
横濱市	一、一八〇、九六九、七六七圓	各縣	一一六、〇〇九、一五一圓
神奈川郡部	二七九、三六六、九九二圓	計	五、五〇一、五一二、二七三圓

(五)

震災當時の東京市消防設備 (警視廳消防部調査)

△大正十二年度消防費總豫算額	一、一二七、二九二圓
内 經常部	一、〇五一、三六九圓
臨時部	七五、九二三圓
△消防配置	消防署 六 出張所派出所 三一
△消防職員	八二二名

關東大震災と帝都の大火災

四三



第一火災篇

四四

- 消防部長 一
- 消防機關士 八
- 消防書記 四八
- 此外に豫備消防員一、四〇二名（組頭三九、副組頭八〇、小頭四〇、小頭副七九、消防手一、一六四あり、之を合して二、二三四名とす。
- 消防司令 三
- 技師 一
- 消防曹長 五五
- 消防手 六九一

○計 八三三

△主力機械器具 消防用自動車六一臺

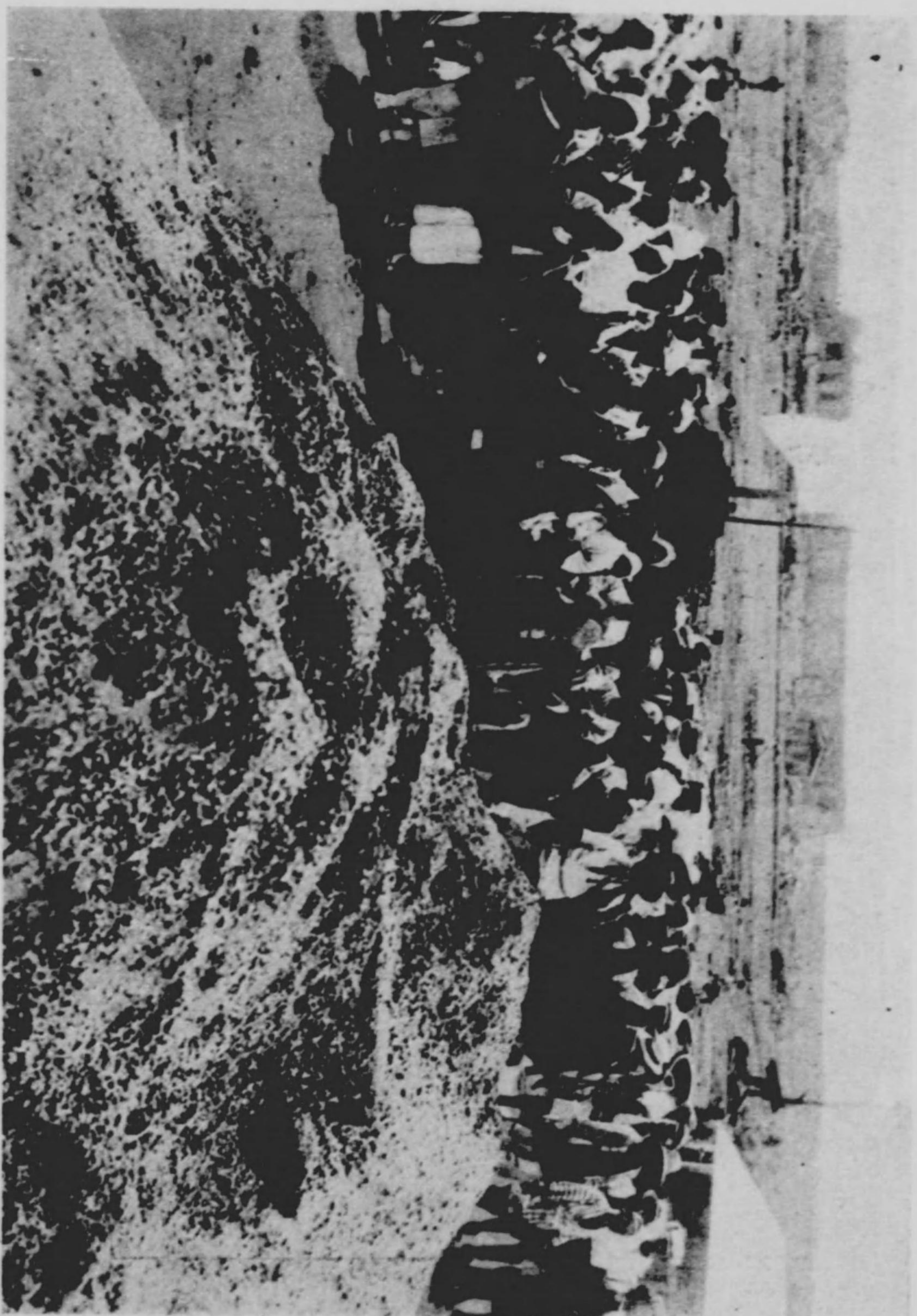
- ポンプ自動車 三八臺
- 梯子自動車 五臺
- 手挽ガソリンポンプ 一臺
- 水管車 一八八臺
- 水管自動車 一七臺
- 監督用自動車 一臺
- ポンプオートバイ 一臺
- ホース總延長 三四哩強

△其他消防連絡機關

- 公衆電話 七五、〇六八個
- 火の見櫓 二九箇所
- 私設消火栓 二、二八〇個
- 警察電話 四三一個
- 公設消火栓 四、九四〇個
- 貯水池 一〇箇所

△参考事項

- 人口 二、〇五六、六八一一人（大正十一年末）
- 戸數 四四四、一五二戸（同上）
- 面積 五、二二平方里



帝都大震大火後、本所被服廠跡に用はれた焼死者33,000人の白骨





貴衆兩院の炎上（大正十四年九月十八日）

## 貴衆兩院の炎上

貴族院衆議院の兩院は、大正十四年九月十八日午後三時十分貴族院より發火、午後五時には兩院の大部分を焼失して鎮火した。

記者は此日午前十一時消防部に高野消防部長を訪ひ、刻下の消防問題につき會談、消防部長室を退出したのが正午後三時三十分であつた。夫れ迄實に何等の警報に接しなかつた。退出して記者は銀座へ用達に赴かんと、雨中を徒歩して舊警視廳跡の横を過ぎ、東京日々新聞社の前に出た時、銀座方面より駛驅有樂町を通過する第一消防署のポンプ自動車を見て出火を知つた。消防部迄引返すには急ぐも七八分を要すればと、大急ぎで銀座の松坂屋へ駈付けエレベーターで七階樓上の展望臺に昇つて見れば、兩院は既に煙に包まれて居り、間もなく火焰は天に冲するの光景を呈した。

記者は時刻を計算して餘りに火足の早きを深く恠しみ乍ら現場に向つた、が見れば先刻有樂町



を過ぎた第一消防署三十間堀出張所のポンプ自動車は貴族院前に部署して居る。聞けば之れは第二着で、第一着は衆議院前に部署した御成門の第二消防署のポンプ自動車であつた。第三着第四着のポンプ自動車は順次貴族院裏門方面から虎の門方面の兩院背面に部署して、猛火と惡戰苦闘して居た。

發火當時の状況に就て、貴族院前の日本商會社員の語る所に據れば、貴衆兩院間の御車寄せ附近より火煙の漲るのを發見して、直ちに消防署へ電話を懸けたが、ポンプ自動車到着した時には既に屋根からも一面に煙を吹いて居たといふ。消防部に公衆電話、火災専用電話、望樓發見と一時に此の出火を覺知したのが三時三十五分で、第一着のポンプ自動車が三時四十分。消防部で色々調査した結果前記の如く發火時刻は三時十分と推定されたが、之れを事實に近いものとすれば、發火してから消防が火掛りする迄約卅分間に亘り、焼け放題に焼けて居たのである。

現場で餘燼を前に議會關係の舊知が記者を捉へて、消防ポンプの無能さを無闇に憤慨し「丸で白糸の瀧」と罵つたから、建坪三千數百坪の彼の大建物が火焰となつては、千ガロンのポンプも全く白糸の瀧だ、彼の火災を見る間に消し得るやうなポンプは未だ世界中何處にも持合せがないあんな火にならぬ中に消防をせねば駄目だと説明したら、其人も漸く合點して居た。

兩院は明治廿四年一月廿日夜、衆議院構内の一隅より發火して全焼し、同時に改築にかゝり同年十一月竣工した建物である。其後大正八年五月十日午後零時廿分、芝區今入町火災の飛火をうけ、衆議院は風速十三米突の風に燃上り、當時の大岡議長濱田副議長は自ら陣頭に起つて院内職員を指揮し、床次内相、岡總監、緒方消防部長等は消防職員を指揮して奮戰、漸く十餘萬圓の損害で済んだ。其際記者は幸ひに逸早く現場に駆付け、正門前に部署して新着のシーグレイブ唧筒自動車を自ら操縦し、其の偉力を發揮し得て快心の笑を洩す故葛西機械課長に隨伴し、終始觀戰したのを記憶する。つまり兩院は火事に縁あること三度、此度が二度目の全焼である。

損害は時價二百五十萬圓と評價せられ、又或者是建築當時の竣工費二十四萬圓、其後の修繕費が約六十五萬圓、近頃に至り六十二萬餘圓を投じ四ヶ年繼續の金ばかり掛る建物だといふが、斯様な建造物を單に金で評價されては迷惑至極である。大日本帝國の議事堂として、建築以來年を閲すること三十五年、其間議會を開くこと四十九回、畏くも明治天皇が御在世中開會毎に臨幸遊ばして國事をみそなはされし、帝國史上最も光榮ある建造物であつて、假令東京市が全部耐火建築に改造されても、之のみは永久保存すべき國寶的建造物なのである。當局は目下建築中の新議院が竣工移轉の曉に於ても、記念として保存すべき意嚮であつたといふが、之は當然の事に屬す



ると思ふ。

元來消防隊にとつては、大きな木造建築物ほど厄介至極なものはない。夫れは出火の際、其の建物自體の消防作業が困難なるのみならず、風力強き場合には即ち延焼擴大の媒介者となるからである。震災の二三年前消防部に於て此種の建造物の黒表を作製した時、(一)貴衆兩院(二)帝國ホテル(三)歌舞伎座(四)鐵道院(五)日比谷山勘横丁の木造ビル等に指を屈したものである。處が豫想通りに(一)(三)は震災前何れも自火を發して焼失。(四)(五)は震災當時一様に片付いた。殊に(五)の爲めには警視廳帝國劇場の耐火建造物、東京電燈の大建物まで片付けられて終つた。然るに幸ひにも貴衆兩院のみは災厄より免れた。記者は震災の九月二日兩院の前を通過する時、其の無事なるを仰ぎ見て、先帝の加護し給へるかと思ひ久しうしたが、遂に之も灰燼に歸したのは老の繰言ならねど返すくも痛惜の至りである。

兩院が焼失して卅二三時間後の二十日午前一時過、府下千駄ヶ谷なる徳川貴族院議長の邸宅より發火、之を全焼したのは何とした事であらう。當局の調査に據れば前者は修繕工事に従事した職工の瓦斯ランプより、後者は漏電との推定であるが、如何に偶然なりとは云へ、餘りに奇しき現象であつて、記者は其の第二報を知ると同時に、之れ何かの暗示ではあるまいかと神經を惱ま

したが、單に祝融子の黒戯であれば勿怪の幸ひであると思ふ。(大正十四年九月)

### 貴衆兩院の出火原因

焼けた貴衆兩院は目下假建築を急いでゐる。年末の帝國議會開院式までには是非とも間に合せねばならぬとあつて、當事者は晝夜兼行で工事の進捗を圖つて居る。既に棟上の盛式も行はれた。併し兩院が炎上するに至つた出火原因は未だ確定されてゐない。修繕工事に従つたペンキ塗職工が取調べられた結果、警視廳刑事部に於ては彼を失火者と推定して検事局へ送り、豫審に於ては有罪と決したやうであるが、未だ判決もなく、従つて原因も明確に決定されて居らぬ。(註二)

失火嫌疑者が收監されたり豫審に移されたり、從來とは大分御町重な取扱を受けて居ると、兩院に於ける出火發見後、餘りに火の廻りが速かであつた爲め、此の失火は單純なる失火であるのか、それとも別に何か深い意味を有した失火——則ち放火的犯罪の性質を有する失火ではあるまいか、などと種々心配して居る穿鑿家が相當にあるやうである。是等の穿鑿も一概に否定する



能はざることは勿論で、之は秋官の審理判決を待つ外はないが、記者現在の所見としては、刑事部に於て推定したる如く「該ペンキ塗職工の使用した、板塗古ペンキ剝取用のカーバイト瓦斯ランプの焰が板壁の内部に燃え移つたのを氣付かず、暫くして後其の火焰が外部に現はれたのを見て驚いた」といふのが眞實で、別に他意あるものではなく、該職工の過失、工事請負人并に監督者の粗漏に原因するものであると想ふ。

警視廳消防部に於て、貴族院の出火を、一般加入電話、火災専用電話、火の見櫓と三種の火災報告機關によりて同時に覺知したが、九月十八日午後三時三十五分であつた。而して種々取調の末、當時の状況を參酌して其の發火時刻は三時十分なりとの推定を下して居るが、此の發火時刻に就てはまだ研究考慮すべき餘地が存する。職工がガスランプを使用して居た時、既に板壁の内部には火が廻つて居つたのではあるまいかと思ふ。

元來木造家屋が二十五年或は三十年といふ長年月を経ると、其の壁裏——板壁の内部には、木から徐々に放散された一種の瓦斯——炭化水素などが貯つて居ることもあり、又長年の間には多量の煤が溜るものである。之れは即ち一種のカーボンであり有機物である。此のカーボンに引火すると、其の火は非常な速力を以てそれからそれへと這ひ廻る。併し壁裏の内部ではあるし火力

が強くないので始めの内は人の氣につかぬ。そして其の火が外間の空氣が流通して居る隙隙に達すると、忽ち勢を得て火焰を吹出す。之を發見して、人々は大に驚き其處を發火點なるかの如く思惟して消火器などを持出して消火に励めるが、多くの場合効果は無い。此時既に火は壁間の内部一面に亘つて居るのであるから、其の局部だけ防禦しても仕方がない。

斯様な場合に若し逸早く消防隊を迎え得たとする。そして其の指揮者たる消防官が經驗の深い人であれば、一見して建物の構造から火焰の状態を察知し、彼方此方の壁間に斧か鳶で孔を開けて見る。而して幸ひに壁間内部の火が未だ一局部に止るを認め、普通の筒先でない、平面放水を爲す特種の管槍を壁間に突込んで消火するやうな事があれば、或は防禦し得るかも知れぬ。併し斯様な巧妙な消防作業が寸刻の間に出來ない限りは、火は大概建物の全壁裏を包むものである。

大正六年に焼失した大阪醫科大學病院の如きも夫れであつた。看護婦の取落したアルコールランプの爲めに床を焼き、危く小局部で消止めたと安心してから約一時間後に再び火を出し、終に彼の大伽藍を全焼したといふ。先年伊太利大使館が失火した時にも同様であつた。消防隊が到着した時には未だ階上階下とも平常と何の變りも無い。而して試みに壁面に斧を當て、見れば悉く火焰が噴出するので、全館の壁面裏は最早全く火に包まれ居るを覺知した指揮官は、消防作業を



始むるに先ち、既に建物の運命を豫期した。此外震災前の株式取引所の火災や、舊帝國ホテルの火災の如き、發火原因こそ異なれど何れも此の類である。(大正十四年十一月)

註

(一) 議院を焼失せしめた責任者として、失火罪に問はれた工事請負人、錢高組の高橋三吉(四三)は其後東京地方裁判所刑事二部宇野裁判長、宮里檢事係、海野其他辯護士列席のト屢々審理を行ひ、議院の一部をもぎ取つて來てベンキ焼削きの實演までやらせ、念には念を入れての取調べを續けて來たが大正十五年六月五日午前十一時半判決言渡しがあり、被告は罰金二百圓(檢事求刑三百圓)を申し渡された。

判決の理由は「發火の場所は正面玄関の上部で絶対に火氣のないところであるのと、火の方向が上へ上へと向つてゐた點、及び發火少し前被告高橋がガスランプを使用してその付近で作業をしたこと、しかも危険な火氣取扱ひに際し漏火防止の方法を講じなかつた諸點から、科學的に見る時は絶対に漏電や放火ではなく失火は一點疑ひない」といふのであつた。

## 眞に人道上的大問題

今春來各地の火災に於て、頻々たる焼死者を出すのは、例年にない傾向で大いに留意を要する次第と考へられてゐたが、遂に二月十日には御殿場製糸工場の火災で十四名の焼死者を出し、二月十五日には東京醫專附屬病院の火災で十二名の犠牲者を出したことは、實に近年稀なる大慘事である。大體に於て火事が多い、焼死者が多いといふ事に就ては、例年にない此の寒氣に火氣の使用が多いこと、舊臘以來の早天五十餘日に亘る氣象關係——空氣乾燥のために生ずる燃焼速度の急速——等の影響もあるであらうが、右兩慘事の跡を審さに檢分すれば、矢張り設備の不完全と、人の不注意によりて之を招來したものに外ならぬ事を知るであらう。

御殿場製糸工場の火災は、三月十日午前零時五分、工場備付火鉢の底が燃抜けて發火、三棟を焼き、同四十分鐘火したものであるが、其際同工場二階の女工寄宿舎に熟睡中の女工二十六人の内、其の半數を犠牲とし、之を救助せんとした職工一人も共に焼死。東京醫學專門學校附屬病院(舊戸山腦病院)の火災は、二月十五日午後十一時十八分、病舎より發火、五棟を焼き翌零時卅二分鐘火したものであるが、其際男女病舎に入院中の患者七十七名の内、十二名の犠牲者を出した。原因は患者の放火と推定された。

右兩慘事とも時日を異にし、場所を異にして居り、前者は工場火災であり後者は病院火災であ



るが、兩者を比較考究して見ると、此の慘事を招來したる経路につき共通の缺陷が少くない。尤も工場火災とは云ひ條、事實は女工寄宿舎に及んだもの、病院火災とはいふもの、病舎病室に出來したことで、云はゞ兩者共、集團的宿舎の火災であり、ホテルの火災なのである。

(一) 兩者とも經營者が法令違反をやつて居る。製糸場の方では工場法を無視して、十二時間作業の程度を越へ、午後十一時過まで夜業をして居つた。病院では取締規則を遵守せず、危険なる精神病者の看護人が、職務怠慢を取つたのが其直接原因となつて居る。則ち諸法令の施行は何れも公衆の安寧を期すると共に、自分自身の利益の爲めであることを忘れて、之を無視し、之に違反したる行爲に、自ら禍ひせられたもので、經營者自體としては自業自得として諦めも出來やうが、諦められぬのは多數の犠牲者であり、其の遺族である。

(二) 兩者とも耐火建築でなかつたこと。多數の尊い人命を預る寄宿舎、病舎の如き集團的宿舎は原則として耐火建築であらねばならぬ。僅に三十分で三棟五棟を灰燼とするやうな木造建築に、多數の人を寢泊りさすこと夫れ自體が既に間違つて居ることなのである。而も長時間の勞役に服する妙齡の女工達を收容する寄宿舎、普通の人でない廢疾同様の精神病者を收容する病舎に、燃え易い木造家屋を當てることは、假令法令に牴觸せざる迄も、經營者の考慮すべきことである。

である。

(三) 兩者とも避難設備が不完全であつたこと。又耐火建築でないにせよ、避難設備等が完全してゐたら、恐らく斯様な慘事は起らなかつたであらう。工場の二階を寄宿舎に當てること既に大なる誤りであるとしても、二十六人の寢泊してゐる二階に、僅か幅三尺の階段一個のみで他に非常口一つ装置せず、且つ格子窓で容易に飛降りも出來ない設備であつたことは、如何に女工の逃走や夜間の侵入者を防ぐ爲めとは云ひ條、言語同斷の事と云はざるを得ぬ。之では全く監獄と同様である。精神病院の病舎は、何れも患者の自由を束縛するやうに構造されたもので、之亦監獄に類似したものである。併し監獄には晝夜警備に當る看守人が服務して居るので、人命の保護には遺憾がない。然るに看護人は有るにしても、病室の戸扉に鍵をかけた儘外出するが如き職務に不忠實な、事實上居らぬも同様な病舎は、恰も看守人の居らぬ監獄と同じである。此點が兩者とも此の場合は共通して居る。實に人道上的大問題であつて此の種集團的宿舎の經營に當る類同者の省慮すべきことであると同時に、一般世人の留意すべき事柄である。

(四) 兩者とも非常時に對する訓練が缺如してゐたこと。耐火建築の造成や諸設備の完整は兎角經濟上に支配されて意の如くならぬ事もある。併し經營者が、其の木造建築なることを知り



諸設備の不完備なることを熟知する以上、萬一の場合を考慮して、之に收容する人々、乃至は此の人々を看護する者共に對し、非常時に於ける避難措置の訓練を與へることは、別に金の掛ることでもない容易な業である。若し製糸工場の經營者が、一片の人間味を有する人であつて、其の女工達に萬一の場合に處する心得を説き、平常より避難方法の練習を一回でも行つてゐたら、恐らくは斯様な悲惨事：仕出かさなかつたであらう。現に二月十三日午前零時三十分、本社に近き芝琴平町吾妻屋旅館出火の火災で、近接出井洋服店の三階に就寢してゐた同店の雇人鈴木正雄君（一七）は、眼を覺した時既に同家が猛火に包まれ、到底階段より階下に避難することの不可能なるのを知るや、彼は自分の布團を全部三階の窓より路面に投げ出し、次で其の窓から自らも布團の上に飛び降りて傷一つ負はずに首尾よく避難、適れ勇敢少年の名聲を擧げた實例がある。此の少年の人と成りは未だ知らぬが、恐らく此の少年は平常より萬一の場合を考慮してゐた者に相違あるまい。假令年少無學の女工にしても、平常より其の監督者が親切に多少の心得と訓練とを與へて居たら、恐らく格子を破つて窓外に飛び降りる位の事は敢行したであらう。精神病者に非常時の避難方法と訓練を與へることは至難であるが、其の看護人に之を施すことは可能であり、又其の職責上當然の事に屬する。警視廳衛生部の取調によれば出火と同時に看護人中には逸早く逃げ

出した者があつて、人手が足らなかつたのは事實のやうであるが、其の全部が逃げ出した譯でもあるまいし、一時間以上の餘裕を有することではあり、若し平常より此等看護人に應急措置の訓練が施してあつたら、恐らく斯様な惨事は惹起しなかつたであらうと思はれる。

以上は右の惨事を惹起した經營者、關係者、責任者を本位として見た缺陷であるが、而も公平なる第三者から見れば、強ち其の責任は此の惨事を惹起したる經營者關係者のみに歸するものでなく、直接其の監督に當る行政官憲は勿論、消防隊も亦其の責を負はねばなるまいと考へる。

(A) 法令諸規則の實行。斯様な惨事を惹起すのは、畢竟法令諸規則の不備に因るものである。と或者は説いて居る。慥かに夫れも一因であるかも知れぬ。乍併記者の所見によれば、目今の急務は法令諸規則の完備不完備よりも、寧ろ其の實行にあると思ふ。幾多の法令諸規則が公布されても、直接其の監督に任ずる官憲が之を施行し、之を適用せなければ事實に於て其の法令は死法に外ならぬ。法令諸規則の起草に堪能な役人は澤山在るが、之が實行に當るべき者に其の人を得ない我國としては、此の死法が甚だ多い。危険極まる工場や病院が到る處に在るのも監督官廳が法令を適用せず、違反の行爲を其儘看過して居るからである。審に之を穿鑿すれば、今回の工場病院等も同類項であると思はれる。單に個人的のものなれば、時宜によりては緩慢なる手心



を加へても宜いが、苟も公衆の利害、人命に關する設備の法令の如きは、假借する處なく一般に之を適用して社會公共の保安を確保したいものである。

(B) 消防は人命救助が第一。「消防隊の使命は人命財産の保護にあり」との格言は人の知る處で、而も巨萬の富を積んでも購ふ能はざる人命の尊さは之亦人の知る處である。故に消防隊は火災防禦のため現場に出動したる場合、先づ人命の救助を第一義として勇躍敢行するのが其の任務である。此の第一義の任務を忘れては、如何に巨萬の財寶を焼失より免れしめても御手柄にはならぬ。故に有爲の消防司令者は、火災現場に到着すると同時に、先づ「屋内に人はゐないか」を確かめ、人が居れば之を救ひ出し、然る後に消火作業に従事するものである。御殿場製糸工場の火災は、出火發見より鎮火まで三十五分間、醫專附屬病院の火災は出火發見の午後十一時二十五分より鎮火時刻零時卅二分まで約一時間の時間を有して居るのであるが、之に出動した消防隊は、果して此等人命救助の方法を講じて遺憾がなかつたであらうか、疑ひなきを得ぬ。前者は御殿場の公設消防組である故、現場到着時間に相當の時間を要したと推測されるが、後者は警視廳消防隊である故、其の先頭は少くとも出火發見後五分間以内には現場に到着したものと推定さるゝが果して患者の救助に萬遺漏なき方策が講ぜられたものであらうか。希くば後學の爲め、當局者の

眞實なる調査を發表されたいものである。

大震災の如き天災地變に遭遇しての犠牲なれば詮方もなしと謂ふべきであるが、文化施設の容易なる今日に於て、科學的設備の經濟化せる目下の時代に於て、設備の不充分から十四人の女工職工を、一夜の火災で骨灰にするなどは、文明の恩澤に浴せざるも甚しいまいふべく、又警察機關消防機關の最も充實完成せる帝都の、而も専門學校附屬病院に於て、安心療養中の入院患者十二人を焼殺——普通の人でない、自由を束縛された精神病者であるから焼死といふよりも寧ろ焼殺であらう——したるが如きは、洵に聖代の不祥事であると謂はざるを得ぬ。二十有六の魂魄に對しても、社會は諸般の施設改善に深甚の努力を盡さねばなるまい。(昭和四年二月)

## デパート白木屋火災の檢討

日本橋通りの十字街頭に聳ゆる七階建、鐵筋コンクリート構造のあの白木屋が火を出して、約三千五百坪を焼失、男女十四名の死者と、多數の重輕傷者を出し、約五百萬圓の損害を被つた慘



事は、心ある消防人に於てこそ全然考へられぬ事でもなかつたが、世間一般の人々に取つて、此の大惨事は多大の驚異とされたものと見へ、帝都の日刊紙は固より、全国的に各地方新聞も多く紙面を割いて之を報道し、之を論評し、世人の注意を喚起して居る。

白木屋火災に驚いたのは世間の人達のみではない。帝國の防火消防行政を掌る總元締の内務省が愕いた。即ち其日潮内務次官、松本警保局長を初め警保局關係幹部は、地方官廳たる警視廳の報告を待たず、總出動で焼け残つた白木屋に實地檢證に赴いて調査の結果、始めて高層建築物に對する非常時の避難設備や、消防機關に幾多の缺陷が存することを認識したといふことで、其日の午後之が對策につき協議した上、之に關する法規改正等を爲すに就ては先づ各關係方面の意見を一應聽取する必要ありといふことになり、十二月廿一日には同省主催の下に急遽「高層建築物火災防止對策懇談會」なるものが催され、お歴々が集つて論議、其の結果が本紙前號所載の如く同二十八日付を以て、内務省警保局長から各廳府縣長官に對し「高層建築物其の他の災害防止に關する件以命通牒」が發せられたといふわけである。

帝國の防火消防行政の總元締たる内務省が此の位の驚愕振りであるから、世間の人がヒドク驚くのも無理はないが、吾々消防人としては、昨年六月十二日午前五時廿分、新宿百貨店松屋の火

災に平然として驚かず、之を雲煙過眼してゐた内務省が、被害の大小こそあれ、殆ど同型の此の白木屋火災に、愕然として周章狼狽し、遽に高層建築物火災防止對策懇談會を開催するなどは、敢て白木屋が内務省近くで火煙が見へた爲め、皆の氣が立つたばかりではあるまいし、洵に心細い感じがした。それは明かに防火消防行政に對する信念と對策が當局者に無之ことを暴露したものに外ならぬからである。

當路者が遽に、此の鳩首協議を爲すのを見て、日刊紙が「例により泥繩式」だと冷評するのも決して所以なきにあらずで、之を叱るわけにも行くまい。全國消防の總元締とは云ひ條、内務省には防火消防行政の一局一課があるでもなく、專任の屬官一人居るでもなし、僅に八方兼學の一事務官と一内務屬が其の事務を兼掌して居るに過ぎない。故に地方官廳を監督する位置に在り乍ら、消防と云へばアベコベに年額百萬圓の國庫負擔をして居る警視廳消防に何事も依頼して居るのが從來の實狀であるから、防火消防行政の對策や研究等の持合せが可有之筈のものではない。だから此の場合、無之は即ち無之として、朗かに之を打ち開け、周章裡にも懇談會などを開いて其の對策を講じ、急遽に、やがては廳府縣令の基礎ともなるべき依命通牒でも出した處は、假令泥繩式にしても何にしても、謂はゞ爲さざるに優ること萬々と可申きであり、官公署仲間の禮辭



を以てすれば、之も緊急の措置宜しきを得た中に入るのであらう。

さり乍ら此の白木屋火災の惨事は、近來の大小百貨店の建築様式と、其の避難消防設備並に現在の都市消防施設と其の組織に關心を有する消防人にとりて、敢て之を不思議とは思はないまでも、「奈何にして斯様に大火となつたのであらう、今少し其の被害を局限し得なかつたのであらうか」との疑問は、恐らく何人の胸にも去來する所であらねばならぬ。而して此の疑問を疑問として、之を検討し之を攻究するのが、消防人の責任であり義務であり、また其の齎す所が、消防の發達進展を促す所以なりと信ずる。警視廳の早川消防部長も「白木屋火災を研究すれば、確かに一冊の著述となる」と申されて居るが、記者も同感であつて、自己の責任回避や、金力や権力に拘束せられざる極めて自由の立場から、此の白木屋火災を縦横に解剖したる、消防學上に寄與すべき好個の著述が、何人かによつて上梓さるゝことは、方今の本邦消防界の遍く希望する所であらう。

本文の記者も、白木屋火災の當日午前九時半、同店の附近友人から電話があつて之を知り、急遽自動車で現場に駆け付け、約三時間に亘りて其の實火災の光景を目撃見聞し、鎮火後には更に燒跡を巡りて審に惨害の跡を検分した一人であるが、此の火災に就ては多くの暗示を與へられたと

同時に、今尙多くの疑問を抱持する者であつて、お歴々の懇談會で既に此の火災の實相を掴み、其の結論が見出されたとすれば、それこそアラ不思議と感ずるものである。

#### 一、發火時刻の問題

白木屋火災で、先づ第一の問題は其の發火時刻である。警視廳消防部受信室の記録によれば、出火の覺知は、第一報が十二月十六日午前九時廿三分に日本橋消防署の望樓發見、第二報が同午前九時廿三分廿秒に火災報知機、第三報が同九時廿五分に火災専用電話となつて居る。此の記録は先づ間違ひのないものとして、然らば其の發火時刻の推定如何といふと、當局者は「午前九時十五分頃か」と云ふ。此の發火推定時刻が甚だ怪しい。

何故怪しいかといふに(一)此の九時十五分といふ發火推定時刻は、當時七階に居つた山田專務の處へ「四階が火事です」と報告した者があつた、其時に山田專務が時刻を見たら九時十八分であつた、といふ山田專務の自供に基き、此の發火時刻が推定されたものらしいが、其の報告者が果して、發火を見て即刻七階に駆け付けたものか、或は火焰が相當に擴大して後に駆け付けたものか、其の邊の處は甚だ曖昧であるらしい。(二)一店員の話によれば、發火と同時に、一人が四階北西側の室内消火栓の筒先を取出して見たが、六十尺一本のホースでは不足なので、三階の消火



栓まで駆付けて、更に一本のホースを繰足して放水したといふこと。また或人の話によれば、放水して一時は威力を見たやうなもの、其の放水のために、火の付いたキュービーなどのセルロイド玩具が四方に散亂して却つて延焼を擴大したといふ事。また或人の話によれば、火事だといふ聲がして一時は止んだが、また火事だといふと騒ぎ出したといふこと。此等の話を総合して考へると、發火した後、附近の人達が相當防禦に當つた時間があるのではないかと想はれること(三)藤田日本橋消防署長の證言によれば、望樓發見覺知によりて即刻出勤し、白木屋に到着したのが九時二十四分であつたが、不思議にも此時既に、いつもなれば相當に人通りのあるべき白木屋側の人道に人子一人居らず、ポンプ自動車の部署につき、餘りに障害がなかつたことは、此時既に同店内は固より、附近の人々が孰れも出火を承知して居つたに違ひないこと。尤も藤田消防署長が千代田橋を渡る時に、既に四階五階から黒煙が濛々と噴出してゐたのを見たこと。(四)出火責任者が、其の前夜にクリスマス裝飾用の豆電球の調子が悪いので、之を色々調べたが徹底的に調べ済みとならなかつたので、其の係員は當日の朝早くから、即ち開業時間の九時前から其の再検査に従事してゐたこと。(五)開業時間は午前九時であつて、店員は八時半までに出勤してゐなくてはならぬ筈なのに、遅刻したのであらうが「私が出勤した時にはもう火事で……」といふ

店員もあること。

以上の五點を考慮に容れて見ると、何人と雖も、其の發火時刻を九時十五分也と斷定する勇氣はあり得まい。恐らくは望樓發見の九時廿三分と、發火時刻との間には相當の時間があつたに相違あるまい。此の發火時刻と出火覺知の時刻との間隔と、其の時間中に於ける仕事は、マラソン競争のスタートと同様に、其の結果——即ち大火となつた理由——に甚だ重要性を具有するものであつて、此點を穿鑿して之を明白にすることは、消防上極めて重要なことであるが、白木屋の當事者に就て訊ねて見ても今の處明確でない。併し時を経れば不用意の中に、何れは明白となることであらう。

## 二、報知機關の不備

第二に此の白木屋火災で教へられたことは火災報知機關の不備である。それは東洋一の廣大さを誇る百貨店であり乍ら「消防署の望樓發見によつて、其の出火を覺知された」といふ一事が、火災に無關心であつたことを證して餘りあり、大火災に罹るべき大缺陷を有してゐたと云ふて差支あるまい。あの位の大建築物であれば、各階數ヶ所に火災報知機を設備し、何處から失火しても、直ちに消防署に通ずる装置の機關が必要である位の事は、多少火災に關心を有する者の心得



あるべき常識であらう。然るに驚くべきことは、消防署に通ずる日本橋通りの街路報知機に接続する報知機装置は愚か、同店の警備員に急報すべき店内報知機の設備すら無之仕末であつた。故に四階の火事を七階に居る山田専務に知らせるにしても、一店員が駆付けたのであつた。其の店員が果して四階勤務員で、火災の目撃者であつたか否か、記者は之を確め得なかつた、而して駆付けるのに、エレベーターを利用し得たか、多数の階段を駆登つたかも確め得なかつたが、記者は此の報告を賣した店員も五階か六階の勤務員で、仲繼取次の報告ではないかと想はれてならぬ。その譯は、出火當時に「火事だ」といふ聲を聞付けた五階六階の店員中に、四階の火事場に駆付けた者は相當にあつたが、其中で再び五階六階に歸つて、同僚に其の状況を報告した者は一人も無かつた。其の總ての人は火煙の猛烈に驚いたものか、身を以て悉く階下に避難したのが事實だ。それが爲めに、此の耐火構造だから大したことはあるまいと、腰を落付けてゐた五階六階の店員が、濃煙火熱に襲はれて多数の犠牲者を出したのだ。」といふ實話を一店員から聞いて居るからである。

常に三千人の店員が勤務し、一日平均十萬人、刻々平均一萬人の顧客を吞吐する百貨店に、失火の場合、其の急を店内に居る一萬三千人の人々に知らせる警報機關の設備すら無かつたといふ

事に就て、我國には其の當事者の責任を問ふべき法規すら無いのであらうか。多数の人命に係はる此の必要機關の装置すら無之百貨店に唯だ外廓の廣大さのみ眩惑して、營業を許可した當局者に對し、其の責任を問ふべき筋合も無いのであらうか。幾千卷幾萬章の法典を有する吾が法治國に、さりとは餘りに寛大過ぎると謂はざるを得まい。此點なども遅蒔きながら、法律専門家の領分で、一つ研究して頂きたいものだ。

以上まで日本消防新聞に掲載したところ、前記の「發火時刻の問題」に就て、其後愛讀者の中から、之も考慮に加へて見たいといふ新材料の提供が二つあつた。

(一)「發火當時白木屋七階の食堂に居合して、漸く危難を脱した友人の話によると、其男は午前九時の針が僅か過ぎた時に三越を出て、一直線に白木屋へ入り、直にエレベーターで七階に登り、食堂に入つて女給の持つて來た献立表を取上げ、之を一覽してゐた刹那に、火事だ」といふ聲を聞いたが、エレベーターで登る時に四階で降りた人も二三あつたから、此時には未だ火事ではなかつたと思はれるが、三越から白木屋までは其の距離が一丁半位しかない、歩いて三分位のものである、食堂へ入つたのは何分であつたか記憶がないが、せいゝ五・六分も費したら關の山だと思ふ」といふ話。



(二)山田専務が或人に發火時刻を問はれて「僕が六階の専務室へ入つた時に九時五分であつたが、それから間もなく火事だといふことで……」とあるから、九時五分以後であることは間違ないといふこと。

此の二つの新材料に就て観るに、(一)の午前九時の指針が僅か過ぎた時といふのが曖昧であるが、若し夫れが九時を一分か二分過ぎた指針であつたとすれば、其人が食堂へ入つた時刻は九時六分——七分の程度と考へて宜いかも知れぬ。(二)山田専務が「高層建築物火災防止對策懇談會」の席上で「四階が火事です」といふ報告を受けたのが九時十八分であつた」と言ふたとの事であるが、此の時刻には信を置き難い。それは何人と雖も、自家から失火した「火事だ」といふ報告を得て、時計の指針を検する餘裕の持合せがある人は、極めて稀れだからである。自家は差て措き、隣家から出た火事にしても、隣人が「火事だ」といふ聲に、時計の針を見る人は滅多にあるまい。「火事だ」といふ聲に、時計の針を検するのは、消防職員か、又は元消防職員であつて、それが習慣性になつてゐるやうな、消防人にも限られた特長と謂つて宜い。山田専務が陸軍出身とは、記者も之を傳聞して居るが、同氏が消防官出身であるとは聞いた事がない。其人が「四階が火事です」といふ報告に、入念に時計を検めるなごの事は恐らく有り得ざる事と思ふ。同時

に「報告を受けた時が九時十八分であつた」と言ひ得る筈がないと思はれる。併し「出勤した時は九時五分であつた」といふ事は、其の刹那の園境から想察しても、時計の針を見る餘裕位は有り得る筈であるから、此の時刻は信じて宜いであらう、然らば(一)(二)を對照して之を観るも、論者の謂ふが如く、其の發火時刻が、午前九時五分以後であつたことだけは、事實と見て宜いであらう。

所謂「火事は最初の五分間」で、發火より消防隊が之を覺知するまでの時間は、前にも述べたる如く、消防作業上に極めて重大なる關係を有するものであるから、茲に之を追記し、併せて新材料の提供者に對し、深甚の謝意を表する。——以下改めて前段に續く。

### 三、避難設備の皆無

第三に此の白木屋火災で驚いたのは避難設備の皆無であつた一事である。叙上の如く、失火の場合、其の急を店内に居る一萬三千人の人々に知らせる警報機關すら無かつた位であるから、此の人々が避難する何等の設備が無いのは當然であるに相違なからうと謂へば、夫れまでの事であるが、七階建の彼の高層建築物で、而も避難梯子の設備が無いのに、各階に一條のロープさへ備付けが無かつたといふに至つては、誰しも驚かざるを得まい。



殊に本文の記者は、之を聞いて實に意外の感にうたれた。といふのは、白木屋では、昨年末から年頭にかけて火事展覧會を催す計画があり、十二月七日午後一時から、其の準備打合せ會を同店七階で開かれた砌、記者も招かれて之に列席した。<sup>(註)</sup>當時記者は、京都の白木屋支店が一昨年火事を出したこと<sup>(註)</sup>なきを思ひ浮べて、此の催事の動機が單に人寄せのみの催しでなく、重役連も多少は火災に對する關心の存するものが有つての事と想察したものだ。

然るに其の會合協議の模様を見ると當事者は全然催物係員であり、矢張り人寄せを主とした火事展覧會の出し物に就て、各方面の連絡に便宜を得んとするの協議であり、自家の萬一に處する事などに就ては全然話もなければ、氣にしてゐる様子もない。そこで記者は、一應準備の打合せが済んだ後、話題を白木屋火災に轉じたものであるが、其時の問答は、大要左の如くであつた。

「斯様な火事展覧會などの催事が開かれてゐる中に、エテ火事を出すやうな皮肉が世間には往あるものですが、萬一火事を出した場合に、地元の白木屋では、其の準備があるのですか」  
「其方には夫れ／＼係員も居りまして、先日の防火デーにも、消防署の方から來て頂いて演習をしたやうなわけで……」

「一體此の白木屋の店員は何名位で、お客は日に幾人位ですか」

「店員は約三千人でありまして、お客様は日に十萬人位だと思ひます」

「さうすると、常時——いつでも此の白木屋に收容して居る人数は……」

「約一萬三千人です」

「此の一萬三千人が、イザ火事だといふ場合に避難するには、何分位かゝれば宜いと思はれますか」

「其の邊の處はまだ存じ上げませんが……あの百三十人乗の大きいエレベーターもありますので……」

「どうです、火事展覧會の開期中に一度火事が出たことにして、此の避難演習をやつて見ませんか」

「店員丈けの演習なればナンですが、御客様も一緒にといふことは如何なものですか……お客様が指一本怪我をなされても大變なので、多分重役が許すまいと思ひます」

「消防の方の準備もあるのですか」

「エ、其方専門の係員も居りますから……」

此の白木屋總員避難演習の提議には、列席の池田機械課長、藤田日本橋消防署長、飯塚計劃係



長も大賛成で「是非行つて見せて貰ひたい」と應援されたが當事者は頓首するばかりであつた。併し記者は、白木屋としても前年に京都で火災の洗禮を受けて居る事ではあるし、専門の係員も置いてあるといふことであるから、假へ避難梯子の設備こそないにしても、自衛的な相當の設備は有之ものと察して、之れ以上の餘り突込んだ質問は遠慮して置いたものだ。然るに兎角善くない事は當るもので、夫れから十日目の十二月十六日に、白木屋は大火に包まれ、現實に悲惨極まる總員の避難實演に遭遇したものであつた。而して之を直視した記者は、餘りにも其の避難設備の皆無なるに驚き、其の所信の裏切られたのに憤慨せざるを得なかつた。

其の悲惨なる光景は、實に言語に絶するものである。それは運の好い者は先着の梯子自動車により、或は救助袋により救ひ出された。併し運悪く逃げ遅れた者は奈何であらう。(一)或者は二階から屋上へ抜けて居る徑四寸の鐵竿を迂り降りんとして、二十尺の尖端から混凝土の歩道へ墜落した。(二)或者は屋上から地上に通ずる避雷針を傳ふて迂り落ちた。(三)前記二者にさへ近づき得なかつた者は、濃煙猛火に逐はれて六階の窓から帯を繋いだり、或は反物を繋いで降下を工夫したが、中途から自體の重みに手を放して墜落する。(四)或者は其の命の綱が火焰に焼かれて中斷した爲めに墜落する。(五)六階の窓から隣家の屋根に飛び降りやうとしたが及ばず、中間の

小路に墜落して惨死するなど、實に見るに堪へない惨憺たる光景を現出したものである。

或人達は此等犠牲者の措置を評して「餘りに狼狽したからである」と云ふ。其の當時は、記者も然らむ、と一應の理に首肯したものであるが、サテ罹災後、審さに各階の燒跡を巡檢し、延燒の早かつたこと、殊に肝腎の逃げ道である階段やエレベーターが第一に煙道火道になつたこと等を考慮して自分自らが犠牲者の立場になつて考へて見ると、猛烈なる火煙に襲はれた擧句、一本のロープさへなき身とすれば、焦熱地獄の苦しみから脱れんとする刹那としては何人と雖も已むを得ざる一路に進んだものとしか思へぬ。

燒跡巡檢の時——「何處の窓から飛び降りたのです」「此の窓からです」と示された北側五階の窓から首を出した記者が、不圖其窓枠の隅を見れば其處には、赤い鼻緒のキルク草履が片方だけ脱ぎ捨てられたまゝ、半ば焦けてゐる。此の草履の主が、此處から飛んだのかと、其の室を見廻せば、其處は便所であつて、燃える物としてはカーテン位しかない處なのに、天井まで相當に黒く焦げて居る。草履の主は多分煙を避けて此の便所に辿りつき、窓から入る北風を幸ひに煙を除け此處に立籠つてゐたものであらうが、矢張り耐火構造の特長として、平面的に擴充する猛烈な火煙に襲れて詮方なく、遂に此の窓から身を投げたものと見える。恐らく其人は助かつてはゐまい



と。記者は心から草履の主を弔ふたが、此人なども狼狽して身を投じたものとは、どうしても考へられない。多人数のことだから、狼狽して飛んだ者も絶無とは謂へないであらうが、其の多数は一本のロープさへ無いため、窮極の果てに出た必死的行爲に外ならぬと思へる。二階や三階なら狼狽も首肯されるが、五階六階の窓に首を出して見ると、誰しも恐怖心こそ起れ狼狽などが出来るものではない。畢竟するに狼狽説は地上から見上げての存在であり、高層から俯瞰しての存在ではない。

それに就ても近頃珍らしいのは、此の白木屋の罹災に刺戟されたといふものか、今春來各百貨店の防火避難演習が盛んに流行して居る一事だ。消防避難設備の不完全な百貨店は固より、其の完備した百貨店にしてもが、非常時の訓練演習は結構至極の次第であり、洵に望ましいことに相違ないが、舊臘大惨害を受け、店員達も命懸けの實地避難演習をやり、其の苦験は未だ骨身から離れてゐない筈の白木屋まで、一月二十八日出火避難演習を行ふといふ熱心心振りも、餘りにピントが合ひ過ぎて、一寸變に感ぜられるわけであるが、或人の解説によれば「ナニ物事には裏に裏があるもので、各百貨店近來流行の防火避難演習は、一つは白木屋罹災に對する世間の手前と、一つは彼の惨事が動機となり、内務省は遽かに依命通牒を出し、之に基き警視廳は近く之

に關する厳格な百貨店取締規則を出すといふので、夫れ之れを心配した各百貨店が、當局者御氣分の緩和と、其の内容の程度引下を目論むだ當分のお芝居に過ぎない」と謂ふのである。

いくら利に目のない百貨店經營者にしてもが、白木屋の大惨事を見て、而も未だ其の殘骸の處分さへつかぬ矢先きに、右のやうな怪しからぬ所存の可有之筈のものではあるまいとは思へるが從來完全な取締法が無いのを好い事にして、防火避難の無關心無設備を平氣で通してゐた經營者の頭を付度すると、右の如き解説も、あながち妄説ではないかも知れぬ。

若し百貨店經營者の中に、右のやうな陋劣な心事を徹塵でも存するやうな經營者がありとすれば其の百貨店の前途は知るべきであり、また右様な陋策に乗るやうな當局者がありとすれば、其の罪は死に値すべきこと勿論であるが、随分と危険思想の充滿する現世のことであるから、市民は張目飛耳、宜しく當局者を監視督勵して、完全なる百貨店取締法の制定を期せねばならぬ。此の一事こそは、吾々同胞が白木屋火災の生んだ多數犠牲者の生靈に對するセメテもの供養であり功德であると信ずる。

#### 四、防火装置并に消火設備と其の効果

白木屋の防火装置としては、一階の外壁に電動式の防火シャッターがあつたが其他の各階には



ない。北側の各階段口にシャッターの設けがあつたが、此の火災には全然利用されなかつた。又内部を区劃する防火壁なども無い。千餘坪の各階とも悉く、たゞ柱があるのみである。平常顧客として賣店に商品を購入してゐる時などは、陳列臺があり、其上には商品が積み重ねてあるし、天井からは色々な物がブラ下つてゐるので誰しも左様には思へぬが、焼跡に行つて見ると、實に荒涼そのもの、廣場である。或人が「屋根と柱が鉄筋コンクリート造といふ丈けのことで、全く千坪の天幕舎——それを重ねたやうなものだ」といふ評をしたが、左様にも見られる。天幕舎なれば、火焰が上の方へ燃え抜けるので、平面的の延焼速度は早く、且つ火熱の温度も高いわけである。總延坪一萬三百九十五坪といふ、其の廣大なる點に於て東洋一だの二だのといふ大建物であり、百貨店の常として其の内部には何百萬圓といふ値嵩の商品を包有するのであるから、三越などにもある自働撒水装置、即ちスプリンクラーの設備位は、自衛上からしても當然可有之筈のものであるが、白木屋には之も無かつた。

公稱資本金壹千五百萬圓、拂込九百三拾七萬五千圓の巨資を有する株式會社の白木屋であり乍ら、あの建物を營造するにスプリンクラーの装置さへ無いのも不思議と、之が新築當時のこと

に就て色々聞合して見ると、其の新築設計にスプリンクラーが無いので、國産スプリンクラーの創始者である建設工業社の小宮山倭亮氏が「僅か拾萬圓を投ぜば、完全なるスプリンクラー装置が出来るから」と勸説して見た處、時の専務取締役香月芳氏の曰くに「それはよく承知して居るけれど、何しろ財政逼迫の折柄で、兎も角外廓を建てるのがヤツトのこと、外廓が出来れば商品は集るから……萬事は先づそれからのこと」といふ挨拶であつたといふ。勸説とは云ひ條、勿論「賣込みに來た人」と看取しての挨拶言葉には相違なからうが、併し此の言葉の中にも、當時に於ける白木屋の財的不如意と、其の當事者の經營方針が窺はれるではないか。

然らば白木屋の消火設備としては何があつたかといふに、(一)物的設備としては室内消火栓、(二)人的設備としては八名の消防係が置いてあつた。

室内消火栓は主管徑四吋の直立水管(スタンドパイプ)によるもので、屋上に三箇所、各階に四箇所宛設備せられ、それには孰れも徑二吋の布ホース八十尺ものミ筒先が備付けられ、地下機械室にある三十五馬力の電氣動力ポンプ二臺により送水する仕掛けで、屋上には三十石入の水槽が設けられてゐた。發火と同時に、四階火元に近き消火栓一箇が使用されたのは即ち此の消火栓である。肝腎の使用者が焼死したので、其の實績に就ては明瞭を缺くが、少量の放水を爲し得た



位に止り、大した効果が無かつたことは、當時居合せた人々の話と、鎮火後に於ける其の附近の形跡に徴して、何人にも首肯されたものである。なぜ此の室内消火栓が役に立たなかつたか——といふ理由に就て、其の當時(一)電氣の掛員が折悪しく不在であつたといふ説や、(二)「電氣から火事です」といふ報告に、機機室の掛員がスキツチを切つて電流を止めたからだといふ説もあつたが、後日記者が穿鑿した處によると、右兩説とも憶測説であつて、(三)各消火栓には之が使用の際、電動ポンプの始動を促すボタンが装置してある。それを使用者が知らなかつた爲めか、又は不慣れのためか、或は狼狽した爲めか、其の點は不明であるが、兎も角、其のボタンを押さなかつたので、電氣ポンプは始動せず、僅に屋上水槽からの低壓放水を呼んだに過ぎなかつたのだ。——奈何もこの説が事實らしい。

人的設備として消防係が八名置いてあつたことも事實で、決して嘘ではなかつたやうである。併し此の消防係が果して名實共に消防専務員であつたか、否か。或は名儀ばかりの消防係であつて、實際は雑用係員ではなかつたか。此點に就ては、多くの疑問が存する。若し實際に消防専務を掌理するのを日常の本務とする消防専務員が八名も居たとしたら、室内消火栓の利用と其の活動に就ても今少し成績が擧るべき筈だと思へる。假令其の消防係が發火場所に居合はさなかつた

にしても、右様な不首尾に終ることもなかつたのではあるまいか。少くとも一人の犠牲者は救ひ得たかも知れぬと思へる。

之れといふのが、畢竟するに何れの百貨店でも、名實相伴ふ實際の消防専務員を存置してゐるのは寥々たるもの、其の多くは名儀だけの消防係で、ケチな重役連の人手節約觀から、實際は日常の雑務雑役に追ひ廻し、本務の消防事務は其の餘暇を以て見る程度の所謂インチキ消防係だからである。それではイザ鎌倉といふ場合に役に立つものではない。萬一の場合に役立つのには、其様に平常から、設備の巡察に、或は訓練に、内容の充實を圖つておかねばならない。常時を雑務雑役に追ひ廻して、非常の時に立派に役立つものなら、何も消防専務係を置かなくても宜い筈のもの、普通の店員を兼務せしめて置けば宜いわけであらう。

會社や工場の自衛消防設備の一器具であるバケツにしても、たゞ普通のバケツを赤ペンキで塗替へ、之に「消火用」の文字を入れた丈けでも、勿論用の足りる消火バケツに相違ないが、消防用として重寶な消火バケツとしては、單に赤ペンキで塗替へたばかりでなく、其の底部が丸底でなければならぬとしてある。其の理由は水や砂が普通のバケツより餘計に入れられるといふわけではない。普通のバケツであると、假令赤塗で消火用と斷つてあつても、人間の横着なる性情



の常として、やゝもすれば之を他の用途——即ち水撒きや、掃除などの雑用に供したがる。之を雑用に供する中には何時の間にか其の位置が變り、肝腎な非常時には役立たぬ弊を生じ易い。然るに丸底バケツであると、手を離せば引くり返るので、雑用には使用し難く、常に一定の場所へ掛けて置かねばならぬ。其れが爲め、萬一の場合、何時でも其の本務たる消火に役立つといふ特長がある。之が丸底バケツの消火専用として尊重される所以なのである。

人的設備の消防専務員にしても、此の丸底バケツと同様の意味で尊重するが宜い。當初から雑務雑役の追廻しに役立てるつもりで置いたのでは、平常は便利であらうが、萬一の場合は住々にして役立たぬことがあるのも當然である。若し眞に非常時に備へる爲めの消防係員なれば、雑務雑役のケチな副業は之を度外視して、常に水や砂を用意してゐる丸底的の専務員を置くが宜い。表と裏、右と左の二筋道に人を使ふといふケチな慾を起すと、其結果は肝腎要の時に零となる。白木屋にしてもが、若し眞に消防に経験のある八名の消防係を置き、日常その係員をして終始警火消防事務に従事せしめて置いたとすれば、危険物であるセルロイド玩具の集積した陳列場の電気修理工事に際し、此等の係員は發火の危険を慮つて立會もしたであらうし、假に發火しても其の應急措置宜しきを得て、或は最少限度の被害で済んだかも知れぬ。少くとも斯の如き大慘事

を惹起するこゝは無かつたであらう。消防觀念の不足といふものか、三文呑みの百失ひといふものか、洵に残念至極の事と謂はざるを得ない。

それに就ても日本建築協會の調査員の手に成つた「白木屋火災の調査報告書」の中に

「消火栓、其の他の消火、防火施設にして機械的のものは、非常時に際しては餘り有効ならず  
全て原始的にして習性に反せざる施設が却つて良好と思料す」

との一項目があるが。日本建築協會から特派された錚々たる調査員にして、此の如き意見を堂々と公表する勇氣には驚かざるを得ない。

「消火栓、其の他の消火防火施設にして機械的のもの」云々云へば、室内消火栓は勿論、之に類似の文化的機械的の設備を無効なりとして非認するわけであるが、然らば「原始的にして習性に反せざる施設といふのは、具體的に云へば全體何物を指示するものかと思ふと、其の「消火施設」の事項に

(イ)屋上には水槽を設くるか、放水塔を設置するかして自然給水をなし、迅速に消火ポンプを使用する様にするか。

(ロ)消火ポンプの徑は素人にて取扱ひ得るもの(二吋位が適當か)としてホースは渦巻とせず



波形に置き何時でも直ちに注水し得ること、注水は何人にもすぐ出来得るものを希望す。とある。凡そスタンドパイプに據る室内消火栓に此等の要件を包有せぬものはあるまいが、之で見ると前項では同じ物を機械的と稱して非認し、後項では之を原始的也として是認して居り、何が何やら薩張り判らぬ。

建築が耐火構造で絶體の不燃材料で構成されてゐることは、隣接の建築に對する延焼難の點に就てこそ効果があれ、其の包蔵する商品等の可燃性物質の堆積は、恰も薪を積むと同様であるから、此等に對する目的の消火・防火設備は、出来得る限り近代式の文化的設備を要するや勿論であつて、同時に此の目的設備に相應する——即ち之を利用し活動する人的設備——消防専務係を設けねばならぬ。然るに白木屋の消火栓が効果が無かつたからと云つて他の建築様式は文化的のを禮讚し、單り消火・防火設備のみを「原始的のが宜い」など云ふのは、世人を誤るの甚しきものだ。此等は畢竟するに方今建築學者一般の、消防に對する無研究と無理解とを表徴するものではあるまいか。敢て建築専門家の一考を煩したい。

##### 五、消防隊の活動と其の消防戰術

白木屋火災に於ける東京消防隊の活動と其の威力に就ては、當時の日刊紙等によりて往々其の

真相を誤傳されたものがあり、また此の火災を直視した市民の人々にも、消防の實務を理解せざる爲めに、誤つた見解を持つる人もあるやうだ。と云つて消防隊の活動が、總員の誠心誠意による全力を挙げた行動なることは疑ひないにしても、其の行動が完璧であり、其の消防戰術に一點非難の打ち處がないと言ふわけではない。

一般に火災は夜分が多い。夜分の火災であると、消防作業に不便な點もあるが、また混亂雜鬧の裡に活動する消防隊の行動を、微細な點まで一々觀察することは、何人と雖も不可能であり、且つ觀衆の腫は燃え盛る紅蓮の炎に集中するものであるから、消防作業のアラが見へぬ。然るに晝火事であると夜分ほど火災が大きく見へぬので、觀衆の腫が之に集中せぬと同時に、所謂白日の下に、消防行動が赤裸々に展開するので、觀衆は此の微細な點まで之を看取し、之を批評するものである。

消防事業は其の消防隊の爲めの事業でもなければ、其の消防隊員の爲めの事業でもない。其の市民の爲めの消防であり、其の市の爲めの消防であり、又國家の爲めの消防である。則ち帝都の消防事業は、警視廳消防隊の爲めの事業でもなければ、同消防隊員の爲めの事業でもない。夫れは帝都市民の爲めの消防事業であり、東京市の爲めの消防であり、日本帝國の爲めの消防である。



故に孰れの市町村に於ても、其の消防施設并に其の實態を、其の市町村民に周知せしむることは極めて必要な事であるから、消防當局者にしても新春の出初式、或は防火デー等、あらゆる機会に於て消防隊の活動振りを市町村民に觀覽せしめ、之に依りて市町村民の消防に對する理解を深め、之に依りて市町村民と消防隊との接觸を圖り、俱に手を携へて火防消防事業の目的を達成せんことに之れ勵めて居るわけである。此の意味に於て、白晝の火災などは消防隊にとりて其の威力を發揮宣傳すべき好機會と謂はざるを得ない。

併し所謂「眼あき千人、盲千人」の世の中であるから、多數觀覽者の中には、斯かる機會に於て、不充分なる設備を以て猛火に衝る消防隊員の苦闘難戦に同情して、其の改善を叫ぶ識者もあれば、中には又、消防隊員の微々たる過失を捕へて之を誇大に吹聴し、消防隊を非難する者もあるし、或は消防實務に不識のため、妄りに誤れる斷定を下して、消防の無力を嘆ずる輩もあるのは已むを得ない。アラを探さうと思へば、消防自動車の塵芥さへも目に立つ位のもので、此點に就ては晝火事の如き、消防隊にとりて甚だ不利であり、迷惑とする所であらう、何でも兩方宜いことは無いものだ。

白木屋火災の如きも、此の兩面を持つ大火災の一である。其の出火時刻は時恰も好晴無風の小春日和の朝九時過ぎで、東京驛省線の降車口からは、刻々數千の人々が煙のやうに吐き出されてゐるラッシュ・アワーに際會して居る時であり、其の場所は帝都繁華の中心地たる日本橋近くの十字街なのであるから、出火と同時に數萬の觀衆は寸刻にして集り、十數萬の市民は直ちに之を取圍む。此の人々が七階の高樓に展覽さるゝ叙上の如き悲惨事の續出を見せられ、お互に動氣を高め、片唾を呑みながら、刻々到着する消防自動車と其の隊員の活動を注視するわけだから、此の名譽に勇む消防隊員の意氣は、昔も今も變らぬ「江戸の華」で、總員が平常の訓練技術を、必死的に發揮したことだけは、恐らく何人と雖も之を首肯するであらう。

而して此の白木屋火災に於ける消防活動の大體に就ては、既に當局責任者の發表もあり、讀者も之を承知と存するので、此の重複の記述を避けるが、末稍的の事は差て措き、其の大綱に關する諸問題に就て、岡目八目たる記者の所見を開陳し、併せて記者の疑問とする所を披瀝して見るのも、あながち徒爾ではあるまい。

(1) 人命救助作業 家什器具商品等の財物よりも、より以上に、人命の貴重なることは誰しも熟知する所である。故に消防隊に於ても、其の消防活動の場合に、まづ以て人命救助を先きにする事になつて居るが、其の實際に於ては此事が決して容易でない。火災現場に到着して、先づ



隊員の眼を奪ふものは火煙であり、心を奪ふものは延焼防禦である。其の指揮者が到着すると同時に「誰か逃げ遅れた者は居ないか」と一言家人等に警告注意することを決して忘れぬ消防官にしても他人の事どころか、僅に身を以て脱れた家人達の有耶無耶な返事に安心した結果、焼跡から無残な屍體を掘り出して臍を嚙むやうな事例が多い。故に歐米都市の整備された消防隊では、別に救助隊を設けて居るが、東京消防には未だ此の組織はない。

白木屋火災で、前記の如く避難梯子などは固より、救命袋や一本のロープさへ設備されて居らず、各階の收容人員に発火のこゝを報ずる警報機の設けすら無之の結果、到る處に悲惨事を生んで居る其間に於て、消防隊が梯子自動車三、救命袋三、ロープ三、竹梯子一、太物を綱代用としたもの一、の貧弱な機械器具を以て、二百八十名の人命を救助し、又消防職員の誘導により、屋上の避難者二百五十名を煙の中から救ひ出したことは、顯著なる好成績と見るべきであらう。

此の好成績を挙げたのは、勿論全出動員必死的活動の結果に據るものであるが、(一)午前九時廿四分白木屋に到着した所轄消防署隊の指揮者が、白木屋には店員丈でも常時三千人收容して居る記憶を呼び起し、先づ人命救助に當らねばならぬ事を、車上に於て決意すると共に、先着隊員六十四名の七割を人命救助に従事せしめ、残り三割を延焼防禦に當らしめたこと。(二)午前九

時卅分、消防部より駆付けた監督係の消防官を捉へた白木屋の重役らしい店員が「品物などは焼けても構ひませんから、どうぞ人を助けて下さい」といふ言葉に、其の消防官は自ら濃煙を犯して屋上避難者の降下誘導に當つたこと。(三)附近の郵便局で備付の救助袋を、自發的に消防隊へ提供して便宜を圖つたこと。などが此の成績に與つて力あることだと思へる。

右の梯子自動車三臺の内、其の一臺は北側六階の窓へ八十五尺の梯子を延長せんとして折損し先端に攀登してゐた消防曹長が墜落重傷を負ふた。此の梯子が中途から折損した原因は(一)横丁の小路で、二階建木造家屋の屋根上から六階窓に渡さんとしたので其の延長に當初から多少の無理があつたこと。(二)數人の店員が六階の窓に首を揃へて救ひを叫ぶのに心をいらだつた應援の在郷軍人、青年團員達が、梯子の機構を知らずに、その梯子の先端から下つて居る支索の綱を無暗に引張つたこと。(三)監督者が窓から飛び損ねた墜落重傷者に駆寄つた際に乗じて、青年團員達數人の者が之に駆け登つたこと等が數へられる。

元來この梯子自動車の機械梯子は、主として人命救助に使用する機構に設計された三段連結のもので、之に登る人員は一段毎に三人、全延長の場合に九人の定員となつて居り、人命救助の外高層放水に利用するときには水圧力のためにホースが下へ引かれる力が非常に加重するため、此



の場合には定員を減ぜねばならぬ相當にデリケートな機械であるから、此の梯子自動車には、之を操縦する専門的の機關勤務員が配置してあり、此の係員以外の者には誰れにも手を觸れさせぬことになつて居る。それを前記の如き次第で折損したのである。

先着の梯子自動車の操縦を監督してゐた機關士から、鎮火後に「私の方でも混雑の際ではあり在郷軍人團員や青年團員などが取巻いて危険だと見たので、私は萬一のことがあつては一大事と他の方面には見廻りなども取止め、到着以來私は此の梯子自動車に付きつ切りで見張り役を勤めたのでしたが、夫れでも私の眼を窺んで之に登りかけた者があるので、私が引き卸すと抵抗する仕末に、已むなく張り飛してやりました」との直話を聞いたが、斯かる場合に、此の機關士の措置は時宜に適したものと謂ふべきであらう。

此の梯子折損事件に就ても考へらるゝことは、豫てより記者の宿論である在郷軍人團や青年團の消防統制、消防訓練である。之は帝都消防に於ける多年の懸案であるが、今以て解決されぬのは困つたものだ。之が解決されぬから斯様な場合に、斯様な重大事件を惹起するのだと思へる。

消防には常備職員の外に、豫備員たる消防組員も存置されてあることだから、在郷軍人團員や青年團員の如き後援隊員などは、斷然非常線圏内に入れぬ、といふことなら夫れでもよい。此等

の團員を非常線内に入れることを許容し、火災現場のお手傳ひなどを頼む以上、頼まぬまでも之を黙認する以上には、之が指導監督の責任者も所管區域の警察署長とか消防署長とか、何れかに一定するがよい。今日の如く、或區では警察署長の監督に委ねたり、或區では消防署長の指導に任せたりで、其の統制が出来ない。而して監督指導の責任者は兩者其の何れにしても可也であるが、火災現場に於ける消防作業の補助を命ずる以上は、月に一回とか、二ヶ月に一回とか、彼等を消防署に收容して、一般的の消防知識を與へたり、消防訓練を施したりせなければならぬ。而して此の消防訓練を受けぬ在郷軍人團員や青年團員は一切、非常線圏内に入ることを許さぬ方針を取るがよい。唯單に身に團服を着けて居るからといふて、無統制、無訓練の者を火災現場に働かすといふこと、恐らく消防作業の妨げとはなるにしても、決して手助けには相成らぬ。而ばならず彼等の消防上に於ける不知不識の行動は、今回の如く重要な機械を破壊するやうな事にもなる。之を機會に當局は速に研究調査の上、此の在郷軍人團と青年團の消防統制、並に消防訓練問題の解決を實現されんことを御薦めしたい。帝都消防隊活動の形式に於ても、其の實質に於ても、之が解決は極めて必要なことであると思ふ。

(2) 消防戰術 白木屋火災の火災防禦に就て、當局者より其の大體を聴取した上、更に其の



焼跡を探ねて審さに思索に耽つてゐた消防戦闘三十年の経験を有する、某市の消防組頭K氏に就て其の批判を求めた處、彼氏は「東京消防隊としても、彼の場合には、彼れ以上には出来なかつたと私には思へる」と云つたのみで多くを言はなかつた。

またK氏と同じやうに、此の白木屋火災の戦跡を尋ねんが爲め、わざ／＼遠隔の地より上京して、訪問に視察に之に努めたる、之れ亦過去二十五年の消防戦闘に従事して居る某市の消防組頭I氏に就て批評を訊ねて見た處、彼氏も「私の聞いた處、觀た處では、現在の設備による東京消防隊としては、彼れ以上に出られなかつたであらう。十餘名の犠牲者で済んだのは、消防隊活動の威力を示現した好成绩と云つて宜いと思へる。併し消防作業の點に就ては、後に審さに之を點檢すれば、恐らく當局者自らも不満足とする點が相當にあるに相違ないと想はれるが、之を感得する者は、之に従事した當該消防官自身のみで、之に與らぬ第三者の容易に窺ひ知るべからざる所だ、此の尊い感得は、其の體驗者のみか享受し得べきものだ」と言つた。多數視察者の感想も聞いて見たが、此の兩組頭の所言は粉飾のない眞實の聲であると、記者は之を首肯したものだ。

併し當該消防官が得たる其の尊い經驗——殊に得意とする所のものよりも、自ら失敗を感得したる苦驗——こそは一般消防人の誰しもが聞かんと欲する所であり、又それこそは消防人をして

裨益するところ多かるべきものであるが、現職に在る消防官としては責任と總てを語るべき自由を有せざる事情もあり、又第三者が其の公開を迫ることは無理といふべきものでもあり、任侠の消防人としては、I組頭の言ふが如く、體驗者のみが享受したる尊い感得として、其の尊嚴を傷けぬのが禮儀でもある。法語にいふ時効にならねば、恐らく此の秘密の扉が開かれる事は至難であらう。故に以下記す所は、本文の記者が、理論上より觀たる疑問的批判に過ぎない。若し之に就て、白木屋火災の消防作業に従事したる消防官から、遠慮のない教示でもあれば甚だ幸ひとする所である。

さて白木屋火災の防禦に就て、其の消防成績を検討するには、先づ夫れを検すべき大體の尺度を定めてかゝらねばならぬが、此の測定器には、豫てより東京消防隊が消防戰術要領の重點として捧持して居る(一)迅速なる出動(二)火點に直射放水(三)火災の包圍の三大眼目に當て嵌めて見るのが一番適當であらう。

(一)迅速なる出動——此の成績と結果は如何。前記の如く所管の日本橋消防署が望樓發見で此の火災を覺知したのが午前九時廿三分、同署消防隊が即刻出動して、白木屋に到着したのが九時廿四分であるから、消防隊の出動成績に就ては申分はあるまい。而も此の先着消防隊の人員は三十



名であるが、時恰も交代時間に際してゐた爲め、非番消防手も直に駆付け参加したので、平常の倍數に當る六十四名の者が四臺の唧筒自動車を擁して之に當つたのであるから、普通民家の火災であれば、望樓發見にしても、大事に至らずして喰止めたに相違ない。

ところが叙上の如く、此の先着消防隊が到着する前に、四階五階は窓から火煙が吹出して居た程度に延焼して居り、焦眉の急に迫られて居る人命救助のため、此の消防隊員の七割は其の救助作業に當り、残り三割が屋内から四階の火點に進入し消火行動に出たわけで、其のホースを延長した時、既に四階千坪の面積は殆ど紅蓮の焰で充滿して居つた。其の中に第一方面の唧筒自動車十一臺が次々と到着して、之亦屋内進入で四階の各階段口から放水したのであつた。

發火時刻は前項で述べた如く、午前九時五分から九時十五分の間と見るべきであるが、假に之を九時十分とすれば、消防隊筒先が四階に届いたのが九時廿五分として、其間十五分間である。而して發火原因はクリスマス・ツリーの豆電氣に巻付けられた金モールのスパークが、瞬時に附近一帯の雪綿に點火し、之れが更に約六十坪の玩具部の多分を占めて居たセルロイド玩具其の總重量約二十五貫に燃え移り、殆ど爆發的燃焼の下に、何等の障壁なき千坪の廣場に擴大し、同時に階上へも延焼したのであるが、此の時間が十五分もあつたとすれば、其の延焼區域の廣大は想像するに難からぬ。其處へ五つの階段口から十口や二十口の筒先を向けた處が、其の効果は容易に擧げ得ないであらう。

則ち之を要約すれば、消防隊出動の迅速は出來たが、覺知の遅かつた爲めに、消防作業は最初から既に手遅れの状態であつたので、結局が出動の迅速に伴ふた消防の効果は相殺して甚だ尠かつたことになる。

(二) 火點に直射放水——消防作業上に於て、此の「火點に直射放水」の最も効果があるのは發火の初期にある。則ち消防隊が現場に先着した場合、賢明なる指揮者は、火煙其他の狀況を考察して、第一に其の發火地點を察知し、先づ此の目標に筒先の集中を命ずる。此の命を受けた放水員は狭道を進み、板扉などは破壊して屋内に突進し、火煙を犯して火點に近接し、他に火焰が延焼擴大せざるに先立ちて、一舉にして其の根源を鎮滅する所に、此の直射放水の妙があるのである。記者も先年本社附近の東洋印刷會社の工場より出火した砌、逸早く之に駆付け、先着の消防隊を應援し、濃煙漲る工場の火點に接近して、一口の直射放水に忽ち之を鎮滅して凱歌を擧げた經驗があるが、「此の少數隊員の勇敢が、此の大工場を火難から救ひ得たのだ」と感じた其の刹那の歡喜こそは實に消防人のみが享受し得る特權であると思はれた。



併し火焰が既に擴大して、商店住宅地域であれば、兩隣り裏三軒に延焼して之が燃上つたやうな場合、高層家屋であれば其の中間階層より出火して、上層に延焼したやうな場合には、其の燃焼面積は、平面的に或は立體的に擴大し、其の目標は大きくなり、防禦戦線が延長されて來るから、此の場合の直射放水は、其の筒先の直面する部分的の火面に止まるので、發火初期の如く屋内に進入して注水が全面的に及ぼすほどの効果を擧げ難い。また火焰が猛烈となつて來ると、筒先消防手も人間である以上、いくら直射放水とは云ひ條、或る程度以上の火熱には容易に接近し得るものではない。

白木屋火災に於ける直射放水は、前記の如く日本橋消防署隊が午前九時廿四分、現場に先着して防禦開始以後、鎮火の午後零時卅分に到るまで、消防隊各員の努力により勇敢にも行はれたのであるが、何しろ其の先着隊が到着した時既に四階千坪は火焰が漲り、五階にも延焼してゐたのであるから、屋内進入とは云ふものゝ、此の火點の直射放水は、第一次的の發火點に對する直射放水どころでなく、千坪の燃焼面積に於ける其の一部分の火面に對する第二次的の直射放水であつた。而して當路者の調査によれば、此の火災防禦に對する火面の直射放水は四階で三十八口、五階で三十一口、六階で二十七口、七階で二十六口の口數であり、送水唧筒の口數は四十七口、

其の放水量は百二十六萬ガロンに達して居るといふ。

而して此等の直射放水は、孰れも之に使用したポンプ自動車三十臺が、附近の消火栓二十五ヶ所日本橋際の河川一ヶ所の豊富なる水利を擁して送水したものであつて、之に要したホースの總延長は四千九百八十間と計上されて居る。また之に出場した各ポンプの活動に就て之を観ると、各放水口に接続するホースの延長は七本乃至八本であつて、送水開始のポンプ壓力は最初七十封度乃至八十封度から最高百封度乃至百二十封度であるから、其の筒先壓力は三十封度乃至五十封度位であらう。

此の直射放水で記著の疑問とする所が一つある。それは何であるかといふに、此の火災が住宅地區の火災とか、工場地區の火災で、平面的に延焼擴大する大火であれば、右の如く七本乃至八本のホースを接続して、之を引廻すのも已むを得ないのであるが、此の白木屋には前記の如く、消火設備は貧弱であつたけれども、主管徑四吋の直立水管（スタンドパイプ）が設備されてあり屋上には三箇所、各階に四箇所宛の室内消火栓があり、地下室の電動ポンプによりて自衛的消火活動に資すると同時に、消防隊が出動した場合には、其のポンプが此のスタンドパイプを利用して活動し得る爲めに、屋外舗道上にサイアミズ・コネクション（Siamese Connections）即ち屋外給



水管が五ヶ所に設備されてあつたのである。此の屋外給水管に消防ポンプを連結して送水し、消防隊員が各階四ヶ所宛設備してある消火栓を利用して活動することは、七本乃至八本連結の重いホースを引き廻して、四階より五階へ、五階より六階へ、六階より七階へと、各階段へ昇る作業よりも遙かに容易であり、且つ迅速機敏の消防活動が出来得るから、假令消火栓のホースが徑二吋物にしても筒先八十封度以上もあれば直射放水に相當に効果が擧げ得らるゝ筈である。又諸外國に於ても此の消防活動に至便効益ある多年の経験から、百貨店には必らずスタンドパイプに此の屋外給水管を設備するこゝになつて居り、警視廳も亦、其の効果あるを認めて此の設備を爲さしめたものであると考へられるが、鎮火後記者が検分する所によれば、一ヶ所も此のサイアミズコネクションを利用した形跡がない。念の爲めに現場の消防官に訊ねて見たが、確かに一ヶ所も活用して居らぬ。何故これを利用しなかつたか、此の疑問に對し、今以て記者の承服するに足る説明に接し得ないのは甚だ遺憾に禁へない。

どうしてサイアミズ・コネクションを利用しなかつたであらう。此の疑問を引提げて、記者は機會ある毎に、経験者や關係者に當つて見たが、どうも其の原由は明白でない。多年警視廳消防部長の職に在つた緒方惟一郎氏に訊ねて見た處が、同氏は笑ひ乍ら「それは屋外給水管の口徑と

消防ポンプ送水管の接合金具が合はなかつたのであらう」と云ふ。イクラ間が抜けた消防隊にしても、ソナナ事がある筈のものではあるまいと考へたが、兎も角多年経験の有る人の云ふ事であるからと、念入りに其の責任者に就て訊ねて見た處、果して左様な事はない。屋外給水管の口徑はチャンと消防ポンプの送水管接手に合して作られてある。之を接続するのに何の故障もない。

某消防官に訊ねて見ると「それは消防ポンプが到着した時、御存知の通り火焰が漲つて居つたので、スタンドパイプを利用する間がなかつた」といふ説明なので、「先着隊が到着した時に、四階五階の消火栓を利用するのに間が無かつたといふのなら承服出来るが、後着の應援隊が六階七階の消火栓を利用するのに間が無かつたとは謂ひ得まい」と反問すれば二の句はない。

また某消防官の説明に「スタンドパイプの室内消火栓は、徑二吋のホース八十尺物であるから彼の大火に夫れを利用することなどは當初から所期しなかつた、といふから「併し記者の記憶する所では、丸の内消防署の如きは管内各ビルデング火災の場合に處する時、其のスタンドパイプによる各階の室内消火栓を活用するため、それに附してあるホースの延長を豫期して、二吋ホースの豫備を常に消防ポンプに積載して居ると承知するが、此の白木屋火災には丸の内消防署隊までも此のスタンドパイプを活用して居らぬのは何故であらう」と逆問すれば、之亦二の句がない。



彼れ此れ考慮して見ると、假に「要するに其の利用を忘れたのだ」と淡白に打開ける消防官があつたにしろ、出場した三十臺の唧筒自動車隊の指揮者が悉く一致して、スタンドパイプの利用を思ひ付かなかつたといふ事が眞實とは思へぬし、舗道に立つてゐる彼の屋外給水管が、各員一同の眼に入らなかつたといふ事も奇蹟に思へる。

故に此のスタンドパイプの室内消火栓が、事實上果して効果があつたか否かは別問題としても一ヶ所も消防用に之が利用された形跡がなく、消防職員の一人も此の利用を試みた者が無かつたといふ事實は、白木屋火災の消防戦術に於ける不思議の一つとして日本消防史上に記録さるべき事であらう。

(三)火災の包圍——消防戦術の極致は挾撃包圍にあり、殊に大火は火勢の趨向を計り、防禦支撐線を定め、消防力の集注を策し延焼防止の方途を講ずるにあり、といふのが實戦家の教ゆる所であるが、白木屋火災に於て此の術數が那邊まで行はれたか。前にも記した通り、發火した四階の千坪が、たゞ柱があるのみで、區劃壁一つあるわけのものではなし、普通の家屋のやうに、一棟の土蔵とか、或は一筋の壁とかの、防禦支撐線を定むる由がない大廣場である。屋根と壁が鐵筋コンクリート造といふ丈で、全く一面に薪を並べた千坪の廣場が重なつて居る四階五階に先

づ延焼し、更にエレベーターや階段を煙道火道にして六階七階に延焼する立體的の大火災を挾撃包圍するのは容易の業ではない。

面積千坪の火災と云へば、其の火線周圍は百三十間であるから、假に平地の火災であつても之を包圍するには少くとも六臺以上の強力唧筒を要するであらう。而もそれが四五十尺乃至百尺間の高層に亘る火災であるから、放水塔又は梯子利用の放水なら知らず、地上からの放水では遠距離のため有効なる注水は至難である。それが爲め消防隊は危険を犯して屋内に突進し、前記の如く四階に三十八口、五階に三十一口、六階に二十七口、七階に二十六口の直射放水を試みたわけであるが、さればと云つて此の多數の口數が各層一切に——即ち同時同刻に展開されるべき筈のものではなく、矢張り四階より五階に、五階より六階に、六階より七階にと、立體的には少くとも各階段口附近の火焰を鎮めながら漸進的に上層に及ぼし、一方各階段口に部署した各隊は筒先を揃へて扇面形に猛火を襲撃し、各層の延焼は平面的に之を消火するの外に方法はなかつたやうだ。若し神速機敏な一隊二隊があつて、未だ五階以上には延焼せぬ火災の初期に當り、梯子を利用して六階や七階に部署し、唧筒を直結したスタンドパイプの室内消火栓を利用して其の延焼を防ぎ、下層から階段によつて突進する各隊と協力し、火焰を挾撃包圍する作戦が出来たら、嘸か



し愉快なことであつたらうと思へるが、之は所謂岡目八目の胸算用に過ぎぬらしい。

また若し放水塔自動車や、梯子自動車が十數臺でもあつたら、風下の南側電車通りにズラリと之を並列し、各階の窓から直射放水を爲して、屋内進入部隊と挾撃包圍することも出来たと思へるが、何しろ有りつたけの梯子自動車三臺が出勤したものゝ、叙上の如く一臺は當初北側の人命救助で折損したため活動不能となり、残り二臺が東西南の三方に亘りて人命救助に追ひ廻され、之が放水に利用された時には、既に四・五・六・七階に延焼して居る實状だから、外部からの包圍放水と云つては、此の外に放水銃自動車の一口と計三口あるに過ぎぬ。故に大局から之を觀ると四階より七階への立體的延焼に對しては、上より下への防禦が無いから、結局挾撃又は包圍された形跡はない。唯下より上へと即ち火焰の後を追ふて放水防禦された形になつて居るのは、叙上のやうな次第では是非もない。

次に四階乃至七階の各階に於ける平面的延焼防禦に就て之を觀ると、之は包圍とまでは行きやうがないが、大體に於て北側と南側とから挾撃放水が行はれた形になつて居る。各階の平面的延焼の状態は其の陳列場の種類等により、其の延焼状況につき多少の相異があるのは其の燒跡に徴しても知らるゝが、大體に於ては之も同様である。而して其の延焼が急速度であつたのは、前記

の如く千坪の廣間に一の區劃もなく一の防火壁もないのに基因するが、他にも一つ重大な原因があると思ふ。それは何かといふに、此の火災の發火直前、即ち開店時刻前に、各階では何れも掃除をする爲めに悉く窓を開けたのが、發火當時は掃除直後であり、各階の窓は大概上部二枚丈けが開かれてあつた。當時の風向は北西で、其の風速は二―四米、最高五―四米であつたけれど、上層に火煙を送つたエレベーターの悉くが北側に位置し、又階段も其半分は北側に位置するため、延焼した上層各階の火熱の中心は運悪くも風上であつたので、五階六階の避難者で逸早く火煙の中を抜けた者の多くは北西側の窓に首を出し、逃げ遅れた者は火煙に追はれて東南側の窓に急を叫んだもので、東南隅に悲惨事を生んだのが多いのも之が爲めだと察せられるが、各階の平面的延焼が早かつたのも、畢竟するに各階の窓が開いて居て屋内の風通しは北西から東南への方向であるのに、火道の中心となつたエレベーターや階段が風上の北西に在つたことが重大原因なりと看取せられる。

而して此の延焼状況に對する防禦の状態如何といふに、當初先着の消防隊は、白木屋正面の玄関に到着し、南西正面の入口から屋内進入をした爲めと、其の發火地點が四階西側寄りの玩具部であつた爲め、其の筒先は先づ四階南口と北口との階段入口から部署を定めて突進し、次々に到



着した應援消防隊も、此の兩階段入口を始め、他の南側北側の兩階段入口から、五階、六階、七階へと進入し、各階とも主として此の南側兩階段入口と北側兩階段入口に部署して、各筒先は扇面形に展開して火面に直射放水を試み、即ち大體に於て西から東へ向けて流れる火焰を、北側と南側から放水挾撃した形である。そして消防隊が直射放水に奮闘した功績は七階の演藝場が外周まで火焰に襲はれ乍ら其儘焼失を免れて存在する點などから充分認められる。

尙此の白木屋火災で、日刊紙の中に恰も消防の威力皆無なるかの如く書いたものがあるのは勿論誤解であるが、此の誤解は當時の見物人には多數あつたらしい。といふ譯は、人命救助事業も凡そ片付いて、消防隊全部が放水防禦に當つた時、三十臺のポンプ自動車から送水する四十七口の筒先は、前記の如く悉く屋内進入に突撃して、白木屋の内部で戦闘して居るのだから、表面には見えない。外部放水として残されて居るのは、廣大な面積に僅かに三口の筒先しかない。而も十字街頭から見へるのは、梯子自動車の一臺から六階に直射されてゐる一口と、放水銃自動車から四階に注水されてゐる一口あるのみである。十數萬人の市民は、四・五・六・七階の窓から炎上する猛烈なる火煙、其の凄慘なる光景に、たゞ焦躁の感に打たれるのみであるが、而も其の眼に入るのは二口の放水に過ぎない。「だらしがねえナ」「アンナ水で消えるかッ」と記者の近側に

居つた見物人二三の者も、上の方ばかり見て盛んに憤慨して居たが、地上を這ふてゐる四十七條のホースは更に眼に入らぬ。日刊紙の記者も恐らくは此の仲間であつたらうと思へる。市民一般が燃え上る火煙よりも、此の地上のホースに氣を付けて、其の筒先の行衛を詮議して呉れるやうになつたら、消防隊も張合があるといふものであるが、若し其の時代が到來するとしたら、夫れは恐らく消防の全盛時代であらう。左様な黄金時代を一日も早く迎へるやうに、消防人は協力一致して努力することだ。

#### 六、消防機械の不備と消防手の訓練

(一) 救助梯子と放水塔 白木屋火災で、此の消防作業に従事した消防職員は固より、此の火事と其の消防作業とを白晝見學した市民の誰もが痛感したのは梯子自動車や救命具の不足であつた。それは此の白木屋火災の直後、市内の小學生が零細な金を集めて消防部を訪ね、「どうぞ梯子を買ふ資金に當てゝ下さい」と申出た一事が、之を證して餘りありき謂ふべきである。ロンドンやニューヨークのやうに多數の梯子自動車は不要にしても、今日の東京市の状態に於ては、十臺や十五臺の梯子自動車は設備すべきではあるまいか。

また現在東京消防隊に備付けてある梯子自動車は、元來其の機能が救助用に製作されたもので



あつて、放水は兼務に屬する。故にホースの延長に對する唧筒壓力等の加減から、其の筒先壓力は五十封度乃至六十封度位のものであるから、高層樓上の消火防禦に於ける放水専用とあれば、放水塔自動車の二臺や三臺は設備せねばなるまい。梯子自動車は東京に設備された當初は、「外國都市とは異ひ、東京は電燈線や電話線などの架空線が多いから、此の操縦は相當に困難である」といふ一部の論者もあつたやうだが、其後練習さして見れば思つた程の困難もないやうであり、又今日のやうに道路の幅員も廣くなつて見れば、其の操作は甚だ容易になつた。また假に道路が狭くて、架空線があつて操作が容易でないにしても、高層建物の火災が増加する傾向がありとすれば、之に對する防禦設備の充實を期するのが當然である。

斯く言へば論者は直ぐ經費問題で覺をつけたがるが、それも畢竟は當事者の熱心如何に依るべきもので、要は其の信念と氣力に待つの外はない。假に梯子自動車一臺が八萬圓を要すると云へば高價のやうであるが、白木屋の火災損害五百萬圓を灰にしなかつたら、之が六十臺も買へる勘定だ、火災損害の巨額に比すれば、消防機械の購入費などは高の知れたものである。此の算盤勘定をハッキリ市民の頭に沁み込ませば、梯子自動車の十臺二十臺を求めると左程の困難はあるまいと思へる。且つ梯子自動車も、獨逸のベンツやマギルスなど孰れも結構に相違ないが、爲替相場

の悪い今日、別に損勘定の此等外國品を輸入せんでも、少し専門家に研究させれば、國産で間に合ふのではあるまいかと思へる。陸海軍の兵器製作では世界列國と伍して決して遜色が無いと云はれてゐる我國の工業界で、此の機械梯子位が出来ない譯が無いと思へるが奈何であらう。

梯子自動車を買へぬから、それが買へるまでといふので、最近東京消防隊でも横濱消防隊でも鉤梯子を求めて補足するといふことだ。之も白木屋火災の實驗に徴し、確かに一方法には相違ない。併し此の鉤梯子はロンドン消防隊などで随分昔から用ひられたもので、警視廳へも十數年前から既に到來してゐたわけであるが、平常から之が餘り利用されて居らぬ。其の理由如何といふに、要するに鉤梯子は鐵製であり少くとも五・六貫位の重量があるので、消防手が之を活用するまでは相當訓練を要し、また之を訓練せしむる好い指導者が無かつた事にも歸すると思ふが、假に好い訓練の指導者を得たとしても、體格の優れた外人消防手に適應して製作された輸入品を、我國の消防手に使用せしむるのだから、實際に於て消防手が其の活用に骨が折れる事自體が其の主因であると考へる。故に此の鉤梯子を實用に供せんとならば我國消防手の臂力に適應した輕量の物に工夫改善することが根本問題であつて、輸入品を其儘用ふるとあれば、設備するだけのので、恐らく實際に於ては餘りにお役に立つまいと思へる。殊に機械萬能の今日で何人も臂力が



低下して居る、低下せざるまでも、骨の折れることは、之を厭がるのが通有性となつて居る。消防手にしても現代人である以上、此の通有性を脱し得まいから、全然梯子自動車のやうなものが無ければ格別、東京消防のやうに三臺でもあれば、自然之に依頼して、練習も眞面目には行れぬであらうし、従つて實際の場合にも活用が徹底せぬのではあるまいかと思へる。矢張り手働式でも宜いから、梯子自動車を購めた方が安心といふものだ。何でも時代に逆行するといふことは、骨の折れる割合に効果が尠いものと思へば間違ひはない。

(2) 救助袋救助幕の活用 　また白木屋火災の人命救助に消防隊で用ひた機械器具は梯子自動車三臺の外に、救命袋三、ロープ三、竹梯子一、であつて、此の救助袋三の内、其の一は附近の郵便局員備付の物を借用したものである。警視廳消防部の機具臺帳に據れば、救助袋は各署に設備され、現在二十五個備付けの事になつてゐる。夫れが此の白木屋火災に僅か二個しか持出されなかつたのは如何なる理由か解し得ないが、恐らくは之も實際に役立つた経験に乏しいので、設備されてあつても、消防職員が平常から、此の器具の活用に留意してゐなかつた事を證據立つるものではあるまいかと思へる。

ロンドンの消防副隊長に多年在職して令名のあつたガンブル氏は、「此の救助袋は一分間に四

十名の人を避難せしめ得る」と記録して居るが、藤田日本橋消防署長の實驗に據るも、一分間に四十名の避難は困難であるが、二十名の避難は確實であるといふ。而して今度の白木屋火災に於ても、此の救助袋は實際に於ても大に役立つたものであるが、之れなども適當の個數を備付けると共に、單に消防演習に供するのみでなく、常に實火災の活用法を忘れてはなるまい。

救助幕や救助網の類も、消防演習に於て餘り成績が宜しくないといふのでそれとはなしに敬遠され勝ちで、此の白木屋火災にも持出されてゐなかつたやうだが、其の實際に當つては、上層から舗道に墜落頻死する者を見るに忍びず、之を受けるために、遽か作りの救助幕を造つて大に其効を奏したことも、消防人のよく記憶しておくことだ。

(3) 消防手の訓練方法 　白木屋火災の實狀を當初から見えてゐた某氏が「僕は消防手が救助用のロープを使つてゐるのを見て、其の素人なのに驚いた。他の事は自分には判らなかつたけれどロープの使用法など、消防手としては、もつと訓練しておかねばならぬ筈だ」と云つた。警視廳消防部でも、ロープを備付けてある以上、消防手に其の使用法位は訓練さしてある筈のものであり萬更ら素人の者はあるまいと思へる。故に此の某氏が見たものは不幸にして不馴れの消防手であつたのだと想へる。併し乍ら記者は斯く辯護を試みると同時に、此の某氏がロープの使用法に就



て評した無意識の言葉によつて、大なるヒントを得た。それは東京消防隊の大なる缺陷であると共に、大都市消防隊共通の大缺陷也と考へられることだ。之れが白木屋火災の消防作業に於て如實に示現されてゐることだ。

それは何かといふと、消防手の訓練が不均である一事だ。具體的に之を謂ふと、第一方面即ち日本橋・丸の内・神田・京橋各消防署の所屬消防手は、其署管内に高層建築物が多数存在するので、此等に對する消火防禦の知識も多く、實火災の訓練も相當に出來てゐる筈である。處が夫れ以外の山の手方面、又は本所や深川方面の各署所屬消防手は、其署管内に高層建築物が少いため、従つて此等に對する消火防禦上の経験が少いわけである。少くとも高層建築物の火災防禦に對する経験に就ては、兩者の間に相當の徑庭が存することは何人も疑ひ得まい。さすれば此の白木屋火災に出動した消防隊三十三隊の内、管内消防署の四隊は比較的高層建築物の火災防禦に経験のある消防隊ではあつたが、應援消防隊二十九隊は比較的高層建築物の火災防禦に経験の浅い消防隊であると謂へる。若し白木屋火災の消防作業上に遺憾の點がありとすれば、此の遺憾の點を生んだものは、恐らくは此の消防手訓練上の不均こそ、重大なる缺陷の一つであらねばならぬと考へる。

嘗て大震災直後、我國に來朝した英國皇室消防委員長のジー・サイモンズ中佐の消防談中に「英京のロンドン消防では、商業地區或は住宅地區等其の地區により出火度數に差別があり、消防事務に繁閑があるので、消防手は年次輪番的に其の勤務先を交代して其の平均を期して居る」といふ一節があつたと記憶するが、記者は白木屋火災の防禦狀況に就て此の言葉を想起し、更に之を推敲吟味すると、此の制度は實に消防手勤務の繁閑を平均せしむるのみならず、其の消火防禦の作業上に於ける経験を平均せしむる目的が存しての事也と付度せられる。

秋祭に出る樽御輿にしてもが、擔ぎ男の肩が揃はねば、御輿は躍るばかりで進まぬものだ。凡て團體的動作は其れを構成する分子の手並足並が揃はねば、到底其の作業に優良の成績を得ることとは叶はぬ。況んや消防作業なるものは、其の相手が人間でなく變轉之れ極まりなき風伯を加勢とする火焰であるから、手足の揃はぬ團體で之を制することは至難である。多數の消防組員を豫備として、少數でも精銳の常備消防職員を特置するのも、畢竟するに其の理由は茲に存する。此等のことは消防組織上、極めて平凡の原理であるが、多數の人員を擁する大都市消防としては、無意不識の中に、斯様な缺陷の生じ易きものであり、而して又消防職員の訓練を平均にすること各消防手の實力を平均ならしむること自體が言ふは易くして、之が實行は決して容易の業ではあ



るまい。此點に就て、記者は東京消防を始め大都市消防當局者の勘考と善處を切望するものである。

## 七、結 論

白木屋火災に關する記者の所見は、上記す所によつて大體之を盡したつもりである。重ねて茲に之を要約論結すべきであるが、各項所説と重複の煩を避け、二三の感想を披瀝して筆を擱くことゝしたい。

(一) 失火の眞因と其の責任 白木屋火災に於ける失火の直接原因と、之を大火にならしめた種々の原因關係は叙上の如くであつて、火を失した過失の責任は一電工夫に存するにしても、此の大火の全般を以て其の電工夫一人に負荷するわけには行くまい。今となれば其處には上記の如く、報知機關の不備や、消火装置并に消火設備等、幾多の缺陷が存したからである。故に大火の過半は其の經營者が其の責に任すべき筋合であらう。

白木屋火災の起る十日前の火事展打合せ會で、本文の記者が豫言めいた質問を發したのも、決して偶然に言つたのではない。夫れは一昨年即ち昭和六年十二月一日に白木屋京都支店が火事を出した記憶があるのと、も一つは、吾々が常々買物をする三四の百貨店の中で、若し火事を出す

店がありとすれば、「それは第一に白木屋である」といふ豫感があつたからである。何故斯様に感じたかといふに其の店員が何時も緊張を缺いて居る一事であつた。一度ならず二度ならず、記者は白木屋へ行く毎に此の感を深うしたので、昨年の春であつたか、記者は嘗て白木屋の某部長を奉職してゐた知人に邂逅した時、此の所感を述べて其の原因を索ねて見た事がある。其時その知人は記者の言葉を首肯して暫らく考へてゐたが「要するに給料が安いからだ、他の百貨店に較べると、白木屋の店員給は一番低い筈だ、恐らくは其の故だらう。も一つには、矢張り財政關係から、白木屋の商品には委託品が可成り多い。之も其の原因だらう。」と解説したので、記者も成程と之を首肯したことであるが、果せるかな、記者の豫感が當つて遂に此の大慘事を起した。由之觀之は白木屋總員の緊張を缺いだ事が、火災の遠因でもあり、また其の眞因ではあるまいか。此の大火を起して間もなく、白木屋では其の裏の假事務所から再び火を失して大事に至らんとしたが、之でも店員が緊張してゐたと云ひ得るであらうか。

白木屋總員の緊張を缺いたことが白木屋火災の眞因であり、遠因であるとしたら、勿論過失の電工夫一人のみ其の責任を歸すべきではあるまい。若し之が大岡越前守の町奉行である江戸時代であつたら、「火元には五十日の手鎖、火元の家主は三十日の押込」といふ條項に照して、責任



者の山田事務も處断される所である。

(2) 自衛消防の獎勵 白木屋火災の後で、某消防官が「出火時刻が開店早々の際だから未だ此の程度の犠牲者で済んだが、若し之れが正午前後でもあつたら……」と、多數の犠牲者を想像して戦慄して居つたが、又若し之が風の強い夜の出火であつたとしたら……と想像して見ると、其の災害の程度が圖り難い。大震災當時の経験に徴しても、斯様な大建物の火災は、夫れ自體莫大なる損害を被むるのみならず、其の猛烈なる火焰が爆發的に擴大することによりて、大火が大火を生む危険が百パーセントである。故に此等特殊の大建築物は、自己防衛上必要なる消火設備の充實を期すると同時に、萬一の場合には充分自らを防禦するに足る自衛消防隊を備へねばならぬ。當局は之を指導獎勵すると共に、若し之を實行せざれば、公益の爲め之を強制して、請願消防の設置を爲さしむるが宜い。獵する者は山を見ずの譬へにもれず、商利に急なる者には、兎角目前の利益しか見へぬものであるから、當局は社會公安のため、此等必要なる事項に就ては、積極的に強制方針を採るべきである。

(3) 保安部と消防部の連絡 火災保險關係の某氏が「元來發火危險物のセルロイド玩具の陳列を四階に許して居るのからが大間違ひである。ロンドンの火災保險協會の規約にさへも此等危

險物の陳列は、最上階層以上——白木屋でなら七階以上の、それも階段寄りの隅角に位置すべきものと制限されて居る。さうすれば假令發火しても斯様な損害はない筈だ。警視廳消防部でも其の位なことは調査してある筈」と冷笑して居つた。

警視廳官制を知る由もない其人としては尤もの言であるが、想ふに消防部としては、假に其の位の事は知覺してゐたにしても、事務分掌の關係上、其の實行は意の儘ならぬ悩みがあるのであるまいか、即ち其等の件は保安部の主管に屬するからである。現に其の位簡單に實行の出來得ることで、而も消防上極めて有益な一事が、白木屋で莫大な犠牲を拂つた經驗を有しながら、未だに他の百貨店でも之を行はぬし、當該の白木屋でさへも、未だ其の事を實行して居らず、六月二十九日に警視廳告示二百十三號で發令された「高層建築物の耐火、避難設備に關する取扱方法」の中にも別に指示されてゐない。故に消防官吏にも警察權を與へよといふ議論も出るわけであらうが、其等の是非は差て措き、警視廳として發令される以上、假令保安部主管のものにして、此等消防關係の事項に就ては、消防部の意見が今少し尊重加味さるべきである。則ち事務の分掌は分掌として、此等監督規定の立案に就ては、保安、消防の兩部が連絡協議して渾然一となつたものでありたい。右の告示と同日に發令された警視廳令第二十號の「百貨店建築規則」や



同第二十一號の「アパート建築規則」を見るも、記者は此の規則の立案に際して、消防部が何の程度に關與したかを聞かんと欲するものである。

(4) 消防技術の検討 次に此の白木屋火災があつた後、警視廳消防部では、消防署長會議其他の會合の場合にも、別に此の火災の消防等に就き研究討議が行はれた様子も聞かぬが、地方消防から遠路を態々上京視察する者もある位の、斯様な特殊火災があつた場合には、少くとも其の火災に出場した消防官各位は、相寄つて消防術數其他につき一應検討するやうな機會をつくつても、相互に損はあるまいと思へるが如何であらう。尤も斯様な事件の検討は、やゝもすれば人の責任問題に關觸し易い虞れがあるため、此等のトラブルを遠慮顧念するの餘り、お互に謙遜の美德を發揮して觸らぬ神に祟り無しの調子が安全だこの存意かとも思へるが、それでは何時までも消防技術其他の向上發達を期することは出来ない。矢張りお互に寛容の態度を以て、研究は研究討議は討議としての限界を定め、朗かに之を研究し之を検討すべき機會を作り、各々切磋琢磨するものが、其の使命を自覺する消防官の責務ではあるまいか。而して其處に消防技術の妙諦が示現され、各員が之を感得する處に消防の進歩が期せられるのではあるまいか。敢て當局の勘考を切望して已まぬ。(昭和八年二月—七月)

註 (一) 火事展に關する白木屋の書翰

謹啓時下愈々御清榮之段奉賀候 陳者昨日は御多忙の處、態々御來駕御參會の榮を賜り、御厚志の程奉深謝候 議事、内容、同封御送付申上置き候間御氣づきの點は、何卒御教示相賜り度、猶今後宜敷御援助の程奉願上候

昭和七年十二月十八日

白木屋 催物係

火事展第一回打合せ會報告 (昭和七年十二月七日於白木屋蘭の間)

- |       |            |         |            |        |
|-------|------------|---------|------------|--------|
| 御出席芳名 | 日本橋消防署長    | 藤田 忍三郎様 | 警視廳消防部機械課長 | 池田 幸藏様 |
|       | 警視廳消防部計畫係長 | 飯塚松太郎様  | 東京市水道局     | 保科 市松様 |
|       | 東京市水道局     | 清川 雅衛様  | 日本消防新聞社主幹  | 藤野 至人様 |
|       | 消防時代社      | 中村 一六様  | 大日本消防協會    | 星出 隆輔様 |
|       | 消防機具業組合    | 土田團之助様  | 消火器具業組合    | 榑田勝之丞様 |
|       | 東京電燈株式會社   | 熊岡 誠一様  |            | (順序不同) |
| 白木屋側  | 取締役        | 梅田 建次郎  | 計畫部長       | 宮入 保式  |
|       | 催物係長       | 白杉 政徳   | 催物係員       | 野間口 正信 |
|       | 同          | 佐藤 松吉   | 同          | 久保 靜夫  |

會名 火災展覽會  
 會場 日本橋白木屋五階催物大會場  
 期間 十二月廿四日—一月七日(十二實日)  
 内容 火事を出さぬ法 (以下略)  
 アパート白木屋火災の検討

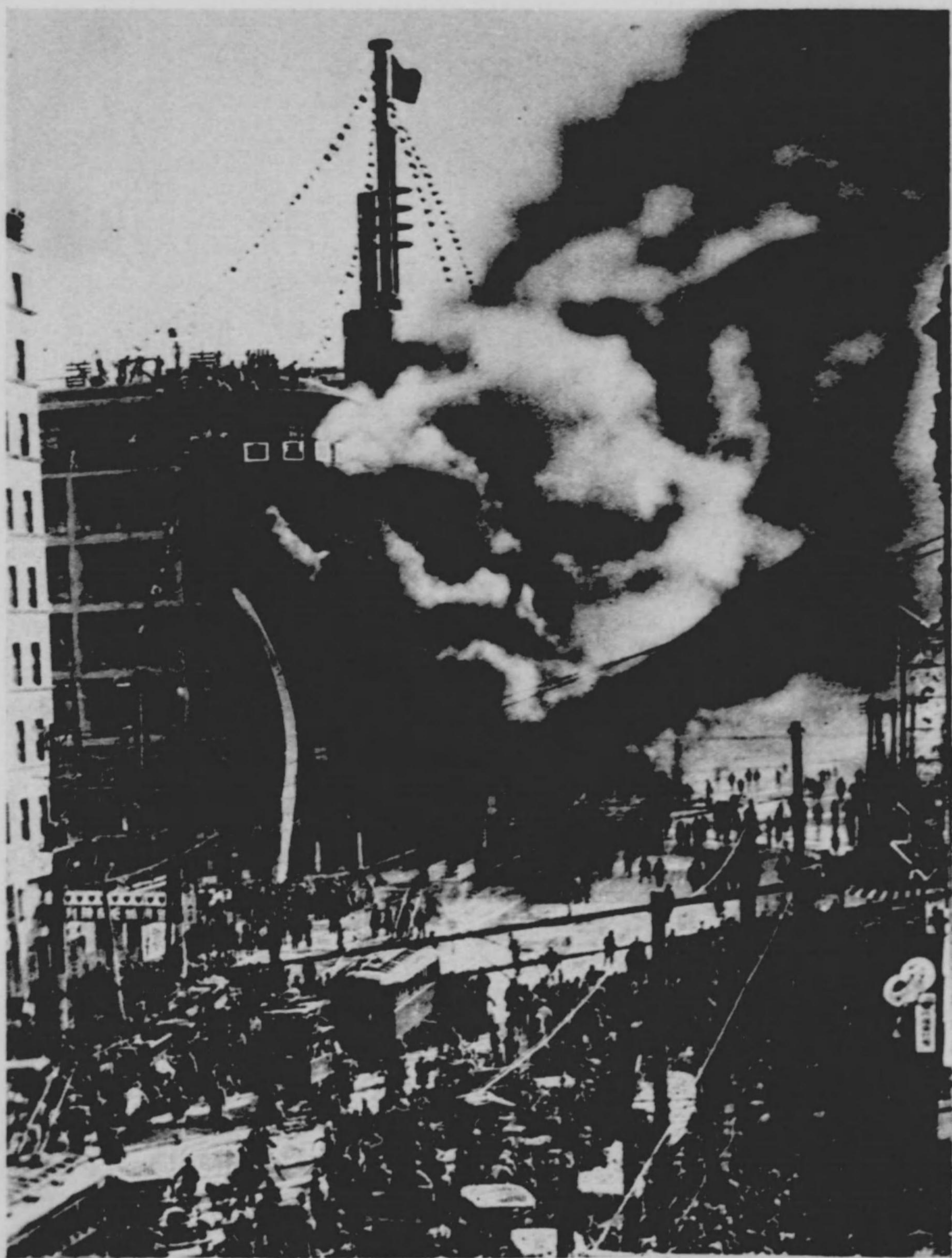


(二) 白木屋京都支店の火事

昭和六年十二月一日午前三時五十分頃、京都新京極六角角、白木屋京都支店（洋館三階建百坪）二階の一隅より発火、同建物を全焼して五時鎮火、損害約十萬圓、宿直員稻葉良一は逃げ場を失ひ、三階から網を傳うて降りんとして墜落負傷した。

函館市の大火災

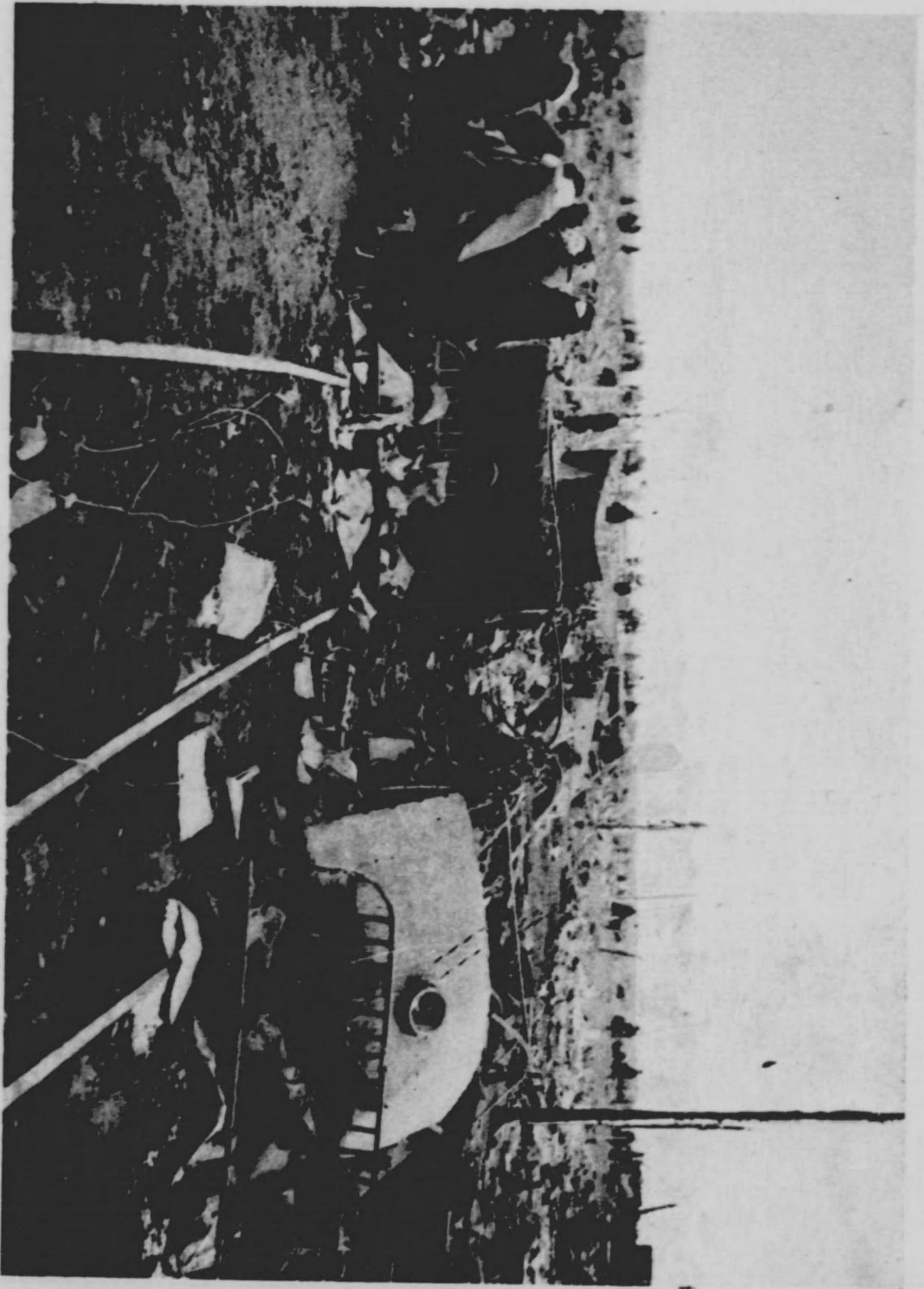
大火の名産地と世間に謳はれた函館市も、大正十年四月十四日、二千四十一戸を焼いた大火災を最後として、全く其跡を断つたものと考へられた。昔に大火の無之のみならず、水道に、消火井に、貯水池に、火災報知機に、消防機械に、函館市民の火防消防に對する理解と、勝田組頭を始め組員三百餘名の熱心なる努力とは、其の文化的消防設備を以て全國都市の好模範たりと推頌さる、程度に完備し、其の結果は、累年人口の増加に伴ひ、出火度數の遞増するにも拘らず、消防成績は益々大いに擧り、市民の罹災損害は逐年減少の數字を示し、茲數年來の如きは、全市の損害年額が、消防警備費年額の半額にも足らぬ好成绩を収めてゐた。之が爲めに、函館を悪魔の



デパート白木屋の火災（昭和7年12月16日）



(津輕要塞司令部許可券)



函館市の大火——大門附近の惨状（昭和9年3月21日）

如くに嫌厭した各火災保險會社も、近來保險料率を斷然低下し、市民も欣んで契約する者多く、漸く高枕安臥するを得るに至つた。然るに圖らずも十四年目に今回の大火災に遭ふ。函館市民並に消防當局に對し、寔に同情の念に禁へない。

然も今回の大火は、函館市民としても未曾有未経験の大火であらう。其の焼失戸數は二萬三千六百十三、其の死亡者約二千名と算せられ、重輕傷者二千三百十八名、罹災者九萬二千六十二名に及び、其の損害總額一億三千萬圓を計上せらると謂へば、焼失戸數のみに就て之を觀るも、大正十年の大火十回分を一度に焼盡したわけである。祝融氏の暴威も極まれると云ふべしだ。

吾人は今更ら函館の地勢が消防上不利なる所以を説くも詮方なし、何となれば夫れを説いたとて、函館市が他の場所に移轉することは不可能だからである。此の不利なる地勢を承知の上で人為的に防禦工作を施すのが、即ち火防事業であり消防設備であるからだ。

札幌測候所の觀測に據れば、廿一日は殆ど北海道全部を襲つた未曾有の烈風で、旭川の上空に發生せる猛烈な低氣壓のため、午後六時に於ける其の記録は七百廿五ミリだったが、漸次其の勢力を増大し、廿二日午前零時頃には七百十ミリを示し、同測候所開所以來の新記録だといふ報告であつた。此の天候險惡の最大なる悪日に。而も其の發火時刻は烈風記録の初期にあり、其の出



火地點は市街の風上の極端に在る。元來住吉町は函館村以來の永住的市民が多く住居する部落で郷土愛の精神が横溢する故か、滅多に出火のない場所として、消防人から常に稱讃されてゐた處だ。其の場所の而も住吉神社の神官の家が火元であり、發火原因は漏電と判明したと謂へば、此の劫火も亦、天意に由るもの也との、關東大震災火災當時に於ける所謂天譴説が出るかも知れない。併し此の天譴説は過去を斷念するには都合の宜い説であるが、函館の將來を建設するために禁物である。天譴は未だ人爲を盡さざる所に有之ものとして、函館市民并に消防人は、宜敷此の大火災の仍て來る所を糺明検討し、極力最善の後策を樹立實行すべきであらう。

函館は昨年二月以來、市民と電燈會社との爭議に惱まされ、一年有餘の間電燈を停止して、石油ランプを使用する者が多く、之が消防人の頭痛の種子となつてゐた。然るに最近此の種子が除かれた矢先きに、漏電出火の大火も皮肉であるが、結果は矢張り此の電燈に禍因が胚胎してゐたものと見へる。屋外電燈線の如き、其の壽命は約十五年としてあるのを、會社經營上の打算から危険な配線も容易に修理をしないのが多い。況んや電燈爭議の渦中に於てをやである。或は此等の點に恐るべき間隙が存してゐたのではあるまいか。果して然りとせば、電燈瓦斯の如き公共的事業は結局は縣市の公營に移すべきであらう。

函館消防の完備が市民を安心せしめたのが禍害増大の原因だと説く者もある。之も大火があるときよく出る説であるが、市民を不安ならしめる爲の消防設備などは何處にも無い。問題は其の程度だ。函館消防の目標は、火保料率の高きを憂ひ、せめては之を他の都市並の料率に低下し、普く市民に保険利益を被らしめんとした程度に過ぎぬ。而して其の功績は函館將來の復興に於て顯著に示現されるであらう。それ以上は市民の過信といふべきである。

## 函館大火災の重要點檢討

昭和九年三月二十一日、函館市に起りたる大火災に就ては、之れ嘗に日本消防史上に記録すべき大火災であるのみならず、世界の消防史上に記録すべき大火災であると考へられたので、日本消防新聞は之に關する信憑すべき記録を蒐集するに務め、紙面の容る、限り之を連載したので、論説雜報の外に、既に左の十五篇が掲載されてある。

- 一、函館市大火災概要（函館消防本部報告、三月廿九日發表）
- 二、函館大火の状況と復興（函館消防本部報告、五月一日發表）
- 三、函館大火の防災に齎す教訓（北海道廳保安評警部中尾金藏氏）

函館大火災の重要點檢討



- 四、函館大火の實況と教訓（函館消防組頭勝田彌吉氏）
  - 五、現代科學消火と蹂躞 跡を觀て（札幌消防本部長廣瀨博氏）
  - 六、灰の無い燒跡（三好盛晴氏）
  - 七、十二時間函館大火を見詰めた人（竹澤正記氏）
  - 八、一寸先は闇（山本泉氏）
  - 九、大火實相を聞陳（函館消防組第二部長菅原重太郎氏）
  - 十、新川橋と一緒に河へ落ちた娘の話
  - 十一、大森濱で水攻め火攻めに遭つた人の話
  - 十二、函館大火と火災報知機（三好盛晴氏）
  - 十三、函館大火の火元の主は語る
  - 十四、風と火災（小熊九萬造氏）
  - 十五、函館消防制度の改革（小熊九萬造氏）
- 右は孰れも信憑すべき記録で、函館消防組當事者の報告を始め、監督者としての視察記、實地見學者の感想、大火災遭難者の事實談、第三者としての嚴正なる批判論議等が悉く提出網羅されてゐるので、右の十五篇を読めば、函館大火の實相と其の全貌は、大體了解され得る筈である。
- 併し未だ検討を要する重要な點も殘されてゐる感があるので、なるべく重複を避け、此等の點につき聊か記者の所見を開陳し、大方の教示を仰がんとするものである。

一、最初の五分間の失敗

記者は函館大火の報に接して、其の概要を摘むだ刹那、出火地點が市街の末端に位置し、且つ發火當時の風速が秒速二十米乃至三十米の烈風中なのに而も其の發火覺知が、火災報知機網が相當に行渡つてゐる函館で「望樓發見」なる一事から推定して「之は最初の五分間に機を失したものに相違ない」と斷ぜざるを得なかつた。

然るに果せるかな、事實は推定通りで、發火の十數分前に、出火地元附近にも漏電發火があり、此時には附近の者が逸早く火災報知機を利用して消防隊に急報し、消防自動車も之に出動して處置の上、一旦其の所屬屯所に引上げて間もなく、此の出火があつたのであるが、最初の漏電發火には報知機のボタンを押す餘裕を持つた市民も、二度目の肝腎な出火には、電燈斷線による闇黒中の強烈な風と、北風をはらんで亂舞する火煙に恐怖して身を以て脱れることに焦慮した爲めか、報知機で急を報する者もなく、櫓發見によりて消防隊が出動したわけだ。

五・六米の風でも、屋根が燒抜けて相當距離の望樓が之を發見する程度となれば、消防隊が駆付けた時には既に近接の兩隣には延燒してゐるのが普通である。それが、二十米乃至三十米の烈風で、焰が地を這ふやうな時の望樓發見だから、先着の消防自動車が到着した時、既に四棟十戸三棟七戸に延燒してゐたのは事實であらう。



四棟十戸、三棟七戸に火煙が充満延焼した中へ、一臺の水管自動車が飛込んでも、それは所謂「衆寡敵せず」の論へで、此時既に消火に尊い最初の五分間は逸してゐるのである。

而して此の最初の五分間を逸した責任は市民も亦之を負はずばなるまい。「火事は最初の五分間」の意義は此等の消息を如實に物語るものであつて、唯に消防隊の努力のみで其の責任を果し得るものではない。則ち此の原則は決して消防隊のみの占有物ではない。市民と消防隊とがよく協力一致して始めて此の原則を實行し得るものである。消防を理解する訓練ある市民の後援によりて、消防隊は此の原則を遂行し得るのである。

函館市民は度々大火の洗禮を受け、消防の理解にも深く、其の訓練にも行届いて居る筈であつたが、叙上のやうな次第で、今度は事實上不可抗力であつたかも知れぬが、或は手落ちであつたかも知れない。

住吉町は函館村以來の永住的市民が住居する部落で、函館中の無火災地として消防隊から尊敬されてゐた土地柄で、其の住民は「火事を出さぬ」點に就ては一種の誇りを有する者が多く、消防隊の「貯水池新設」の提議に對しても雲煙過眼する傾向があつた事實に徴しても、其の反面に消防の理解と其の訓練には、一般市民よりも足らざる所があつたのかも知れない。古書にも「火

事が無い」といふ土地には「屹度大火を出す」といふ文句がある。心得べきことだ。

### 二、大火の第二原因

「火事は最初の五分間」には前述の如く明かに失敗して居るが、次には先着消防自動車が到着してから、則ち消防作業の活動に入つてからの五分間、「消防活動最初の五分間」の成績如何を檢討して見やう。

西川町第二部の望樓で、出火を覺知したのが午後六時五十三分で、此の消防詰所から火元の住吉町まで約二十丁を、風速三十米の烈風中を突進、約三分以上を費して到着した第一着の水管自動車を初めとし、現場附近の消火栓に部署した消防自動車は左の如くである。

第一着	二部	水管自動車	水管延長	八本
第二着	二部	水管自動車	同	一九本
第三着	三部	水管自動車	同	一〇本
第四着	四部	水管自動車	同	七本
同時	四部	小型唧筒車	同	一三本
第五着	五部	水管自動車	同	九本



同時	一部	小型自動車	同	一三本
第六着	六部	消火機車	同	一七本

即ち第一着の水管自動車は、火元から最近距離の消火栓に部署してホース八本を延長して火掛りをなし、次で第二着の水管自動車はホース十九本を延長して之に次ぎ、第三着の水管自動車はホース十本を延長して之に次ぎ、第四着の水管自動車はホース七本を延長して之に次ぎ、同時刻に到着した小型唧筒自動車がホース二十三本を延長して之に續いて火掛りをした順序だ。

而して此の第一、第二、第三着の水管自動車が取つた消火栓は、函館市でも、市街場末の最南端に位置する四吋管の末端、其の水壓六十封度である。

四吋管の末端、水壓六十封度の消火栓にホースを直結し、之を四十八間、又は百九十間、又は百間に延長したる筒先放水力の微弱なるに、加ふるに之が三十米前後の暴風に翻弄されるのであるから、其の水柱の多分は飛沫と化し、此の風力に乗じて旋回する猛火に對抗して、幾許の効果も奏したかは想像するに難からぬ。則ち消防隊は勇奮奮進して筒先を向けたのは向けたが、作業開始最初の五分間に於ても、其の猛火に對して、致命傷となるべき一太刀の水棒も加へ得なかつたわけだ。斯様に推考すると、發火してから望樓覺知に至るまで幾分間を要したかは之を措き、

少くとも出火發見後の十分間餘りの、消防戰術上、最も重要性なる時機を三十米前後の風速に乗じた火焰の亂舞に委せざるを得なかつたこと、之が大火となつた第二原因ではあるまいか。

### 三、原因發生の所在

烈風に乗じたる猛火に直面した消防隊が、其の作業開始五分間に、之一太刀の水棒も加ふることが出来ず、其の放水柱は尺餘を出でずして悉く飛沫となるやうな筒先を持つほど衰れたことあるまい。第六着の消火機自動車が既に時機を失して、其の機能を發揮するも甲斐なしと、退却せんとするのを見た勝田組頭が、其の操縦者を叱咤して、之に效水を命じた事實に徴しても、其刹那の光景を髣髴たらしめる。

そこで記者の疑問とする所は、斯様な場合、何故に水管自動車を先驅せしめて、放水能力のある唧筒自動車を先驅せしめなかつたかである。

アレンフォックスの如き大型ポンプでは、水道が四吋管の末端で、水壓六十封度の消火栓であるため、バキューム不能の怖れがあるとせば、ハドソン、ノーザンの如き小型ポンプでも、水管自動車よりは優に有効であると思料される。然るに望樓發見による此の火災に出動した第一着乃至第四着の消防車が、孰れも皆、ポンプ装置のない唯だ消火栓の水壓力にのみ信賴する水管車



である一事は、指揮者の意圖が果して那邊に存したのか解せられぬ。之を以て、此の場合、此の火災に於てのみ、指揮命令の徹底を缺いた一時的現象と見るべきであるか。或は大體に於て、水管自動車は唧筒自動車の先驅を承るもの也との概念が、平素から函館消防隊を支配してゐたものではあるまいか。此の重要點が、今以て記者には氷解されないものである。

といふのが、此の水管自動車なるものが、我國の消防車として出現するまでに、複雑な理由と沿革があるのであるが、多くの地方消防隊では、之を知らずに採用してゐるからだ。

水管自動車が我國の消防車として出現したのは、大正七年に警視廳消防隊が採用したのを以て嚆矢とする。其當時、警視廳消防當局者は、從來の馬輓蒸氣唧筒十七臺、水管馬車二十臺を廢して、唧筒自動車五十臺新設の計劃を樹てたものだが、其の豫算が尨大とあつて府會が之を承認せぬ。そこで第二次の新計劃として唧筒自動車二十五臺、水管自動車二十五臺、合計五十臺に変更し、豫算を大削減して府會の承認を求め、漸く消防機械の大革新を斷行し得たわけである。

此の當初計劃の唧筒自動車五十臺を二十五臺に減じ、之に代るに水管自動車二十五臺を以て豫算削減の捻出を敢てした處に、當局者の苦心が存したものだ。米國の紐育や市俄古の如く、消火栓の水壓力が三百封度或は三百五十封度といふ高壓水道を設備する處なればこそ、消火栓にホー

スを連結しさへすれば、直ちに有効射程の放水も爲し得る故、ホースを運搬するのみのホースワゴン (Hose wagon) でも立派に消防作業が出来るわけである。然るに當時東京の水道は平常夜間で高壓の場所が八、九十封度、本所深川の場末に至ると五、六封度である。此の紐育や市俄古とは比較にならぬ東京に、ホースワゴンを眞似て見たとて、何の役にも立たぬ位は、當局者と雖も判り切つたことだ。故に初め唧筒自動車を主張したのであるが、豫算が嵩張つて一舉に五十臺の設備は不可能とある。そこで當局者は苦しまぎれに、一先づ二十五臺は、紐育のホースワゴンを直譯した水管自動車に編成替をなし、ドツヂブラザー會社の自動車にホースを積載して兎も角豫定通りに消防車五十臺の勢揃ひを爲して氣勢を副へ、其の翌年度又は翌々年度に於て、府會の情勢を稽へた上、此の二十五臺の水管自動車に小型のポンプを装置して、倫敦消防隊に先驅車としてゐるテンドー (Tender) に類似したものに改造する計劃を樹て、之は消防部の内密計劃として秘めおき、一時を糊塗して遂に消防自動車五十臺 (内ポンプ自動車二五、水管自動車二五) 新設備の豫算を通過して、之を具體化し、蒸氣ポンプ時代から唧筒自動車時代への、劃期的時代を乗越したものだ。

故に警視廳消防部では、豫定よりも遅れた其の數年後、此の水管自動車を小型唧筒自動車に改



造したわけであるが、其時には既に、車齢も大分加つてゐた故か、當初豫定したほどの効果は收め得なかつたらしい。

然るに此等の事情を知るや知らずや、其後に於ける大中小都市の消防設備計画を見てゐると、其の土地の状況、即ち道路、水利、家屋等の基礎要件は考慮に容れず、水道の壓力は東京と同様に、平均五、六十封度に過ぎぬ都市であり乍ら、警視廳消防を其儘模倣して、孰れも水管自動車を唧筒自動車と併せて設備し、帝都消防設備と同型で御座ると、得々として之を誇つてゐるのだから遣り切れぬ。

某市の如きは水管自動車を模倣したばかりでなく、警視廳が後年已むなく之を小型唧筒自動車に改造して失敗して居るのも知らず、警視廳が之を小型唧筒自動車に改造したと聞くと、直に之を模倣して其の轍を履み、八九年も使ひ古した水管自動車を、殊更ら巨費を投じて又も小型唧筒自動車に改造し、現在役立たぬ其の機械を擁して苦い經驗を嘗めてゐる。

模倣は必ずしも悪いことではないが模倣するには、彼我の状態をよく調査して、其の長を採り短を棄てねばならぬ。其の内容を観察しないで、其の形式のみを模倣すると飛んだことになるものだ。

警視廳消防隊が水管自動車を採用してゐるからと云つて、之を採用した動機も調べず、己が都市の消火栓の水壓も之を無視して、勝手に「水管自動車は唧筒自動車の先驅を承る良好の消防車」なりと斷定を下して之を設備し、此の概念を以て消防作業を行ふ處に、大なる缺陷が潜むのではあるまいか。

函館消防隊の當局者も、今回の大火によりて、水管自動車の効用に就ては相當に其の非を悟つたらしい。夫れは同市の復興と消防設備の四項に

「從來使用する六臺の水管自動車を改造して、小型ポンプ自動車と爲すこと、蓋し函館の如き風速高き土地としては、消火栓自體の水壓にては其の力弱し。」

と發表して居るに徴しても之を證するに足る。六臺の水管自動車の車齢を承知せぬ記者に、改造計劃の是非は判じかねるが、警視廳の事例に鑑みて、之もドウかと思はれる。充分戦闘の役に立つ目安があれば改造も結構であるが、實際に役立たぬヨタ／＼物を何臺並べたからとて、零は六つ合しても零で、自慢にもなるまい。それより一臺でも優秀な戦闘力を有する物を備付けるに如かずと考へる。

要するに消防は實際である。見えや形式に拘泥して、其の實際に即することを忘れると、常時



は夫れで済むが、一朝大事の場合には、必ずや其の缺陷を暴露する。「消防は實際也」との格言を金科玉條とする勝田組頭を戴く函館消防當局に、消防即實際論は僭越であるかも知れぬが、實際と稱するも所謂主観であり、自己の觀じたる實際が必ずしも他人には實際でなく、今日の實際が必ずしも明日の實際ではあるまいから、此點は大に考慮されて可也だと思ふ。

四、多數の犠牲者と避難民の指導者

函館大火で同情に禁えざるものは、其の多數の犠牲者である。當局の調査に據れば罹災後四十五日を過ぎた五月七日までの發見死體が二千五十四人、收容後の死亡者百十一人を算し、之れ以外の行衛不明者が、三ヶ月後の調査に於て六百六十二人の多數に上つて居る。此の行衛不明者は恐らく火熱に追はれて海に入つた人達で、既に海底の藻屑となつて居るものと思へるが、果して然りとせば、此の火災の犠牲者は實に二千八百二十七人を算するわけである。之を罹災世帯數二萬二千六百六十二世帯に對比すると、約其の一割二分強に當り、十世帯につき一・二人以上の犠牲者を出したことになる。

いくら秒速三十メートル以上の烈風とは申し乍ら、約二萬戸の家屋が火焰の巷になるまでには約三時間半を要して居る事實に徴し、また大地震等の場合の如く、萬人悉く恐怖して其の魂を失

ひ、己が家宅に這入つて重要物品を持出すことすら至難とする場合とは自然其の事情を異にする次第でもあるから、此の犠牲者の多數を、唯だ烈風による延焼速度の點にのみ歸することはドウかと思はれるので、函館消防本部の「函館大火説明圖」に就て之を觀るに、其の死體收容地と其の地の延焼時刻とは左の如くである。

死體收容地	人員	延焼時刻
新川附近	約八四七	午後九時—十時
砂山附近	約三〇七	同 十時—十一時
東川大森沿岸	約三三六	同 八時—九時
市内焼跡	約二〇七	—
下湯の川根寄海岸漂着	約三四三	—
柏野競馬場	約一四	—
計	二、〇五四	

烈風による延焼急速のために逃げ場を失ひて焼死したのならば、火元附近を始め、出火時刻に近い延焼地點に多くの焼死者を出すわけであるが、結果は然らずであつて、火元附近の罹災者は



却つて無事に避難して居り、市内焼跡に散在した焼死体の總数が全數の約一割に當る二百七人に過ぎない。之に反し一番多くの焼死者八百四十七人を出して居る新川附近の延焼時刻が九時から十時までの間であるが、出火時刻の六時五十三分から算すれば、約二時間乃至三時間後の延焼地域である。また下湯の川、根寄海岸漂着の三百四十三人は、多分東川大森沿岸で海中に身を投じた者と推想されるが、之を東川大森沿岸での收容死體三百三十六人に加算した六百七十九人も、出火してから約一時間乃至二時間を経た延焼地點で遭難して居るものと認められ、砂山附近三百七人の如きは、出火後三時間乃至四時間の地點で焼死してゐる。

普通の火災に於ける焼死者と云へば即ち逃げおくれ煙に巻かれたり、焼かれたり、或は多數一度に避難せんとして各自が折重つて壓死したり、何れにしても、出火地點附近の場所であり、出火時刻から間もない時であるのを常例とする。然るに此の大火災に於ける死者の多數は、右の如く逃げおくれたといふのではなく、寧ろ逃げおふせて目的とする避難地點までは避難して、安心して居た處をやられたといふ形である。恰度それは彼の關東大震災當時本所被服廠跡に避難した市民の一團が犠牲となつたのと同轍である。大森海岸が一面海で逃げる所がなく、被服廠が隅田川を控へて逃げる處がなかつのもよく似てゐる。

記者の親友で多年根室に住む山本泉君が、恰も其の大火當日の午後四時四十分函館驛に着き、驛前の旅館に投じて此の火災に遭つた。同君の直話によれば

「湯に入つて居るとサイレンの音が聞えるので、宿の者に訊ねると、火事ですが、場所は一里餘りも先きだから大丈夫です、といふ。湯から上り電燈が點滅する騒ぎの中に、急いで食事を済まし、表に出て見ると、南の方は眞赤になつて、大きな飛火が停車場前にドン／＼落ちて來る函館の地理は知らぬが、之れでも大丈夫かと更に念を押すと、宿主がやつて來て、此の風では何とも請合へぬから御自由にして呉れと云ふ。それでは何處へ逃げたものかと相談すると、大森濱の方へ逃げれば風上だから大丈夫だといふ。友人と顔を見合せて躊躇してゐると、交番のおまわりさんも左様云つて居るから確かであるといふ。それではと、荷物を背負つて友人と大森濱へ行くべく宿を出たが、友人が其の途中で此の吹雪に大森濱へ行つても宿はあるまい、結局凍える許りだ、それよりは宿のある湯の川へ行かうと轉向したが、烈風と吹雪と雑沓に道を失つて五稜廓驛に辿りつき、そのお蔭で命拾ひをした」といふのである。

多數の犠牲者を出したのは孰れも海岸寄りの方面であるが、出火當時の風向が、南々西であつ



たので、誰しも反対方向の風上に當る海岸方面に逃げれば宜いと思ふのも無理からぬことで、指導者の位置に在つた一部の者が、大森海岸を指したのも事實であらう。然るに風向の變化は大火災に附物で、十一時近くなつてから風向が西と變つた爲めに海岸方面が風下になり、助かつたと安心した市民が孰れも遭難したわけである。

壽町通りで延焼が喰ひ止められ、末廣町會所町以北の殷富の地域が安全を保つたのは、函館消防隊決死的奮戦の結果によることは勿論であらうが、若し風向が終始一貫、最初通りの南々西であつたとしたら、此の多數の犠牲者は出さずに済むだかも知れぬ。と同時に、或は消防隊の奮戦も其の甲斐なく、火は辨天町方面まで延びてゐたかも知れない。

此に於て考へねばならぬのは、斯様な大火の場合に於ける避難民を指導する者の責任が極めて重大なことだ。若し此の火災でも、避難民の指導に當る者が「大火災には風向の變化は附物だ、南々西の風向も、何時變化するかも知れない。現在の風上は決して當てにはならぬ」といふ消防常識を有した者であれば、恐らく風向が逆に轉じた場合を豫想して、一方が海で遁げる餘地のない大森海岸などを教へないで、足が續く丈け遁げ延びられ得る方面を教へたであらう。中には此様に考へたり、此様に考へた好い指導者を得て落ち延びた人も多數あることであらう。

かうなると消防教育は唯に消防人のみの教育でなく、或る程度までの消防教育は、斯様な場合に避難市民指導の任に當る警察官は勿論、在郷軍人、青年團員等にまで、之を擴充しなければならぬ。而して今後此等の方法を講究し、其の實行を期することは、指導者のために誤まられた多數の生靈に對する全國民の大供養であらねばなるまい。

### 五、火災防止の三原則

現在に於ける人類生活の經濟的見地より、火災の厄難を減減する方法としては三つの原則に據るの外はない。

第一は火事を出さぬ方法を講ずること。則ち火防組合などをつくり、お互が注意して火事の卵を作らぬやうにすること。

第二は萬一失火しても、之を最少限度に防止し得る方法を講ずること。則ち家屋は耐火建築とし、出來得る限り什器等も耐火材料を用ひ、且つ各戸にバケツや消火器等の自衛的消火具を備付け、發火しても成るべく一室或は一戸の被害に止まるやうにすること。

第三は消防隊を組織し、火災報知機の如き出火發見機關、水道貯水池の如き給水機關并に防火壁、防火樹、防火道の如き諸設備を活用し、其の精銳なる消防機械を運用して速に之を沈壓する



方法を講ずること。

此の三原則は西曆一九六六年のロンドン大火で、未曾有の惨害を被つたロンドン市民が、如何にして今後斯の如き災厄を免る可きかと、衆智を聚めて苦心研究を重ねた結論であつた。夫れより二百六十八年を経た今日の火災防止學や消防學も、科學の發達につれて技術的方面の進歩こそあれ、其の根幹とする原則に至つては、依然として之に變りはない。

函館の罹災後、函館消防本部を始め、各方面で叫ばれる、改善案、則ち建築物、水道、道路、消防機械に關するもの、一として此の原則の圈内に屬せざるものはあるまい。而して函館の火災防止も、結局此の三原則に法りて、同地の氣候、風土、市民の生活状態に適應した方策を定め、均衡のとれた且つ遺漏のない諸設備の完整に之を求めざる外はない。

#### 六、公園と防風林

各方面から提唱されてゐる諸々の改善案の内、記者が卑見を述べておきたいのは公園と防風林のことだ。

先頃まで内務省都市計畫課長であつた飯沼一省氏のお話によれば

「從來函館市にも公園はあつたのでありますが、尙不十分でありますので約千坪ばかりのものを

二ヶ所、千五百坪程度のものを一ヶ所、それから新川々口に約一萬坪程度のものを一ヶ所配置することに致しました」

といふことで、之は北海道都市計畫委員會でも決定したやうに伺つた。

該委員會が何を基礎として右のやうな公園計畫を樹てたかは之を知らぬが、若し今回の如き大火災を再び繰り返さざることを目標としてか、目標とせざるまでも少くとも之が其の目的の一に數へられてあるとせば、斯様に小公園を三、四ヶ所も造ることは無意味ではあるまいか。

一般の都市なれば、千坪や千五百坪の小公園も萬一の場合には防火地として役立つが、函館の如く三十米以上の烈風が吹き卷くる土地に於て、斯様な小公園が防火的に役立たぬことは、今回の大火災に於ける函館公園の實狀が之を立證して居り、また關東大震火災に於ける東京の小公園の事實が之を立證して居る。

それよりも、どうせ此の大火を機として新公園を造成するなれば、一つは西川町邊を中心として二萬坪乃至三萬坪、即ちせめて日比谷公園の半分位のを新設し、一つは新川橋邊を中心として同様なものと、二大公園を建設するが宜い。さすれば市民保健の目的以外に防火地として大いに役立ち、今回の如き大火災を繰り返さざる事に必ず貢獻するであらうと考へる。燒跡全體で



約百三十萬坪の中から、其の三分や四分に當る位の土地を割愛することは函館市百年の長計に鑑みると、決して不可能の仕事でもあるまい。

彼の大震災當時、記者は宮城外苑に避難して居る數萬の市民を見て「若し此の外苑が無かつたら此等避難民の困苦は如何」と思ふと同時に、また「若し此の外苑が無かつたら、猛火は全市を焼土と化したかも知れぬ。東京が此の程度で焼止まつたのは實に宮城の御庇護である」と感得して、烈風の下に住む市民の幸福を想ひ、改めて皇居に禮拜した記憶がある。恐れ多いことであるが、震災當時、宮城外苑は確かに蜿蜒たる猛火の波を遮断する防火地となり、一面には市民の避難地となり、安息所となつたのが事實である。

また函館の烈風を緩和する方策として、其の北部海邊一帯に防風林を設くべしとの案は、市民の誰一人もして反對する者なき年來の名案であり乍ら、今日まで之が實行を見ぬのは遺憾である。聞く處によれば、名案は名案なれど、其の土地が岩礁地帯で樹木の生育に適せぬ爲め、從來之を試みたが不結果に終つたのだと謂ふ。果して如何なる程度まで其の方法が講じられて不結果に終つたのかは知らぬが、年中波浪のある海中にさへも、必要によりては、幾町かの防風林が築かれ得る世の中に、岩礁地帯で樹が育たぬとは餘りに斷念が好過ぎた話ではあるまいか。函館にも樹

木の繁茂した幾多の土地もある筈、必要とあれば、護岸へ塵埃を運ぶ代りに、其の土を運ぶことも決して至難ではあるまい。樹木が生育せぬといふのは、要するに自然の儘では叶はぬといふので、之に人為的工作を施さへすれば、出来ぬまいかといふわけではあるまい。或人が「復興の善後策には兎角目先の仕事に捉はれ易い。二十年三十年後の事を考へたら防風林も出来ぬ事業ではない。若し函館が明治四十年八月の八千九百餘戸を焼いた大火の後に、此の防風林の造成に着手したとせば、それから約三十年近くにもなる今日では立派な防風林が出来てゐて、今回の大火にも大いに役立つたらう」と言つたが、之も一説であると思へる。

#### 七、國の補助が必要

世間何をするにしても、畢竟するに先立つものは經費である、金である。右の防風林が出来ぬのも、樹木が育たぬのも、土が無いわけではなく金が無いのである。大公園の計画などが樹たぬのも、結局は金の關係だ。目先きに捉はれて長年の計劃を樹てぬと非難するが、明治元年以來過去六十有六年間に、五百戸以上の大火に十三回も罹つてゐる疲弊した函館市民に對して、百年の長計を自力で行へといふのが無理であり慘酷である。殊に今回の大火災の如き、全市の過半を烏有に歸し、二千八百有餘の生靈を失ひ、一億三千萬圓の財寶を灰燼として居る困憊した函館市



民にとりては、焦眉の急に迫られた幾多の仕事が多く、百年の長計などは、恐らく耳朶に入るべき由もあるまい。

併し乍ら國家としては、右の如き事態を、北海の邊境一函館市の事として、之を輕視すべきものではあるまい。二千八百有餘の犠牲者と、一億三千万圓の損害は、函館市の被害であると同時に帝國の損害である。函館市自體が、再び斯の如き大災害を繰り返さざる程度の善後策を具體化し得ぬとすれば、宜しく國として之を補助し之を完成せしめねばならぬ。然らずんば國家存立の意義を損する。内務省は八月十八日の豫算省議に於て、函館市復興事業費百六十萬圓を決定したといふが、之を今回の罹災額一億三千万圓に對比すると、約其の百分の一強にしかならぬ。此の小額の經費を以て、幾許の事業を補助し得るか知らぬが、國家當局としては、宜しく大局高處の見地より、函館市百年の長計樹立に思を致し、此の種の厄難を再び被らざるの方途を講じ、列國からも「一文吝みの百失ひ」の謗りを招かぬやうに願ひたいものだ。(昭和九年七月)

### 安東劇場火災の大慘事に就て

滿洲國安東の劇場「滿洲舞臺」の火災による焼死者は、當初三百名位と報ぜられてゐたが、其後の詳報によれば罹災の翌日、即ち二月十四日に發掘した死體のみでも六百五十八名を數へ、結局惨死者は七百五十名乃至八百名との報道には、記者も一驚を吃した。

劇場や映畫觀覽場の火災は、往々にして大慘事を招き易い。今や歐洲禍亂の震源地として萬國の視聽を集めてゐるスペイン國マドリッド市の、最も繁華なる中心地に所在した古代建築で有名なノヴァタテス劇場が、去る昭和三年九月二十三日に、閉演中舞臺から出火し、滿員の觀客は猛火に襲はれて、大混亂となり、全焼後六十七名の死體を發掘、負傷者二百四十二名を出した。

次では翌昭和四年三月十五日に、露國ウラチミール州イゴルキノ村の觀覽場で、フランス革命の映畫を映寫中發火し、多數の觀客が詰め込まれてゐた爲め、百四十名が焼死したとのモスクワ通信を見た記録がある。

また之れは劇場ではないが、臨時觀覽場にした一例——昭和五年三月十日の陸軍記念日に、朝鮮慶尙南道鎮海小學校生徒百三十四名が、同地の海軍要港部の演武場に於て、餘興の映畫を見物中、撮影フィルムの引火から猛焰に襲はれ、鐵格子にて固められた窓とて如何ともする能はず、充滿したガスのため窒息した者も加へて、百四名の小さき命を奪ひ去られたのは、遍く人の知る



所である。

震災などによる記録は別として、普通の火災で多数の犠牲者を出した例としては、昭和五年四月二十一日に、米國オハイオ州刑務所の火災であつて、囚人宿舎並に主要監房の一部を焼いた爲め三十名の焼死者を出したと、當時の警務當局が発表したことがある。併し震災にあらざる一場火災のために、八百名など、いふ大多數の焼死者を出したことは未曾有の惨事であつて、恐らくは西曆一九〇三年十二月三十日、米國シカゴ市のイロクイス劇場の火災で、五百七十一名の焼死者を出した記録以來の世界新記録なりと思へる。

滿洲國としては、昭和五年三月十八日に、吉林城東大門内の常設館「永吉電影館」の映寫室内より發火し、七十六名の焼死者と百二十六名の重軽傷者を出したのが近年の記録であるが、今回の大惨事には、同國當路者も嘸かし哀號愁嘆の事であらう。親善日本の國民としても哀悼痛惜の至りである。吾人は茲に謹んで深厚なる弔意を表する。

安東劇場「滿洲舞臺」の火災狀況は安東通信で、其の大體を知るに止り、其の建物構造や避難狀況等の詳細を審かにするを得ないが、發火原因が蠟燭にしる、ストーブにしる、舞臺裏から出火して十分間内に天井が焼落ちたのが事實とすれば、木造建物とは云ふものゝ凡そ其の程度も察

知せらるゝ。また非常口其他の避難設備も不完全なものであつたらう。其の場内に千五百人の觀衆が詰め寄せてゐた處へ、遽かに猛火の襲撃をうけたのだから、其の混亂名狀すべからざるや察するに餘りありといふべく、恐らく死者八百名の内、其の過半は年少の女子供で、身の焼けざるに先ち、窒息や壓死の難に遭つたものと想察せられる。

此の大惨事を出した劇場の經營者が本邦人であると聞いては、お互に餘り威張れぬわけであり、被害者滿人に對して恐縮の仕儀なりと謂はねばならぬが、又この出火の報に逸早く現場に駆け付け、身を挺して猛火の中に飛込み、多數の觀客を誘導救出、自らは遂に火柱の下敷となりて悲壯な最期をとげた警察官に、愛媛縣出身の植岡正應君ありと聞いては、吾人はそとろに感激の涙を禁ずる能はざるものがある。植岡君こそは、眞に其の本分に任じ、天職に殉じたる護神である。君が其の救難に赴くに當つてや、恐らく君の脳裡には「任務遂行に邁進」の一事あるのみで、同胞たると滿人たるの差別などは毛頭無かつたに相違ない。勿論千五百の滿人中に邦人五六人の有無など問題にしやうがない。則ち君は職分に對する責任感から、人類愛への眞心へ吶喊し、身を殺して異郷民守護の神に生きたのである。滿人八百の生靈も、地下に於て植岡君に相見へ、同胞救出の功績をたゞへて感謝して居ることであらう。所謂「江戸の華」なる眞意義は實に爰に有るを知



り、江戸の華から發展して「國際消防の華」を散つた植岡君の名は、とこしへに日滿消防史上を飾るであらう。君以て瞑すべきである。

本文の記者は、滿洲國の建國に際して、「滿洲國は先づ消防から」の一篇を草し、以て其の建國を祝福し、消防文化の發達を祈念したことがある。然るに去る一月二十六日に安東消防隊長曲洪洪君が火災防禦に奮戦して重傷を負ひ、終に殉職したとの安東通信を入手して、滿洲國に此の消防人ありと感激したものであるが、夫れより三週日を出でずして、安東に此の大慘事を惹起し、重ねて植岡君の殉職を見たのは、滿洲消防界に何等かの暗示を與ふるものではないかとも思へる。建國間もなき滿洲國としては、火防行政并に消防事業にしても、所謂黎明期を迎へたに過ぎぬ。滿洲國朝野の人士は、此の大慘事を以て、單なる偶發的のアクシデントなりと觀することなく、不幸なる奇禍として哀悼葬禮のみを以て足れりとせず、飽迄其の由て來る所を検討考覈して火防行政の改善に資し、消防人は此の機會を逸せず、宜しく消防事業に對する國民の理解を求め、其の使命の遂行に邁進し、火災防止と消防能率の増進を企圖し、所謂禍を轉じて福となすべく努力せねばならぬ。これが八百の犠牲者に對する國家國民の義務であり、殉職者の生靈に報ゆる何よりの香華であると信ずる。(昭和十二年二月)

## 銀座の銀栖鳳火事

今春(昭和十二年)は一月十七日に秋田縣平鹿郡八澤木村の炭燒業佐々木某の家で、炬燵から火を出し妻子三名燒死。同二十七日には富山縣下新川郡青木村履物職松平某の家で、風呂場から出火し、幼兒三人燒死。正月早々縁起の好くない兆であるが、消防設備の不備な山村の事だから已むなき仕儀であると思つてゐた處、同一月三十日には京城府明治町の鈴木アパートの火事で親子四名燒死。遂に悪魔は都會に進出を始めたなと思つてゐると、二月四日には東京目黒の火事で四姉妹が燒死。續いて同十三日に滿洲國安東の劇場火災で七百名燒死。之が山であり終焉であるかと考へて居ると、三月六日には東京銀座のまん中なる銀栖鳳の火事で男女十名が燒死とは、火魔の跳梁跋扈、實に端睨すべからずで、殊に其の被害が、財産よりも尊き人命を損することの多き、今年は消防人の大いに戒心を要する年だ。

人煙稀れなる山村漁村の火災なら知らず、消防設備の完成してゐる帝都の、しかも文化の尖端



をゆく銀座のまん中で、劇場観覧場の如き特別火災にあらざる、人家普通一般の火災で、十名の焼死者を出すなどは、之亦火災史上に新記録を添へたものである。此の出火を發見した銀栖鳳の料理人八束某は、二階へ焼け上る猛火に目覺め、三階へ警報のベルを押すと共に屋外へ飛出、街路火災報知機のボタンを押して引返し、三階の女達を救はんとしたが、既に猛火のために昇れなかつた、といふから此の警報を接受して駆付けた隣接の京橋、日本橋、丸ノ内を始め各消防署のポンプ自動車十四臺、梯子自動車二臺、救急車二臺も、時既に遅くして救助の間がなく、又叙上の如き機宜の處置を取つた料理人も、猛火に氣が顛倒したか、家内に人が残つてゐることを報告せなかつた爲め、消防車は延焼防禦に之れ助め、梯子自動車も使用せず終つたらしい。

震災後に出來た壁土の少ない木造建のバラックであり、それが煙突代りの役を勤める梯子段によりて火が廻るのであるから、八束某が階下の猛火に目覺めて五分間乃至十分間に、屋内は火煙に包まれた事であらうし、殊に火熱の直上集中する三階の屋根裏は、寧ろ一・二階よりも早く焦熱地獄となつた事は想察に餘りありと謂ふべく、斯様な横丁のバラック建の火事に對しては梯子自動車も、所謂古語の「雞を割くに焉ぞ牛刀を用ひん」の類で、間尺に合はぬわけである。

然らば此の悲惨事の原因は何處に在りやと云へば、畢竟するに建築並に従業員待遇取締上の缺

陥に歸するわけであり、今後に於ける建築保安上の好資料となつたに相違ないが、併しいくら法令上の取締を嚴にした處が、市民が之を實行する心懸けがなくては、此等の災禍を回避することは不可能である。事實は知らず、聞く所によれば、銀栖鳳の三階も届出は物置としてあり、つまり物置を九人の女の寢床に充て、居た一事が禍因となつてゐるのである。當局の取締にも限度がある。市民を災禍より救はんが爲めに、法令を出し取締を嚴重にしても、當人が其の身の爲めと思はず、唯だ眼前の利慾に眩惑して、法網を潜るを以て之れ利也と考へ、只管其の取締を回避せんとすれば、災禍も蓋し已むなき仕儀と謂はねばならぬ。則ち法令の徹底的實行は、結局市民の大なる自覺と、其の道徳心に訴ふるの外に途はあるまい。

現在帝都に於ける震災で焼失した防火地域の建築面積八十萬三千坪の内、耐火建築なるものは、其の一分七分四厘に相當する十四萬餘坪に過ぎぬ。残る所の八割二分六厘は木造である。而して其の多數は、表通りこそ混凝土造りであれ、化粧煉瓦であれ、其の御本體は十三年前に建てたベラ／＼のバラック建築である。ネオンサインの光眩ゆき銀座を散歩し乍ら「君！世界各國の都市で此の位明るい都はないよ」などと煽てられると、誰もが一寸陽氣になるけれど、一步横丁に入つて其の中味に直面すれば、忽ち暗い氣にならざるを得ないのが今日の銀座相である。此の



バラック文化なるが故に、往々にして斯の如き弱體を暴露するのである。

而して此のバラック建の存続期限も明十三年八月を以て満期となり、夫々除去命令も發せられて、耐火構造なる本建築の完成に、市民は協力して邁進せんとして居るものだ、處が最近世界的戦備熱の擴充に基く鐵材の暴騰に禍され、市立の小學校さへも、耐火建築から木造建築に模様替を餘儀なくされてゐる現下の情勢では、バラック撤廢、耐火構造の完成も、ドウやら所期通り、法令通りには實行が困難のやうに察せらる。若し此のバラック建が、今日の儘で存続するとせば帝都民は時々今回の如き大慘事に遭遇して、常に戰慄を禁じ得ない情態に置かれることを餘儀なくされるのであらうか。而して萬一の場合には、敵の空襲による小粒の燒夷彈に脅かされねばならぬのであらうか、假にバラックに代ふる耐火構造が完成せざる迄も、之が缺陷を補填して善處し得る方途が無いものであらうか。換言すればバラック文化の弱體を防火上丈けでも補強する妙案は無いものであらうか。

近來東京市内各區に家庭婦人を以て組織さるゝ防火婦人會の簇出を見る。察するに之れは、前警視廳消防部長重田忠保氏が「火災原因の九分迄は失火であり、其の失火は殆ど家庭婦人の責任である、故に火災の豫防は先づ家庭婦人から教育せねばならぬ」との觀念より、帝都に於ける火

事の卵を絶滅するのは、結局「防火婦人會」の活動にありとの意圖から、就任以來三年管下の消防署長又は警察署長を激勵して、各區各町に防火婦人會の設立を企てられたものが、此頃漸く花が咲き、實を結んで來たものと想へる。

惟ふに此の防火婦人會の如きも、バラック文化の弱體を補強する工作の一種ではあるまいか。唯だ記者の慮る處は、凡そ會なるものが、之を組織する困難よりも、之を活動せしむる事の更に困難なる一事である。假に各消防署長諸士が各管下防火婦人會をリードする人として、若し其の御人が、重田消防部長在職當時に於ける一片の義理合より、上司の意圖に對する申譯的の觀念より出發したものとすれば、其人の司る防火婦人會は、重田部長が榮轉した二月十三日を以て、既に精神的に解消したものと云つて宜い。併し若し其の御人が、重田消防部長の心を自己の心として、同部長の帝都防火事業に寄與せんとした意圖を、衷心より實行せんとの決意より出發したものとすれば、其人の司る防火婦人會は、帝都永遠の火災防止事業に、活動し貢獻するであらう。要するに此の防火婦人會をして、格好十割のみで唯だ其の形骸を止める事にするか、或は又、此會を十二分に活動せしめて、バラック文化の弱體を補強する有力團體たらしむるかは、一に之をリードする中心人物の如何にあり、其の御人の信念如何にありと思ふ。大慘事を惹起した銀栖



鳳にしても其の經營者を始め、従業員の大多數は婦人である。犠牲者も一男九女である。各防火婦人會に期待せんとする。決して所以なきに非ず。(昭和十二年三月)

## 淺草の同情園火災

昭和十二年は新春以來、火災に因る人命の損害著しき事件が重々續出すること未曾有の年である。三月六日に銀座のまん中なる銀栖鳳の火事で、男女十名が焼死し、帝都を震駭させたものであるが、今度は又も、六月三十日に、淺草の同情園の火災で、幼児十名の焼死者を出し、更に悲しむべき一記録を副へたものだ。

我國人は古來子供を寵愛する特性がある。所謂「子寶」と稱して、貧富の差別なく子供を愛する。貧なれば貧なるほど、他を顧みて其の子をいとしがる人情美がある。頑是なき幼な子の欲望を抑へるに忍びず、其の笑顔を見んとして、不知不識の間に法に觸れる行爲に出る親さへも數々ある。日本は或る意味に於て子供王國である。此の子供達の中で、直接親の愛さへ受けられぬも

の、即ち母親がないか、父親がないか、或は捨て子であるか等々、悉く薄倅な子たち、最も不幸な境遇の子たちの集團である同情園にまで火魔が見舞ふとは、よく／＼不運の子達で、此の可憐な幼児の焼死者に對し、誰しも一掬の涙を禁じ得ないであらう。

而して先代の意志を嗣ぎ、此の社會事業に奉仕する坂卷てる子女史が、責任者の立場に在りとは謂へ、罹災の間に此等の子供を救助するため、焦頭爛額の猛火の中に飛込むこと幾度、身に重傷を負ひ乍ら數名の兒童を抱へて救出したる陋巷美談に對しては、何人と雖も感謝せざるものもあるまい。市井の婦女子が此の陋巷美談に感激せるの餘りか、談偶々此の火災事件に及ぶと、彼女等は口を揃へて「園主さんとは云ひ乍ら、女子でさへも彼れ丈けの働きをするのに、駈付けた消防手やお巡りさんは、一體何をしてゐたのだらう。唯だ立つて見てゐたのでせうか、貴君はドウ思ひます」と憤慨されるのは、記者も聊か閉口してゐる。蓋し此の憤慨の言葉は、唯だ婦女子の一時的同情心の發露に過ぎぬであらう乎、婦女子さへも此の感を深くする事は、則ち帝都市民一般的の所感であり、大衆の聲也と見るべきであらう乎。

同情園の出火發見は望樓である。即ち火の見發見である。震災後に建てられた木造の假建築であるから、原因が二階の炬燵にせよ、アンカにせよ、失火して夫れが天井から屋根裏へ抜けた火



煙により、火の見櫓で発見されたものみすれば、消防署の消防自動車隊が現場に駆付けた時には、火焰は既に二階中に廻つてゐた事は想像するに難くない。故に先着の消防隊は、先づ注水を急いだに相違ない。

併し消防自動車には、必ず人命救助の任を兼ねる「先行員」なる者が乗つて居る筈であるから、専任救助隊の到着を待たず、此の先行員は先づ屋内に人の居残りの有無を取調べる筈である。殊に此の消防自動車が所管内のものとするれば、木造家屋に年少の園児六十餘名を收容する託兒所なることは、日常より百も承知の事であるから、居残りの有無を確かめぬ筈もなく、假令保姆などが「無し」と云ふても、實際は疑ひの眼を以て其の眞否を確めに懸るのが常識であらう。而して居残り者ありとの疑ひあれば、注水に先行して、若くは注水と同時に、その支援を受け乍らでも屋内の搜索を試みるのが當然ではあるまい乎。銀栖鳳の如く屋根裏ではなし、一度足を二階に踏み込めば、其處には十名の幼児が居るのだから、氣息の有無は問はず、其の一人や二人は、一名の消防手を以てしても抱へ出し得たものではあるまい乎。それにも拘らず、吾が消防隊員の手によりて、一人の園児さへも救出し得たる口傳が無之、一人の遺骸さへも擔ぎ出したる噂を聞かぬ、園児十人の残骸悉くを其の焼跡より発見した、とあつては、帝都消防の面目何處にかあるで、叙

上婦女子の質問に對しても、吾々は返す言葉を見出し得ない。

尤も火事場のことは強ち常識で斷ずるを得ないもので、其處には現場相當の成り行きがあり、理由が存するものと思ふが、同時に斯様な結果を齎すには、消防の組織や制度上に於て、夫れ相當の缺陷があるのではあるまいか、消防戦術上に於ても、未だ研究を要すべき幾多の問題が存するのではあるまいか。考へることだ。(昭和十二年七月)

## 板橋工場街の大爆發火災

五月九日、帝都の一角、板橋工場街に於ける大爆發火災は、一瞬の裡に死傷者百九十四名を出し、一時間を出でざるに約二百八十萬圓の損害を與へたが、之は直接損害の見積であつて、此の大爆發を起した場所附近一帯の間接損害を加算計上すれば、蓋し相當の額に上るであらう。御膝下の椿事だけに關係者たる内務・厚生・商工三省では棄て措くわけには行かず、夫々その原因を徹底的に調査の上、一般災害取締、工場災害取締、鑛山災害取締等の見地から、今後は三省間



に隨時聯絡會議を開き、積極的の災害防止施設に乗出す方針であるといふ。どうか爆發的でなく花火線香的でなく、お調子を合すばかりの懸聲的でなく、一つ本格的に乗出して貰ひたい。

爆發物火災は、非常に短時間の中に多大の災害を蒙る特異性がある。無煙火薬の如き爆發物が爆發する時には、爆發の波が一秒間に數千メートルの速力を以て、まだ變化しない爆發物を通つて、物質を變化しつゝ進行する。雷管は常に燃燒するヒューズか又は電流によりて發火する。光が雷酸鹽にあたる時には、最初一秒間十メートルの速度で燃燒するが、反應が益々速かになり、恐らく一秒の三千分の一以内の短時間で爆發が起るといふことだ。

而して此の爆發物火災は、一つの建物が爆發すると、燃えつゝある物質を周圍に飛散せしめ、他の残れる方に點火し、より烈しい爆發を起すし、又共鳴的の爆發も起り得る。然し乍ら大概の場合には、他の建物に點火する以前に此等の飛火を消す時間は、燃えて居る建物の焼け落ちる間に十分あるわけ故、若し各工場に夫れ／＼自家を衛るに足る自衛消防隊があり、夫れが爆發と同時に即刻活動を開始して、防衛上適當の措置を講ずるならば、延焼防止も相當可能であるが、唯だ他力本願で官公消防隊の來援を待つばかりでは仕方がない。英國内務省一九一六年、爆發物検査官の報告中に左の如き一節がある。

「二つの事故で死んだ此の百五十八名の犠牲者は、工場の監理者が消火の爲めに無駄な努力をするよりも、其の間に一人残らず避難せしめることに留意したら、殺さずに済んだものであらう。」

關東大震災火災の經驗に徴しても明白であるが、斯かる爆發危険物を製造する工場は勿論、凡ての工場には相當適切なる防火設備をなしたる上、各々自家を防衛する丈けの自衛消防隊を組織せしめ置くことが絶対に必要である。何となれば大火の場合、此等建造物は、孰れも延焼の媒介物となり易いからだ。

板橋の工場街爆發も、極めて短時間に行はれたらしい。日本セルロイド工場の門前で、人夫の煙草の火からトラック積載のセルロイド屑が燃え上り、之が日本火工會社乾燥中の火薬に燃え移り、更に火薬庫に引火して大爆發をなし、更に之が日本セルロイド工場に引火爆發する迄の間は實にアツといふ短時間であつたらしい。此の大爆發の轟音や、冲天の煙柱を見てから、所管消防署隊が駆け付けた時には、既に數箇所引火延焼して、二臺や三臺のポンプでは手が付けられなかつたのは當然だ。警視廳消防本部から監察隊が急行し、遠距離の現場に到着したのが爆發後廿五分乃至卅分であるが、當時東京發動機工場が燃え上つてゐたといふから、此の時既に六十棟二千



五百坪の建物は、焰の中にあつたらしい。

斯様な爆發物火災を防禦する消防の一般法則としては、速に其の火元に駆付けて、危険建造物に對する延焼阻止と人命救助に努力するの外はないのであるが、何様右の如く瞬間的に爆發・飛火・延焼が行はれては、官公消防隊は出勤早々孰れも大火災に直面し、豪華なる燃焼面積と、之に伴ふ廣大なる延焼炎波線上に、放水防禦戦を開始せねばならぬ。而も斯様な工場街のある邊鄙な土地に限つて、必ずや水利不便とあるので、河川の水を利用し、三臺又は五臺のポンプ中繼放水による消火戦と來ては、消防隊の苦戦も察するに餘りがある。

警視廳消防部は、此の工場街爆發のために、全市各消防署から、其の所有消防自動車總數の約三分の一を動員出勤、消火防禦に當らしめたのであつたが、此の火災が短時間に分散的多發性なること、恰も空襲下に於ける焼夷彈の爆發に酷似してゐるので、之を空襲時に對する防禦作戰に想到する處あり、改組して間もなき警防團の實行力は兎に角、自己自隊の擁する消防機械と、之が全力を擧げたる場合の消防能率程度如何につき、相當好個の宿題と、深刻なる暗示を與へられたことは勿怪の幸ひであつた。

警視廳消防の責任當局が、此の板橋工場街爆發火災の消防戦に因りて、爰に改めて一朝有事の

際に於ける帝都——万邦無比の千代田城を中心に、市内に所在する幾多有要なる國家建造物を初め、六百五十萬市民の生命財産保護に任ずる大責任を自覺し、此の責務を完全に遂行すべき組織並に施設に就きて、更に三省五廳の検討を爲したる上、時局に適應したる刷新改善を敢行するとなれば、所謂轉禍爲福で、此の爆發火災も決して無意味ではない、則ち天の啓示と謂ふべきである。最近、新消防部長に永岡文男氏を迎へたる時に於て、刷新改善は殊に意義も深いわけである。警視廳二千三百の消防職員に對して衷心より其の發奮と熱意とを切望して已まぬ。

(昭和十四年五月)

## 芝區田町の大火に就て

日消防本部長足下——

仰せの通り、東京も今年は近年にない火事の當り年です。三月二十三日小石川區久堅町の大火、百十二戸、損害約三十萬圓を皮切りに、五月九日板橋區志村工場街の大爆發火災、六十二棟、二

芝區田町の大火に就て



千六百八十九坪、損害約二百八十萬圓。五月廿一日大森區大森の大火、罹災者百九十五世帯、焼失區域五千坪、損害約六十萬圓、五月二十二日芝區田町の大火が十三工場七十五戸、損害約三百五十萬圓。以上四大火の損害だけでもざつと七百廿萬圓でありますから、今年中の東京の火災損害は相當に尨大な額に上るだらうと思ひます。

芝區田町の大火に於ける消防作業成績に就ては、帝都消防人の間でも相當話題に上つて居ります。内務省警保局の畠田警務課長が、警視廳の責任當局に對して「あの電車道路を越えて専賣局を焼くなど、東京の消防もダランがないねえ」と云はれたとか傳聞しましたが、其の位の事はありません。また暫らく東京に大火が無かつた後であり、此の機會に警視廳消防隊防禦活動の御手並拜見のため、態々上京して餘燼の上る焼跡を視察する地方消防人の熱心家もありまして、夫等の人々から眞面目に、率直に穿鑿攻究されて困り顔の消防官もお見受けしました。

此の田町の大火には、私も未だ餘燼のある中に駆付けて、其の大體を視察しました。其の現場に佇立して四圍の状況を一瞥した刹那、

「お氣の毒だが、此の火災に於ける防禦戦は失敗だな、總指揮官が先づ以て(一)電車道路幅員十五間の大道に氣をゆるし(二)此の大道路向ふに在る専賣局の煉瓦建に氣をゆるし(三)強風に

煽られてゐる發火點周圍の延焼防禦にのみ心を捉はれて、風下の向側へ早くホースを廻し屋根や壁を濡さなかつたのが主なる原因だな」

これが私の感想であり、私の消防常識より觀た焼跡の判断でありました。

併し刹那の感想や焼跡判断は兎角誤りを生じやすいものであります故、此の判断の正否を検討し、眞實なる火災記録を得て更に推敲する要があると、私は夫れから警視廳消防部を訪ねました。而して此の大火に出動したABC三消防官に對し、其の一人々々に就き(一)貴官が應援出動で現場に到着された時刻(二)其の時に専賣局の屋根に火はついてゐたか(三)の二問を發して、其のお答へを記録して見ると、凡そ左の通りでした。

A消防官——僕が現場へ着いたのは、もう一時五十分でした。左様(一寸首を捻つて)専賣局の屋根に火はチラホラ見へたと思ひます。

B消防官——僕が着いたのは一時四十分乃至四十五分頃でせう、左様、専賣局の屋根にも、火がチラと見えてゐたかな。

C消防官——僕が現場へ着いたのは一時廿分だ、勿論専賣局なんかへ火はついてゐなかつた、風は相當あつたけれど、あんな廣い電車道路があるし、あれを越えて煉瓦建の専賣局へ火が移る



とは考へなかつたので、現場包圍の延焼防禦戦に懸命であつた處、オヤ專賣局へ火がついたといふ聲に、驚いて見上げると君、ほんとだらうイヤ全く驚いたね。

御承知の通り故參の消防官は要領がよく、問答中にも肝腎の點になると責任を考慮するためか、チラツと不得要領に終り勝ちですが、消防官として未だ長い経験の所有者でない方は、此の點が甚だ淡泊です。C消防官の此の正直なる告白には、私の方が驚いちやつて眼のやり場に困りました。私の見學利那の感想や、焼跡判断も、斯様にアツサリ裏書きをされると、結論が出てしまつて、書くことが無くなるといふ譯です。大森大火とは違つて、此方は水利もよく、二、三十分後は水壓も相當充分にあつたといふことでした。

それから私は消防部の通信室を訪ね、當直番主任の消防曹長につき、該大火の記録を見せて貰いますと如左です。

- △發火時刻 五月廿二日午前一時四分
- △覺知時刻 同一時七分、報知電話
- △鎮火時刻 同四時四十分
- △出場車 四十二臺

△風向風速 北東七米

△損害 全燒十六棟千八百坪、住宅四十七棟七十三世帯、半燒二棟二世帯、燒失面積合計二千二百二十坪

△發火原因 油櫃の自然發火（これは後日認定されたもの）

發火場所は市電「札の辻」の終點左側、東京地方專賣局芝工場の筋向ふでありまして、所轄方面署たる芝お成門の芝消防署から約二杆、時速六十五杆の消防自動車だと三分以内で到着する距離また警視廳消防本部からだと約四杆で五分以内に到着する距離です。

右記録の内、誰しも知らんとする處は、防禦策戦と關聯する消防自動車の出勤情況如何であると考へますので、参考のため、其の出勤命令時刻の記録を拜見すると左の通りです。

所轄方面各署	午前一時七分	九臺
第一應援	同一時二十分	五臺
第二	同一時四十分	六臺
第三	同一時五十分	四臺

（此時現場より梯子自動車出勤の要請あり）



- 第四 同 一時五十六分 三臺（内梯子一）
- 第五 同 二時二分 三臺（内梯子二、救急一）
- 第六 同 二時十分 四臺
- 第七 同 二時四十四分 四臺（内破壊一、救急三）
- 第八 同 三時三十分 四臺

則ち即刻出動のポンプ自動車九臺、應援ポンプ自動車二十五臺、計三十四臺、之に梯子自動車三臺、破壊車一臺、急救車四臺を加へて、總計四十二臺の消防自動車が出動した勘定です。此の記録により専賣局四階が燃上つたのは、梯子自動車出動要請の時刻から推定して、一時五十分以前といふことだけは確實です。そして其の發火はC消防官の言責と此の記録とを照合すると、一時廿分から同五十分の間にあることも想像されます。

而して出火發見即刻出動した所管消防各署の九臺以外、即ちポンプ自動車二十五臺や、梯子自動車三臺等の應援出動命令は（一）先づ現場に於ける當該方面消防署長の要請に基き、（二）次では消防部監察課より出動したる現場監察隊の命令——之を司令部代理として——に基き（三）次では消防部長又は消防課長自ら出動したる現場司令部の命令に基き、孰れも消防部通信室を経由して

市内消防署に、此の命令傳達が電話により傳達速報され、爰に各署應援活動を起生するわけでありませう。故に理論上に於ける現場指揮者責任の歸趨は、當初監察隊到着までの間は方面消防署長にあり、部長課長等最高指揮官到着して司令部開設までの間は監察隊長にあり、といふわけですが、此等の要請や命令が通信室を経由する場合、ソックリ其儘通過するものでなく、其通信室主任曹長の手心によりて多少の鹽梅加減が行はれるので、其の要請命令者に全責任を負はすわけにも行かず、責任の歸趨を明確にするに就ては、事務分掌上まだ相當に研究の餘地ありと考へられます。

今回の責任に就ては、叙上の如く、C消防官が私にさへ、其の未経験による失敗を無邪氣に打明けられた位ですし、殊に長谷川豊秋曹長が壯烈なる殉職を遂げた火災でもありますから、勿論上司に對する報告書にしても、より以上、此の火災を惹起するに至つた所以を、逐一詳述されて居ることと考へます。まだ盡さぬ所があるやうな氣も致しますが、之れ以上は、次回御上京の節警視廳消防當局に就て直接御研究を御願ひ申上ます。

附言——前記C消防官の言説につき、某消防官は之を否定し「それは錯覺か他人の代辯だ、彼氏が現場に到着したのは午前二時二十分だ」とも申されてゐますが、一先づ當時其の責任



者たりしC消防官の申された事を眞實也として爰に御報告申上げておきます。

(昭和十四年六月)

## 第二 火防篇

### 消火器と顧客

先頃筆者と別懇の間柄である市内の某消火器具店の店主が態々來訪されて「どうも近來消火器の賣行が思はしくない、廣告も利かないが、之はどうした譯であらう」と云ふ質問であつた。此答辯には筆者も聊か躊躇して居た處が「親切氣があるなら率直に話して貰ひたい」と云ふ至極眞面目なお話なので私も左の卑見を述べた。

「露骨に申上げれば、今の内地製の消火器の多くが賣れ行の悪いのは尤もの事であると思ひます。其理由は時代の進むに伴れて御承知の通り發火原因が變つて來る。現在東京市内の發火原因の多くは、電氣やガソリン、石油等の油類或はセルロイドなどでありますが、今の消火器で果して此等の發火に充分効力あるものがあるでせうか、製造者御自身確かに効力ありとの信念がある



でせうか、行火や火鉢或は煙草の吸設位の發火には當然効力もありませうから、一般の家庭には推奨が出来るにしても、會社工場等の特殊建物には如何でせうか、則ち現今の發火原因の中、何の位の率まで内地製の消火器が効率を有するものであるか、其邊の御研究を願ひたいものです。又二十餘年前米國から輸入した消火器を其儘模倣した限りで、器具にも藥品にも何等の改良が加へられず、二十年前の物と同一の消火器が、二十年後の今日の時世、發火原因等の殆ど相違して居る時代に、實を言へば賣れるのが不思議ではありませんまいか。外國品は皆さんが模倣された當時こそ、殆ど似た物でもあつたでせうが、先方では年々歳々研究に研究を積み、改善に改善を加へ來つて、今日では器具も藥品も全然面目を改めた、時代に適應した立派な消火器になつて居ります。失禮ながら皆さんは、此の消火器の製造販賣で家計を樹てられ、多くの子女を教育し、相當の家産を遺されて居りますが、此の消火器の改良改善の爲めに、果して幾許の研究費を投ぜられたか伺ひたいものです」と、賢明なる店主は聊か開心開眼の態で、幸ひ此の卑見を諒せられた後、「よく解つた」と云つて辭去されたのである。

ところが頃日私が市内の或消防機具商の店頭に居ると、一人の客が見え「消火器を下さいませんか」と云つて、其値段を問ふた處が、客人の顔色を見て取つた番頭が「あなたが御入用なのは

ほんとうに火を消す消火器ですか、それともたゞ警察除けですか」と逆襲的の質問を發した所、其の客人は平氣で「どうせ警察除けですよ」と云ひ、番頭が出す赤い長罐入の粉末消火器を一本買つて行く其後ろ姿を見て、世は様々と私は實に感慨無量であつた。

更に番頭さんの曰く「別にあんな消火器を賣りたくもありませんが、之れも矢張り商賣ですからね、客人が眞實に火災を防ぐ爲めにと思つて、火が消える消火器を買ひたいと云ふのなら別ですが、たゞ巡査の小言を除けるだけで、何でも宜いから安い物と云へば、此の警察除けを賣つてやります。之れでもブラ下げて置けば巡査は納得するのでせうから、消火器の良い悪いなんか警察官にも判らぬものと見えますよ」と。一應御尤もの説であるが、東京が未だ此の状態であるから、地方などでは如何であらうと徐ろに心細い感がする。

此の低能な無智な客人を見ると、記者の攻撃めいた卑見を謹聽された某店主に對しても一寸御氣の毒の感がないでもない。併し夫れは皮相の考へであらねばならぬ。第一斯様な客人は顧客として正座に据える價值のない人間である。假令大きな頭の所有者であつても確かに低能である。眼を開いて居つても盲人と同様の人である、燒死者などの中には此種の人間が多分に含まれて居ることであらう。第二に消防機具商と雖も番頭さんの申す如く、勿論商賣に相違ない。去り乍ら



今少し社會奉仕の觀念が有つて欲しい。唯ハイ／＼で警察除けの消火器を賣らないで、斯様な無智な客人は愛嬌よく説破して、其自覺を促すだけの親切氣があつて欲しい。而して其親切氣は決して商賣道に戻るものでなく、寧ろ御店の永久的繁昌を期する所以である。目先根性、浮つ調子は禁物である。(大正十二年十二月)

### 火災防止局設置を提唱

筆者は大正九年來東京府の隣縣である千葉、茨城、埼玉、栃木、山梨の各縣下に於ける消防狀況を視察して其消防施設が餘りに相違し、消防思想の普及並に組員の知識程度に少なからぬ軒輊があるのを感じたのであるが、之れは右の隣縣だけであるかとも考へて、各縣より上京せらるゝ警察當局者或は消防組頭等に就て聞知すると、矢張り全國各縣共似たものであるといふ推定が出来たのである。

松井茂博士の御説に依れば、我が日本の警察行政は世界各國の夫れに比し、其統一されたる點

に於て、其成績の點に於て優秀の地位にあるといふことであるが、警察の一部に屬する消防行政の點に就ては果して如何であるかと疑はざるを得ない。

勿論我國の地方市町村消防組は何れも義勇消防であつて、自治的精神に重きを置き、警察官は之を指導監督するに止まり、其主力は市町村の消防組員に存するのであるから、自然其地方地方の氣風に養はれ、市町村の經濟的關係に拘束せられ、平等の發達を期し得ないのも已むを得ざることであるが、全國の消防能率を増進する上からいへば、消防組も警察も同様統一して發展せしめべきものである。

それにはどうしても火災行政を獨立したる特別機關を作らねばならぬ。則ち我が内務省に火災防止局とも云ふべき一局を新設して、全國各府縣の火災に關する事務を統制し、之が指導監督をせねばならぬと思ふ。米國には殆んど凡ての州に火災防止局 (State Fire Prevention Bureau) なるものがあつて火災に關する諸般の事務を掌り、専門的に研究せられて適當なる建築條例、火災防止令、危險物の取締令が立案せられ、公布せられ、實行せられて居る。我國では警視廳に消防部があり、大阪府警察部に消防課があるのみで、他府縣では消防事務を警察部保安課の一部に取扱はしめて居るに過ぎぬ。各府縣に社會課だの産業課だのを置かれてある今日の時勢では、少く